知的財産制度の概要

2025年度知的財産権制度説明会（初心者向け）

特許庁総務部普及支援課　産業財産権専門官

特許庁

1 知的財産とは？
2 特許制度の概要
3 実用新案制度の概要
4 意匠制度の概要
5 商標制度の概要
6 その他の知的財産（不正競争防止法）
7 その他の運用
8 特許庁の中小企業支援策

１．知的財産とは？

知的財産とは何か？①

盗用されると…

モノ

返還を請求できる

情報

情報は誰に帰属するか分からない。加えて、複製も容易なため、盗用されても自分の情報だと主張するのが難しい

では、情報である知的財産はどのように保護されるのだろうか。

（出典）デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
（平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究）

知的財産とは何か？②

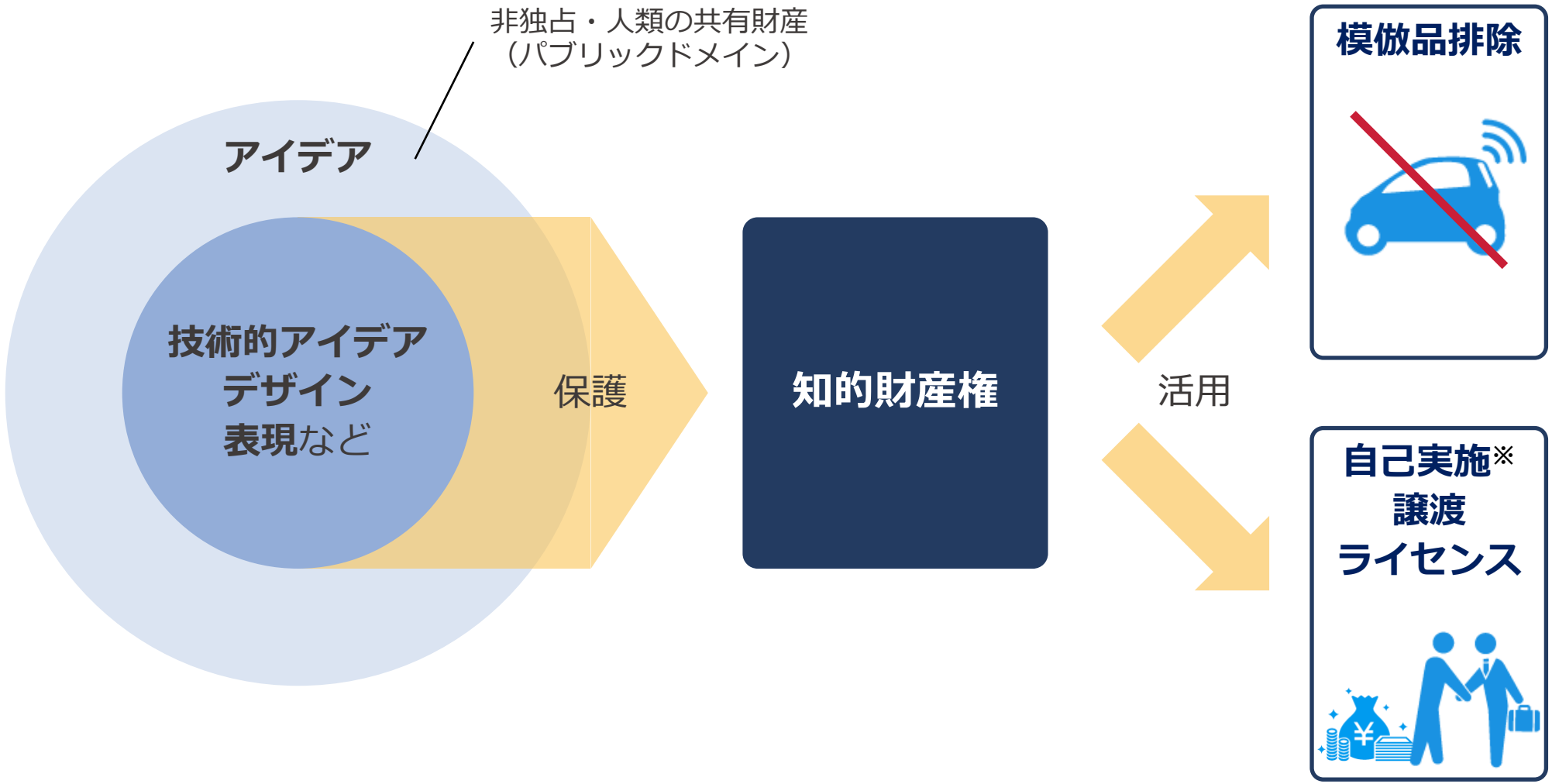

※：製品等の製造、使用、輸出入など。

（出典）デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
（平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究）

この商品御存じですか・・・？

特許第5727888号
登録意匠 第1443164号 / 第1459666号
登録商標 第5860508号 / 第6169390号 ほか

「やわらか密封ボトル」のひみつ

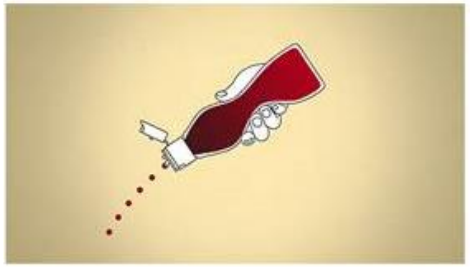

01 押し出し式

ボトルを押すとしょうゆが出て、戻すと止まる「押し出し式」で内側の袋だけが小さくなっていく2重構造。最初から最後まで容器が変形しないので、使いやすさが変わりません。

02 しょうゆの色の変化

しょうゆが空気に触れないから、開栓後常温保存で90日間、鮮やかな色や風味が変わらずいつでも新鮮で美味しくめしあがれます。

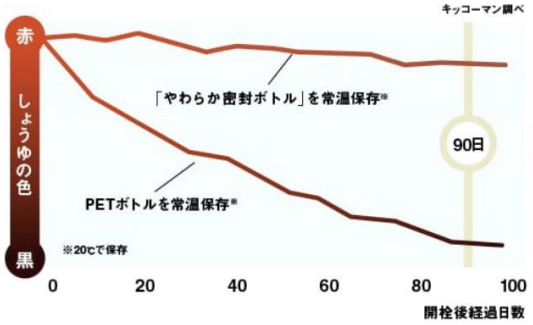

03 調節自在の注ぎやすさ

片手でも扱いやすく、狙ったところに注げるので、スムーズな料理の流れを止めることがありません。また、一滴から欲しい分まで、注ぐ量を自在に調節できます。

（出典）キッコーマン株式会社公式HPを基に特許庁作成

https://www.kikkoman.co.jp/kikkoman/shinsen/

身近な商品に含まれる知的財産権①

実はこれ「特許権」を取得している商品なんです！

(19)【発行国】日本国特許庁(JP)
(12)【公報種別】特許公報(B2)
(11)【特許番号】特許第5727888号(P5727888)
(24)【登録日】平成27年4月10日(2015.4.10)
(45)【発行日】平成27年6月3日(2015.6.3)
(54)【発明の名称】吐出容器
(51)【国際特許分類】
　Ｂ６５Ｄ　83/00　　(2006.01)
　Ｂ６５Ｄ　47/20　　(2006.01)
　Ｂ６５Ｄ　47/08　　(2006.01)
【ＦＩ】
　Ｂ６５Ｄ　83/00　　Ｇ
　Ｂ６５Ｄ　47/20
　Ｂ６５Ｄ　47/08
【請求項の数】11
【全頁数】19
(21)【出願番号】特願2011-153262(P2011-153262)
(22)【出願日】平成23年7月11日(2011.7.11)
(65)【公開番号】特開2012-192975(P2012-192975A)
(43)【公開日】平成24年10月11日(2012.10.11)
【審査請求日】平成25年12月9日(2013.12.9)
(31)【優先権主張番号】特願2011-42180(P2011-42180)
(32)【優先日】平成23年2月28日(2011.2.28)
(33)【優先権主張国】日本国(JP)
(73)【特許権者】
【識別番号】000006909
【氏名又は名称】株式会社吉野工業所
(73)【特許権者】
【識別番号】000004477
【氏名又は名称】キッコーマン株式会社

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ...

拡大および回転

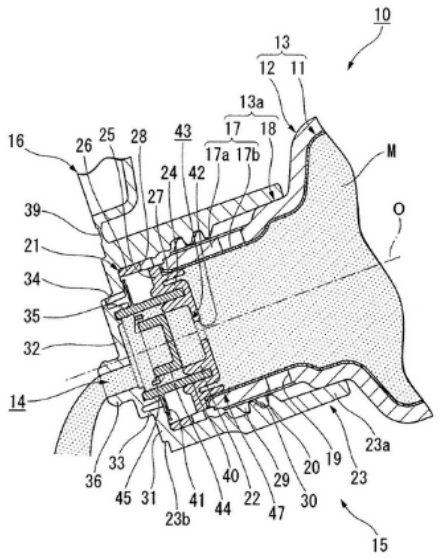

図4

特許第5727888号
株式会社吉野工業所
キッコーマン株式会社
「吐出容器」

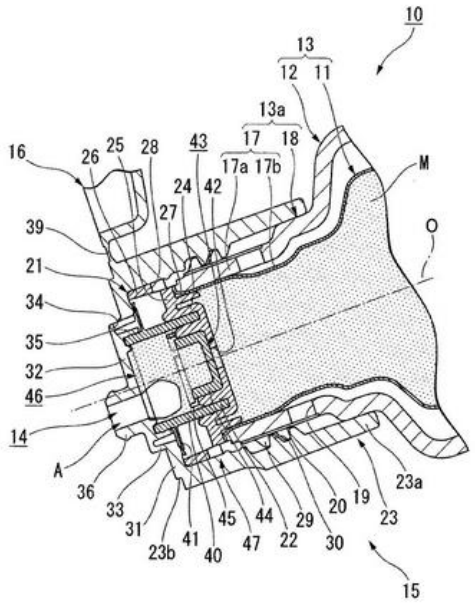

図5

（出典）（独）工業所有権情報・研修館　特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

身近な商品に含まれる知的財産権②

特許のほかに、形状を「意匠権」として登録！

（１９）【発行国・地域】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】平成２４年６月１１日（２０１２．６．１１）
（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１４４３１６４号（Ｄ１４４３１６４）
（２４）【登録日】平成２４年５月１１日（２０１２．５．１１）
（５４）【意匠に係る物品】注出口付き包装用容器
【部分意匠】
【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第１４４３６８９号（Ｄ１４４３６８９）
（５２）【意匠分類】Ｆ４－７３０
（５１）【国際意匠分類（参考）】０９－０１、０９－０３
【Ｄターム】Ｆ４－７３０ＢＢ
（２１）【出願番号】意願２０１１－１２９７９（Ｄ２０１１－１２９７９）
（２２）【出願日】平成２３年６月８日（２０１１．６．８）
（７２）【創作者】
【氏名】桑垣　傳美
（７２）【創作者】
【氏名】福本　将士
（７２）【創作者】
【氏名】米山　正史
（７２）【創作者】
【氏名】宮入　圭介
（７３）【意匠権者】
【識別番号】０００００４４７７
【氏名又は名称】キッコーマン株式会社
【氏名又は名称原語表記】Ｋｉｋｋｏｍａｎ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
（７３）【意匠権者】
【識別番号】０００００６９０９
【氏名又は名称】株式会社吉野工業所
【氏名又は名称原語表記】ＹＯＳＨＩＮＯ　ＫＯＧＹＯＳＨＯ　ＣＯ．，ＬＴＤ．
（７４）【代理人】
【識別番号】１００００７９１０８
【弁理士】
【氏名又は名称】稲葉　良幸
（７４）【代理人】
【識別番号】１００００８０９５３
【弁理士】
【氏名又は名称】田中　克郎
【審査官】小林　裕和
（５５）【意匠に係る物品の説明】本物品は、内容物を抽出するための注出口を有する包装用容器である。

登録意匠第1443164号
キッコーマン株式会社　株式会社吉野工業所
「注出口付き包装用容器」

登録意匠第1459666号
キッコーマン株式会社　株式会社吉野工業所
「包装用容器の注出口」

（１９）【発行国・地域】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】平成２５年１月２１日（２０１３．１．２１）
（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１４５９６６６号（Ｄ１４５９６６６）
（２４）【登録日】平成２４年１２月１４日（２０１２．１２．１４）
（５４）【意匠に係る物品】包装用容器の注出口
【部分意匠】
（５２）【意匠分類】Ｆ４－９１２２０
（５１）【国際意匠分類（参考）】０９－０７
【Ｄターム】Ｆ４－９１２２０ＡＢ
（２１）【出願番号】意願２０１２－１７０８０（Ｄ２０１２－１７０８０）
（２２）【出願日】平成２４年７月１８日（２０１２．７．１８）
（７２）【創作者】
【氏名】福本　将士
（７２）【創作者】
【氏名】桑垣　傳美
（７２）【創作者】
【氏名】坂本　智
（７２）【創作者】
【氏名】宮入　圭介
（７３）【意匠権者】
【識別番号】０００００４４７７
【氏名又は名称】キッコーマン株式会社
【氏名又は名称原語表記】Ｋｉｋｋｏｍａｎ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
（７３）【意匠権者】
【識別番号】０００００６９０９
【氏名又は名称】株式会社吉野工業所
【氏名又は名称原語表記】ＹＯＳＨＩＮＯ　ＫＯＧＹＯＳＨＯ　ＣＯ．，ＬＴＤ．
（７４）【代理人】
【識別番号】１００００７９１０８

（出典）（独）工業所有権情報・研修館　特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

身近な商品に含まれる知的財産権③

さらに、商品名は「商標権」として登録！

(111)登録番号　：第5860508号
(151)登録日　：平成28(2016)年 6月 24日
(450)登録公報発行日　：平成28(2016)年 7月 26日
(441)公開日　：平成27(2015)年 2月 3日
(210)出願番号　：商願2015-2273
(220)出願日　：平成27(2015)年 1月 13日
先願権発生日　：平成27(2015)年 1月 13日
(180)存続期間満了日　：令和8(2026)年 6月 24日
拒絶査定発送日　：平成27(2015)年 8月 4日

商標(検索用)　：いつでも新鮮
(541)標準文字商標　：いつでも新鮮
(561)称呼（参考情報）　：イツデモシンセン

(732)権利者
氏名又は名称　：キッコーマン株式会社
住所又は居所　：千葉県野田市

付加情報　：標準文字
審判番号　：2015-19794
審判種別　：査定不服審判
審判請求日　：平成27(2015)年 11月 4日

法区分　：平成２３年法
国際分類版表示　：第１０版
(500)区分数　：1
(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】【類似群コード】
30　しょうゆ
31A02

(541)　- 閉じる

1

拡大および回転

いつでも新鮮

登録商標第5860508号
キッコーマン株式会社
「いつでも新鮮」

登録商標第6169390号
キッコーマン株式会社

（出典）（独）工業所有権情報・研修館　特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

知財ミックスの事例

■この商品に含まれている代表的な知的財産権

特許権

ボトル用のキャップ

意匠権

ボトル用のキャップ
ボトル

商標権

１つの製品を複合的に権利化
⇒**知財ミックス**

（出典）キッコーマン株式会社公式HPを基に特許庁作成
https://www.kikkoman.com/jp/quality/ip/protection.html/

知的財産権の種類①

知的創作物についての権利等

特許権（特許法）	○「発明」を保護 ○出願から20年（一部25年に延長）
実用新案権（実用新案法）	○物品の形状等の「考案」を保護 ○出願から10年
意匠権（意匠法）	○物品、建築物、画像のデザインを保護 ○出願から25年
著作権（著作権法）	○文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護 ○死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年）
回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）	○半導体集積回路の回路配置の利用を保護 ○登録から10年
育成者権（種苗法）	○植物の新品種を保護 ○登録から25年（樹木30年）
（技術上、営業上の情報）営業秘密（不正競争防止法）	○ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業上の標識についての権利等

商標権（商標法）	○商品･サービスに使用するマークを保護 ○登録から10年（更新あり）
商号（商法等）	○商号を保護
商品等表示（不正競争防止法）	○周知・著名な商標等の不正使用を規制
地理的表示（GI）（特定農林水産物の名称の保護に関する法律） 地理的表示（GI）（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）	○品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の総称＝**「産業財産権」、特許庁が所管**

知的財産権の種類②

【絶対的な独占権】

特許庁、農水省、国税庁の
登録や指定によって発生する権利

- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権
- 育成者権
- 地理的表示（GI）

「知らなかった」では済まされない権利

【相対的な独占権】

登録を要しない権利

- 著作権
- 商品等表示、営業秘密

物まねしてはいけない権利

知的財産権の比較

	主な知的財産権				
	産業財産権				
	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権
保護対象	発明	物品の構造・形状の考案	物品等のデザイン	商品やサービスのマーク	創作的な表現（文芸・学術・美術・音楽など）
保護の趣旨	創作の奨励			業務上の信用の維持	創作の奨励
目的	産業の発達			産業の発達、需要者の利益の保護	文化の発展
権利取得のための審査	あり	なし※1	あり		なし※2
権利期間	出願から最長20年	出願から最長10年	出願から最長25年	登録から最長10年（更新可）	創作から作者の死後70年
権利の性格	**【絶対的独占権】** **権利者から見ると…まねしていないものにも権利が及ぶ** **第三者から見ると…知らなかったでは済まされない**				**【相対的独占権】** **独自の創作には権利が及ばない** **まねでなければ問題ない**
所管	特許庁				文化庁

※1：実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならない。実用新案技術評価書とは、特許庁の審査官が、新規性、進歩性などに関する評価を行うもの。
※2：著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のために何ら手続を必要としない。ただし、取引の安全を確保するなどのために著作権登録制度がある。

知的財産の管理がなぜ必要なのか？知的財産活動６つのメリット

メリット1

ほかとの違いが「見える化」される

・知的財産権を取得することで、自社の技術や商品の特徴が「見える化」され、他社との違いが明確になる

メリット2

社員の「レベルアップ」を推進できる

・従業員のモチベーションアップや、社内の創意工夫の促進に役立つ
・ノウハウなどの強みの共有で、社員のスキルが向上する

メリット3

競合する企業との「競争で優位」に立てる

・模倣品の開発の阻止に役立つ
・新たな競合者の参入防止に役立つ

メリット4

取引先との「交渉力」を強化できる

・技術力のある、信頼性の高い企業であることを取引先に示すことができる
・大手との交渉で「当社にしかできない理由」を示すことができる

メリット5

顧客にオリジナリティーを「伝える」ことができる

・自社がもつ独自性（オリジナリティ）をPRすることができる
・知的財産権をもつことで「本物感」や「安心感」を与えることができる

メリット6

パートナーとの「関係づくり」に生かせる

・知的財産権をライセンスすることで自社の技術や商品を他社に「使ってもらう」ことができる
・パートナーとなる相手方にも「当社と組む理由」を示すことができる

（出典）企業の強みを生かす　知的財産制度活用ガイドブック（内閣府沖縄総合事務局）

https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Keisan/move/OSHIRASE/oshirase/202002/200226chizaiguidebook.pdf

権利侵害に対する民事上の救済措置と刑事罰

差止請求権	●権利を侵害する者あるいは侵害するおそれがある者に対して、侵害の停止又は将来における侵害の予防を請求することができる。 ●また、侵害品の廃棄だけでなく、侵害品の製造設備の廃棄を求めることができる。
損害賠償請求権	●権利を侵害された場合、侵害者に対して損害賠償を請求することができる。 ●権利者による損害額の立証は困難な場合が多いので、損害賠償額の算定について、推定等の特則を設けている。
信用回復措置請求権	●侵害行為によって業務上の信用を害した場合には、新聞への謝罪広告の掲載等、業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができる。
不当利得返還請求権	●侵害者が侵害行為によって不当に得た利益の返還を請求することができる。
侵害罪	●特許権を侵害した者は、直接侵害の場合は、刑事罰として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。間接侵害の場合は、５年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ●所定の違反行為が法人の代表者等によってなされたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては、３億円以下の罰金が科せられる。

２．特許制度の概要
①「発明」と「特許」

特許制度の目的

➢ **目的（特許法第１条）**

この法律は、**発明の保護及び利用**を図ることにより、発明を奨励し、もつて**産業の発達に寄与**することを目的とする。

発明の保護
（権利者）

一定期間独占権の付与
（模倣に対してやめなさい！と言える権利）

特許は、発明をオープン
（開示）にすることが前提

発明の利用
（第三者）

- 公開された発明をもとに、改良技術の開発促進（改良発明の誘発、新たな発明の機会）
- 特許発明等の利用の普及に貢献

特許法上の発明（保護対象）

➢ 「発明」＝自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

自然法則を利用

×自然法則以外の法則　例：経済法則など
×人為的取決め　例：ゲームのルールそれ自体など
×自然法則それ自体　例：万有引力の法則など

×ゲームのルール

技術的思想

×いわゆる技能　例：フォークボールの投げ方
×情報の単なる提示　例：デジタルカメラで撮影された画像データなど
×美的創作物　例：絵画や彫刻

×フォークボールの投げ方

創作

○天然物から人為的に分離した化学物質
×天然物、自然現象等の単なる発見など

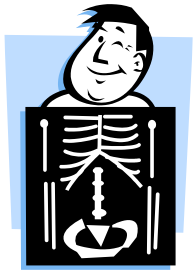

×エックス線の発見

高度

（「高度」とは、実用新案法の「考案」と区別するためのものであるので、「発明」に該当するか否かの判断に当たって、「高度」でないという理由で「発明」に該当しないとされることはない。）

「特許を受けることができる発明」の要件

保護対象となる要件

特許法上の「発明」であること

「特許を受けることができる発明」の要件

- 産業上利用することができる
- 新しいものである（新規性）
- 容易に思いつくものでない（進歩性）
- 同一発明を先に出願されていない
- 公序良俗等を害しない

特許法上の発明（保護対象）

➢ 「産業として利用できるものに該当しないもの」に該当しないこと

「産業として利用できるものに該当しないもの」

×医療行為

① 人間を手術、治療又は診断する方法の発明
（→　○医療機器、医薬自体は物に該当）

② 業として利用できない発明
- 個人的にのみ利用される発明（喫煙方法等）
- 学術的、実験的にのみ利用される発明

③ 理論的には発明の実施が可能であっても、その実施が実際上考えられない発明
- オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフイルムで覆う方法

新しいものである（新規性）

➢ 新規性がある＝今までにない「新しいもの」である

【新規性がない発明】

特許出願前に、日本国内又は外国において、

「公然」とは、
守秘義務を負わない
人に公にすること

公然と知られた発明	（テレビ放映、発表）
公然と実施された発明	（店で販売、製造工程における不特定者見学）
• 頒布された刊行物に記載された発明 • 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明	（特許公報、研究論文、書籍、インターネット上で公開）

※自らの発表、実施等によっても新規性が喪失することに注意（新規性喪失の例外規定を参照）。

新規性喪失の例外の適用が受けられる場合

【公開態様に限定はない】

○試験を行う
○刊行物に発表する
○インターネットで発表する
○集会（学会等）で発表する
○展示会（博覧会等）へ出品する
○販売する
○記者会見する
○テレビ・ラジオで発表する　等

その結果

発明が**初めて公知**となる

【発表と出願のタイミング】

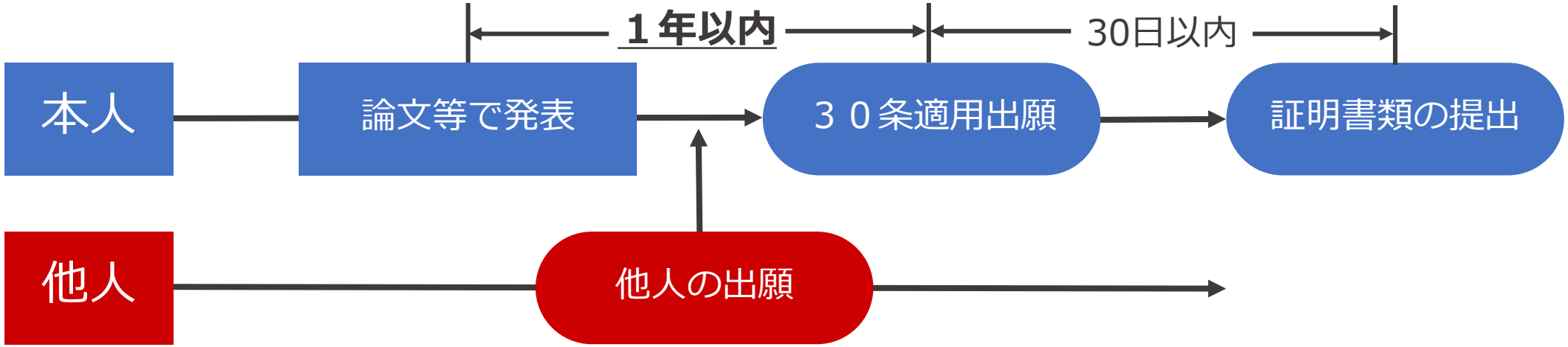

○ 本人の出願 → 他人の先願と同一であれば拒絶される
○ 他人の出願 → 論文の内容が公知技術となり拒絶される

容易に思いつくものではない（進歩性）

- 既に知られている発明を少し改良しただけの発明のように、誰でも容易にできる発明は、特許を受けることができない。
- **発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）**からみて、**その発明に至る考え方の道筋が容易**であるかどうかで判断する。

① 公然と知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めただけにすぎない発明

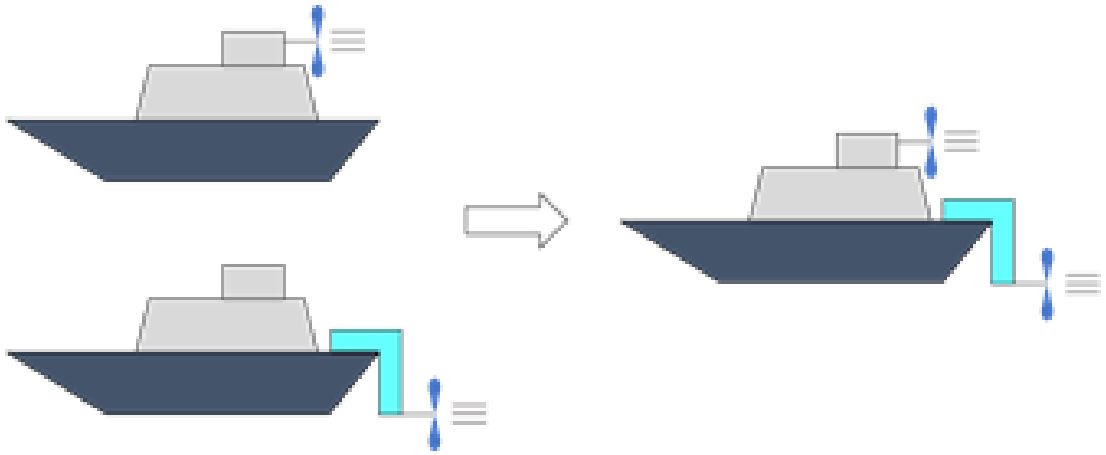

② 発明の構成の一部を置き換えたにすぎない発明

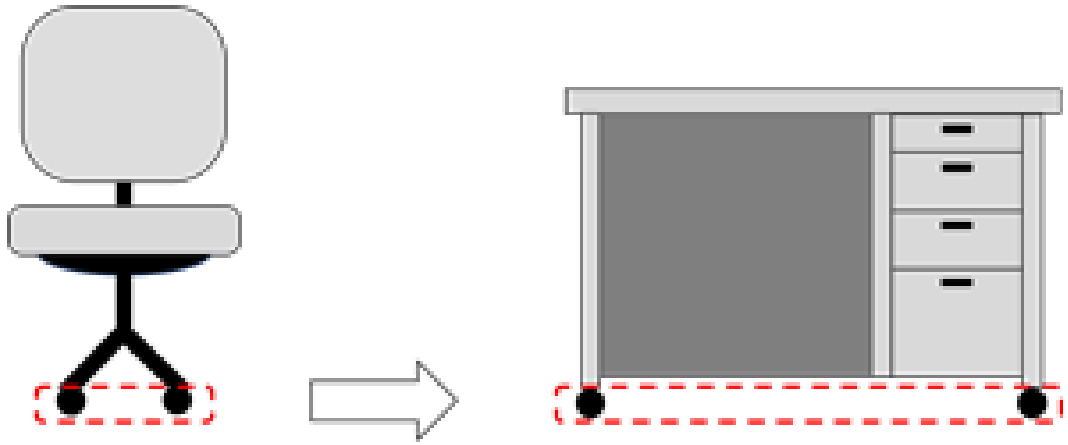

同一発明を先に出願されていない、公序良俗等を害しない

- 先に発明を完成した者でなく、**先に特許庁に出願した者に特許権が与えられる**。これを、**「先願主義」**と言う。

✓ 発明をしたら**できるだけ早く出願する**ことが大切。

- **公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような発明**は、他の全ての要件を満たしていても特許を受けることができない。

（例）× 紙幣の偽造機械

× 遺伝子操作により得られたヒト自体　等

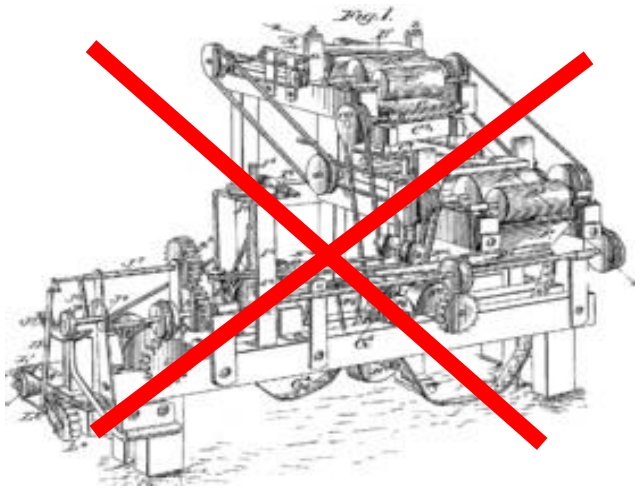

明細書等の出願書類の記載が規定どおりである

- 特許を受けるためには、特許庁へ書面で手続（特許出願）する必要がある。
- 発明の保護と利用を図るためには、**特許を受ける発明の内容を明らかにする必要**がある。

✓ 当業者が実施できる程度に記載されているかどうか

⇒ 発明の内容は教えられないが、権利だけ欲しいは×

✓ 権利を求める技術的な範囲が明確か

⇒ 発明を正確に把握できなければ、特許を受けられるかの審査や権利侵害の有無の判断もできない。

✓ 形式的なルールに従って記載されているか

⇒ 例えば、特許請求の範囲には発明の内容を請求項に区分して記載し、各請求項には【請求項１】、【請求項２】のような連続番号を付す。

特許願の記載例

【書類名】　特許願
【整理番号】　１２３７７７
（【提出日】　令和○○年○○月○○日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際特許分類】　Ｆ１６Ｌ　２７／００
【発明者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　特許庁株式会社内
　【氏名】　発明　太郎
【特許出願人】
　【識別番号】　０１２３４５６７８
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
　【氏名又は名称】　特許株式会社
　【代表者】　発明　太郎
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　１２３４５６
　【納付金額】　１４０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　特許請求の範囲　1
　【物件名】　明細書　1
　【物件名】　図面　1
　【物件名】　要約書　1

自然人

特許を受ける権利を有している者

識別番号は、既に番号が付与されている者のみ記載。
識別番号を記載した場合は、【住所又は居所】欄を省略することも可能。

「円」や３桁ごとの区切り点（,）は記入しない。

明細書及び特許請求の範囲の記載例

＜明細書＞

第１頁

【書類名】　明細書
【発明の名称】　電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラ
【技術分野】
【０００１】
本発明は電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラに関する。
【背景技術】
【０００２】
従来の銀塩式カメラは、近年普及してきた電気式カメラに比べて高解像度な画像が得られる利点が多い。
【先行技術文献】
【特許文献】
【０００３】
【特許文献１】　特開２００３－４９９９９９号公報
【非特許文献】
【０００４】
【非特許文献１】　特許太郎著「画像記憶カメラのいろいろ」特許出版，２００３年，ｐ．１２－３４
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【０００５】
しかしながら、銀塩式カメラは、撮影した画像を見るために現像処理をしなければならないなど、取扱いが煩雑になる欠点があり、銀塩式カメラに電気式カメラを一体化するという方法も携帯性や小型化などの点で不利がある。
【課題を解決するための手段】
【０００６】
本発明は、従来の銀塩写真カートリッジと互換性がある形状の電気スチル画像情報を記憶する手段を備えたカートリッジと、銀塩式及び電気式の両方のカートリッジを装填可能カメラとを提供することで上記課題を解決する。
【発明の効果】
【０００７】
本発明は、高品質な銀塩画像を得たい場合には、銀塩フィルムカートリッジを装填し、手軽な電子画像を得たい場合には、電気スチル画像記憶カートリッジを装填するだけで、銀塩式と電気式の２種類の画像形式を選択でき、カメラ本体も１台で済むため携帯に優れ、光学系の供用化による小型化も可能になる。

第２頁

【図面の簡単な説明】
【０００８】
【図１】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図２】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図３】本発明に係る電気スチル画像記憶カートリッジと銀塩写真カートリッジを併用可能にしたカメラの概観図である。
【発明を実施するための形態】
【０００９】
本発明のカートリッジは、図１に示されるように、カートリッジ本体１にＣＣＤ素子２、電気スチル画像記憶用のメモリー３及び電源供給用の電池４を内蔵し、さらに外部との情報交換を行うための端子５を設けている。
【実施例】
【００１０】
また、図２に示すように、接続コード６を介してＣＣＤ素子２をカートリッジ本体１に接続してもよい。
【００１１】
本発明のカメラは図３に示されるように、カメラ本体７に情報交換のための接点８が設けられている。この接点８は銀塩写真カートリッジのＤＸコードの読み取り接点としても機能、これを介してレリーズ信号等の情報がカメラ本体７側とカートリッジ本体１側との間で交換される。
【符号の説明】
【００１２】
１　カートリッジ本体
２　ＣＣＤ素子
３　メモリー
４　電池
５　端子
６　接続コード

＜特許請求の範囲＞

【書類名】　特許請求の範囲

【請求項１】　電気スチル画像情報を記憶する記憶手段を有してなる電気スチル画像記憶カートリッジ。

【請求項２】　銀塩写真カートリッジと請求項１に係る電気スチル画像記憶カートリッジを併用可能にしたカメラ。

考えてみましょう！

世の中の鉛筆の断面が全て「円」であった場合

机の上に置くと転がってしまうという弱点あり

それならばと六角形の鉛筆を開発！

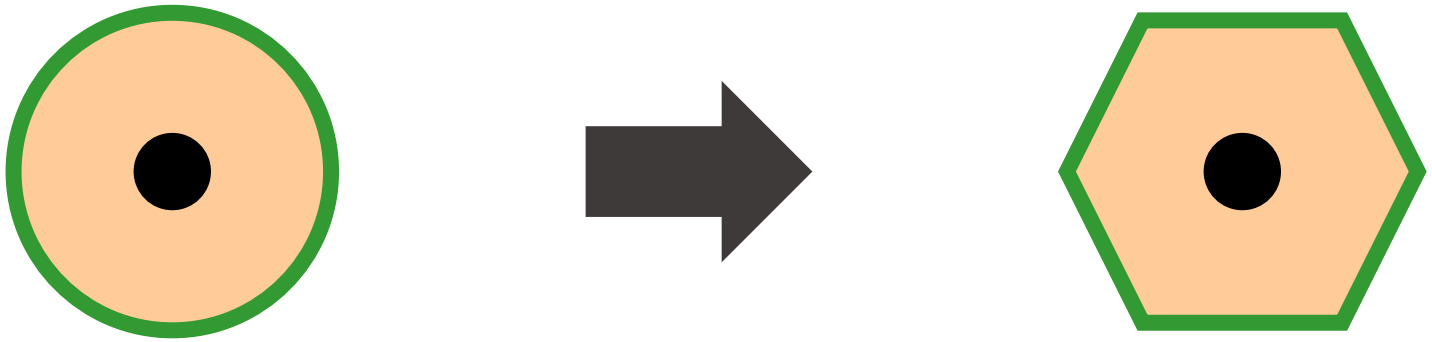

さて、皆さんはどのように定義して特許出願しますか？

考えてみましょう！

①断面が六角形の鉛筆

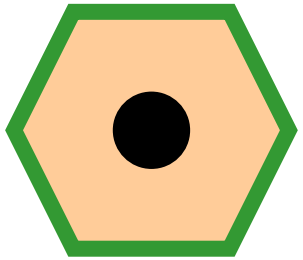

②断面が多角形の鉛筆

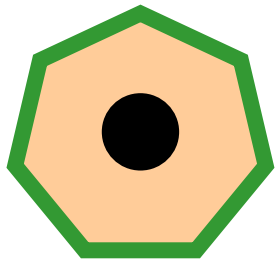

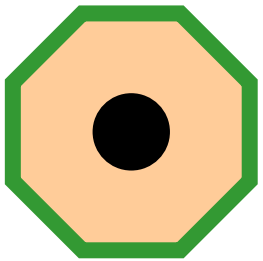

考えてみましょう！

③断面の少なくとも一部が直線である鉛筆

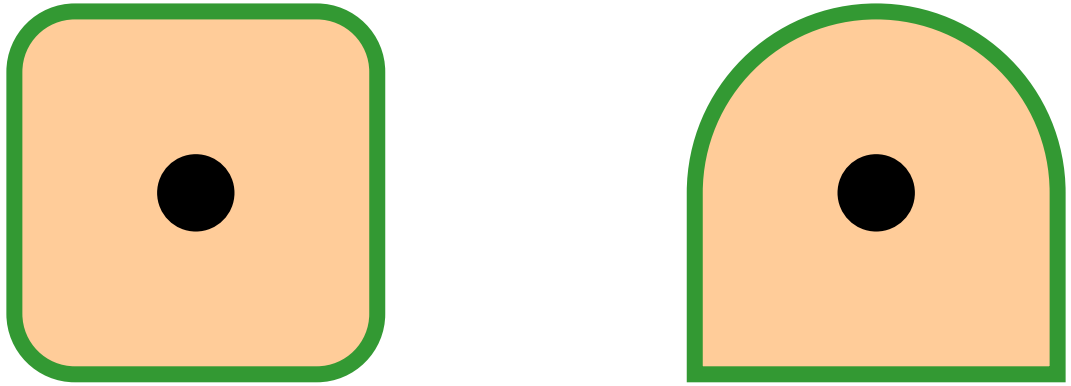

（参考）土生哲也著　「元気な中小企業はここが違う！知的財産で引き出す会社の底力」（2013）

２．特許制度の概要
②発明は誰のもの？

職務発明制度

- 職務発明とは、**企業等（使用者）の従業員等（従業者）が発明をするに至った行為が職務に属する発明**。
- 職務発明制度とは、**職務発明に関する権利の帰属や、利益の取扱いについて定めた制度**。
- 発明者に発生する特許を受ける権利は、原則として従業者に帰属するが、**職務発明については**、勤務規則等で、**使用者に承継させる**ことや、**発明が発生したときから使用者に帰属させる**ことができる。
- 特許を受ける権利を使用者に取得させた場合、**従業者は、金銭等の「相当の利益」を受ける権利を有する**。

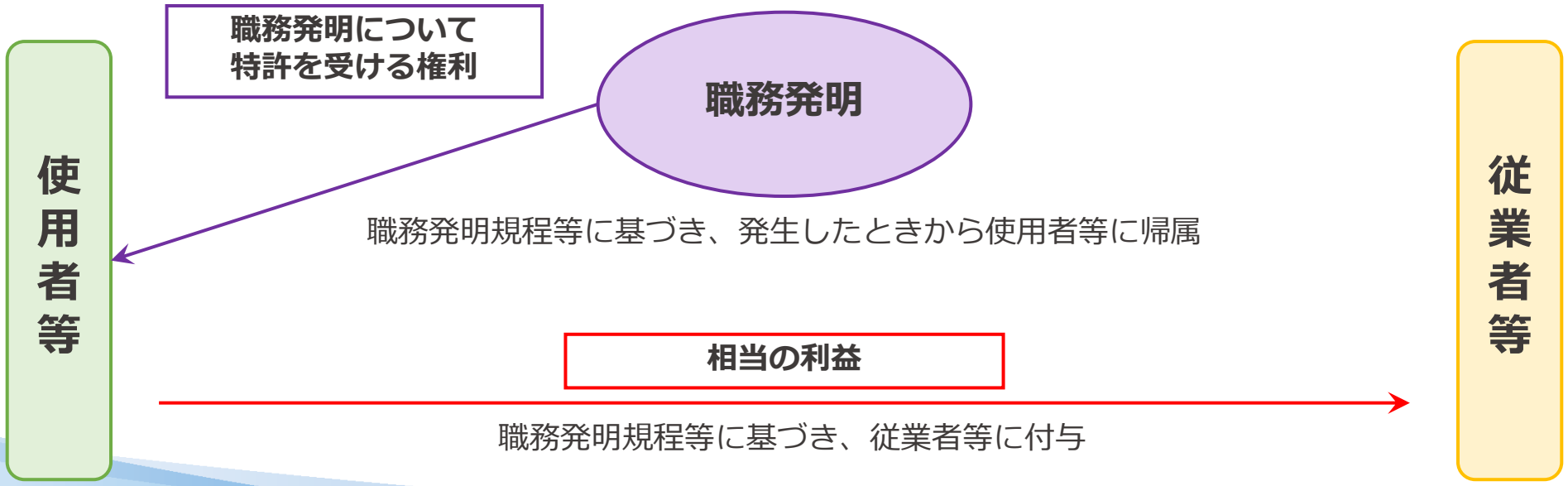

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 社内の開発モチベーションを高めるために、ボーナスや処遇など報奨制度が有効。一方で、社員がした発明について特段の定めがない場合には、会社が権利を保持することができない可能性がある。
- そのため、**職務発明規程を定め、権利関係を明確にしておくことが重要**。

職務発明の落とし穴＃102

とある会社では、優秀な人材を採用することができ、社内の開発力が強化されるとともに、周囲の社員も触発されて、モチベーションが高まっています。しかし…。

活躍していた社員が突然の退職。なんと、その社員は自身が開発した技術を特許出願していた。
会社は、従業員が開発した技術について特許を受ける権利は会社側にあると主張するが…。

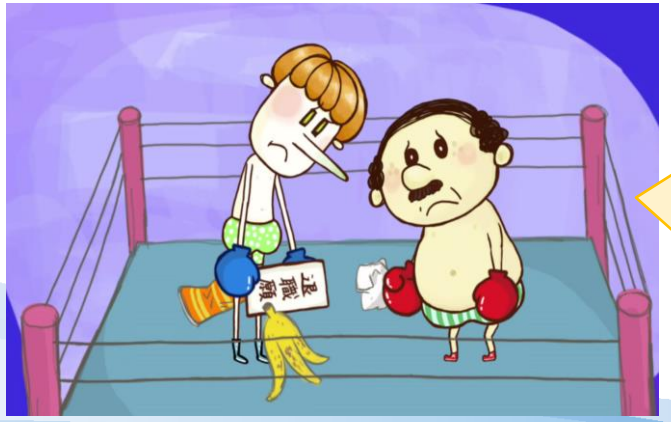

会社はあらかじめ特許を受ける権利について定めておらず、特許を受ける権利の承継もしていなかった。さらに、元社員は、開発に対する相当の利益を与えられず、モチベーションが下がったと主張。

職務発明規程を作っておけば良かった。

２．特許制度の概要
③出願から特許権取得まで

出願の手続

（特許出願するために、特許庁に提出が必要な書類）

特許
印紙

特許願

明細書

特許請求の
範囲

要約書

図面

× 収入印紙

書面出願　又は　電子出願

提出

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

出願から特許権取得までの流れ

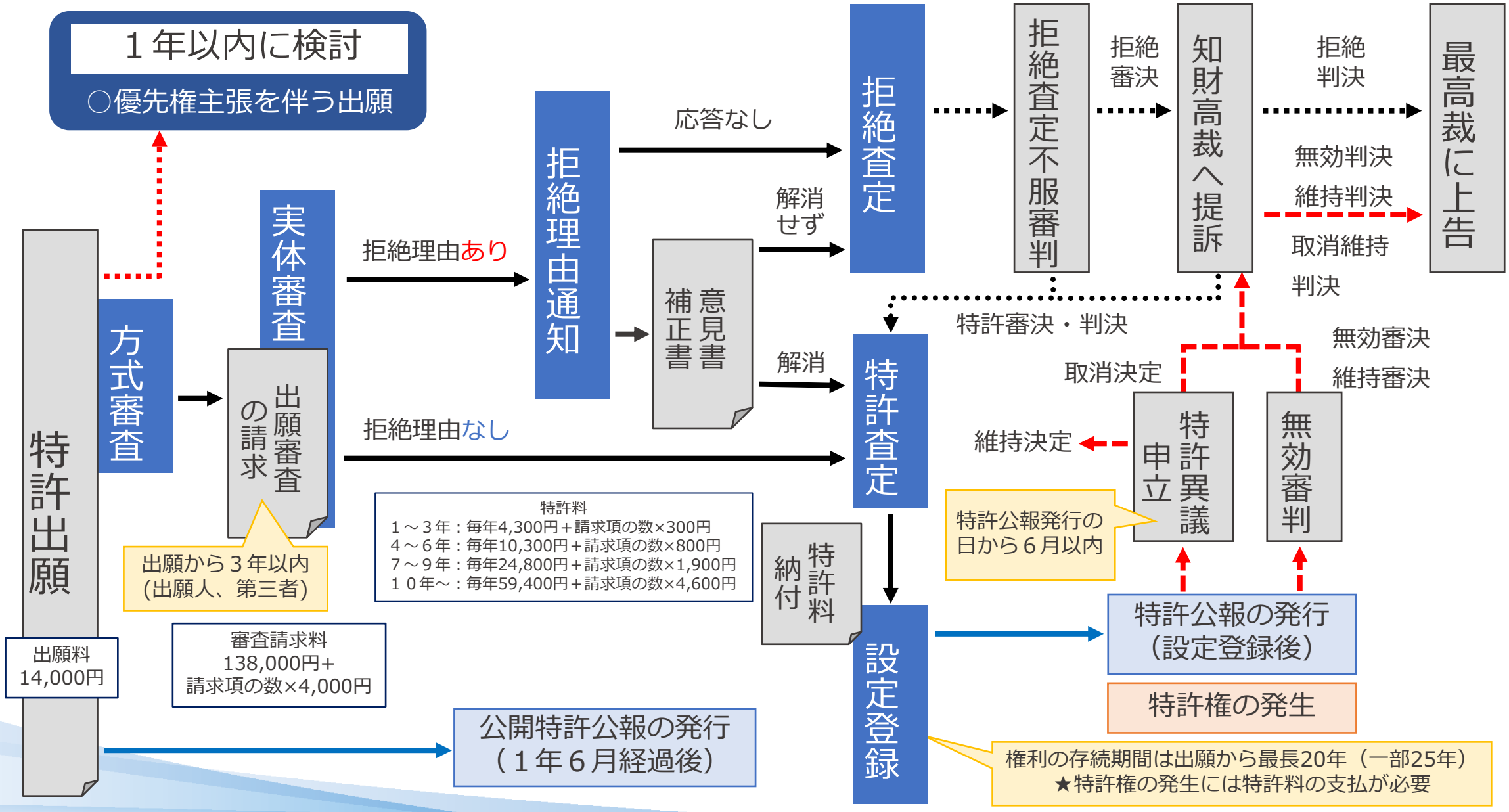

外国での権利の効力

- 特許権（実用新案権、意匠権、商標権も同様）が保護されるのは、**権利を取得した国に限られる**（属地主義）。
- 例えば、日本国内で特許権等を持っていれば、侵害品の**①日本国内での製造・販売、②輸出行為、③輸入行為に対して、権利行使（差止請求等）が可能**。
- 他方、④外国での製造・販売において、日本の特許権等には効力がなく、**外国での権利行使のためには外国で特許権等を取得する必要**がある。

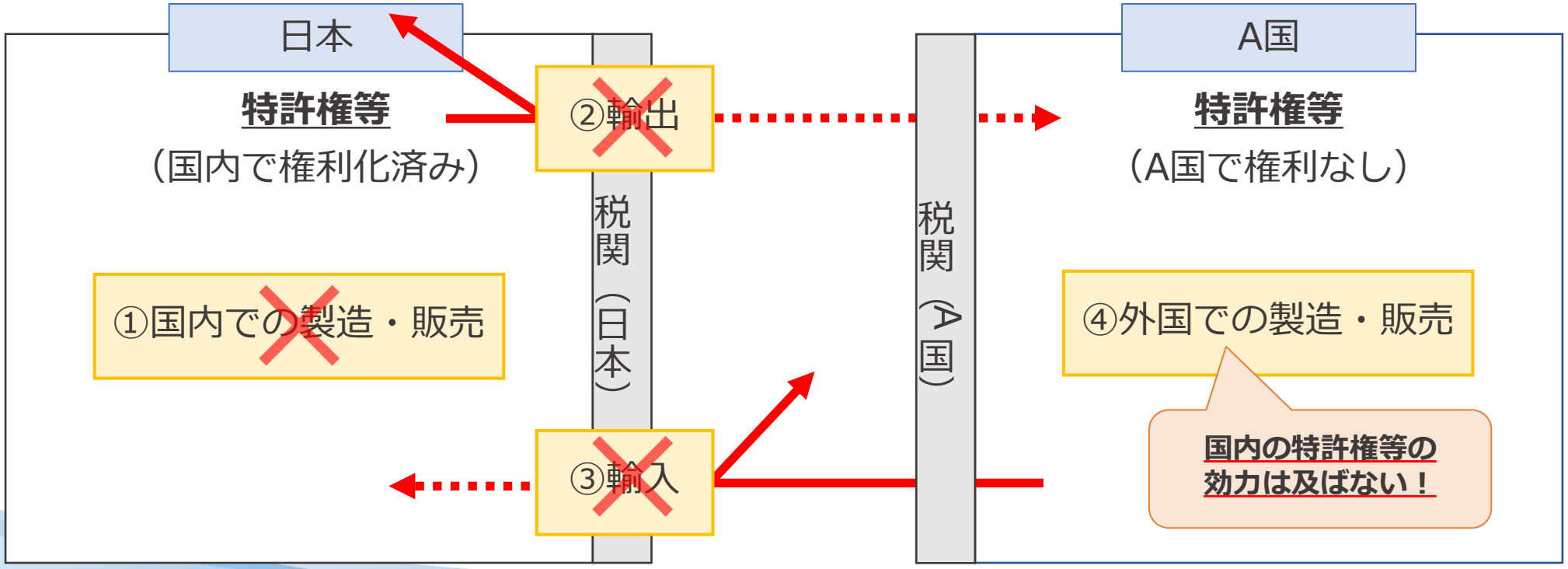

（参考）日本税関の差止申立制度

➢ 自己の知的財産（※）を侵害する貨物が輸出入されようとする場合に、税関（税関長）に対し、当該貨物の輸出入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てることができる制度。

※特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権、不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号の差止請求権等に係るもの。

権利者

情報提供
・権利の内容
・真正品、侵害品の特徴　等

認定手続

税関

＜差止申立ての受理要件＞

1．権利者であるか
2．権利の内容に根拠があるか
3．侵害の事実があるか
4．侵害の事実を確認できるか　等

✓ 申立ての手数料不要
✓ 申立てが受理されると、全国の税関の取締りに活用
✓ 多様な種類の知的財産が申立ての対象
✓ 提出された識別資料を用い、迅速かつ効率的な取締り

（参考）財務省関税局HP「知的財産侵害物品の取締り」 http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm

外国での権利取得　①パリ条約に基づく優先権制度

- 複数の国に出願する場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きい。
- このような場合、**パリ条約に基づく優先権制度**を利用すると先の出願日を基準に後の出願の新規性等の判断がされるため、負担が軽減。
- さらに、各国が求めるそれぞれ異なる様式や言語を用いて直接出願を行う煩雑さを避けたい場合には、PCT国際出願（次ページ参照）を行う方法も。

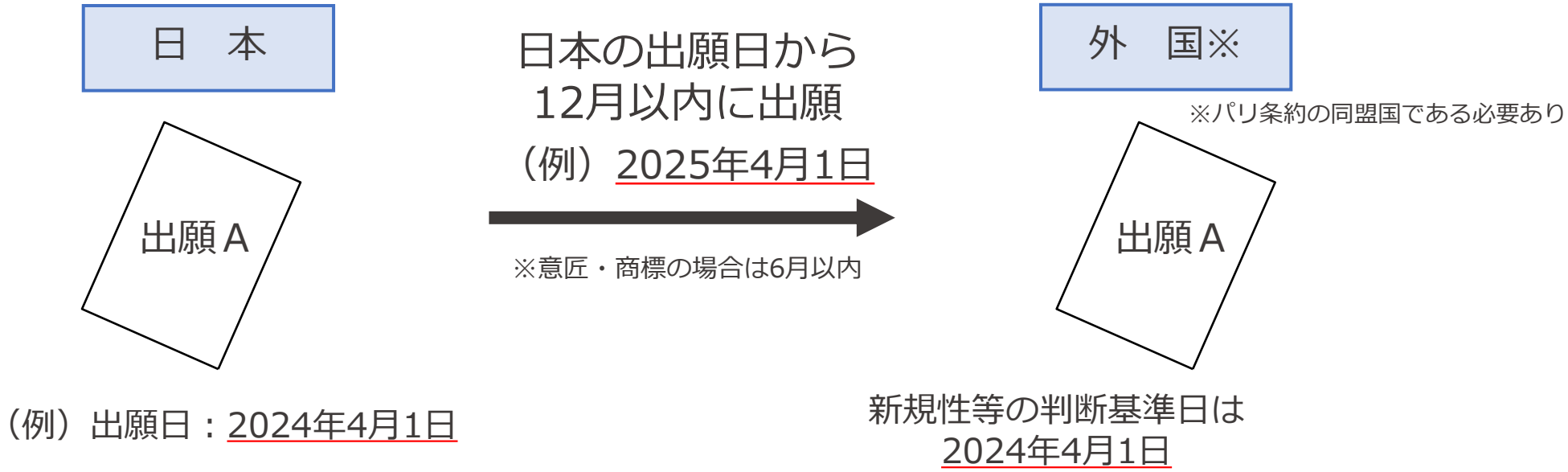

✓ 優先権を主張する**「後の出願」に関する新規性や進歩性等の判断基準日は、「先の出願」の日にされた出願と同様の扱い**を受けることが可能。

外国での権利取得　②出願方法

＜外国特許庁に対して直接出願＞

- 各国では、特許権を取得するための手続を独自に定めており、その国の様式、言語により出願書類を作成する必要がある。
- そのため、国数が多くなればなるほど、全ての国に対して迅速に手続を行うことは困難である。

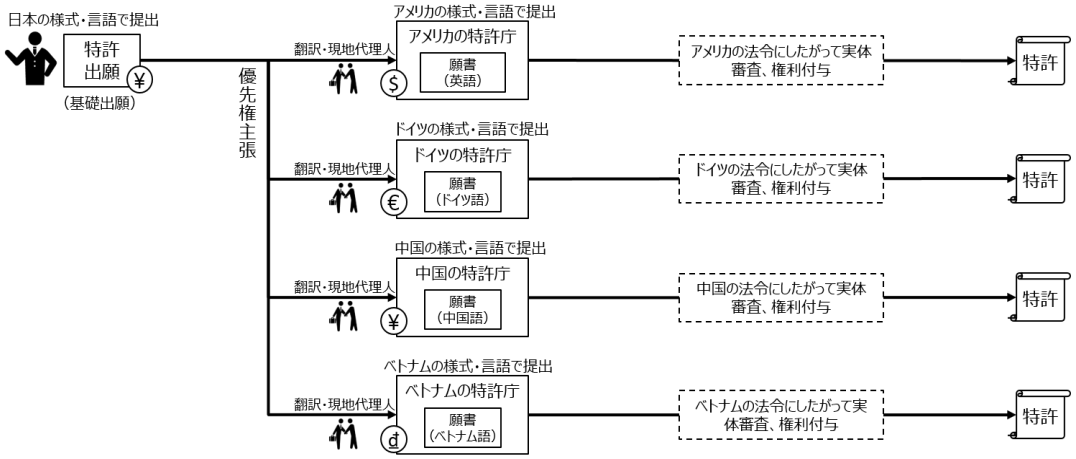

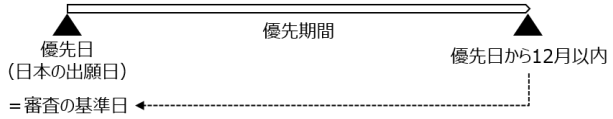

＜特許協力条約に基づく国際出願＞

- 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT国際出願）では、国際的に統一された出願書類を、PCT加盟国である自国の特許庁に対して１通だけ提出すれば、出願時の全てのPCT加盟国に対して「国内出願」をしたことと同じ扱いを受けることができる。

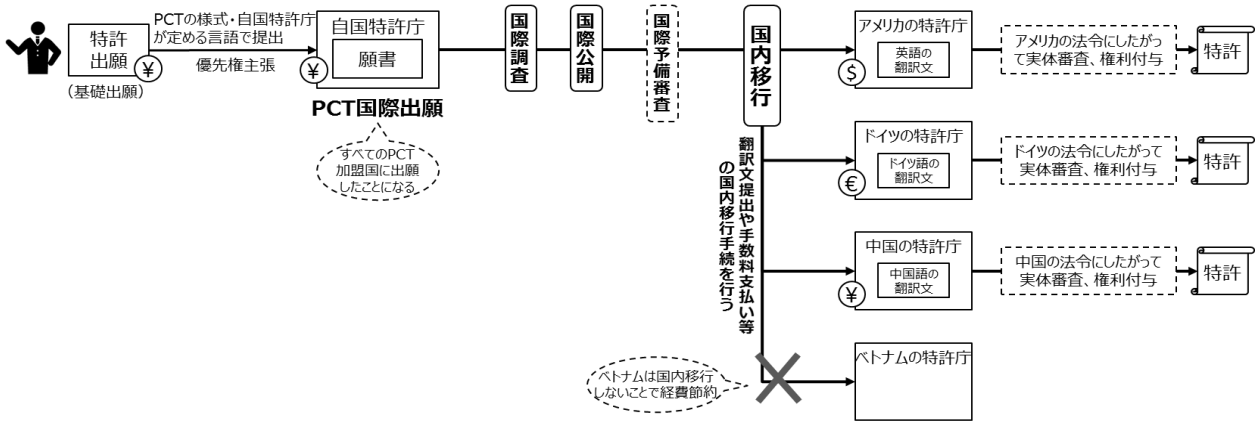

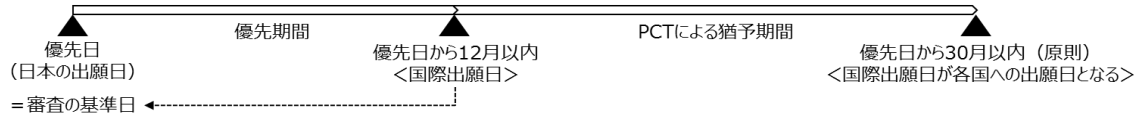

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 特許出願、意匠出願などの知的財産の権利化のための手続の際に、発明や意匠に関する情報を開示することになる。
- そのため、**権利行使が現実的に可能かなど検討した上での出願戦略が必要**。

製造方法を特許出願した時の落とし穴＃61

込み入った形を効率的に作るための製造方法を実現できて

社長は自画自賛。

まねできるようなものでもなく、成功間違いなしとご機嫌です。

そこで従業員が「製造特許」をとることを提案。社長は快諾しますが・・・。

出願した特許発明が拒絶され、権利化することもできず、しかも、発明が公開されてしまったためまねされ放題。

模倣品が出回り商機を逃してしまいます・・・。

出願戦略をお悩みの際は、知財総合支援窓口に相談を。

３．実用新案制度の概要

実用新案制度の目的と保護対象

➢ **目的（実用新案法第１条）**

この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る**考案の保護及び利用**を図ることにより、その考案を奨励し、もつて**産業の発達に寄与**することを目的とする。

＜保護の対象＞

✓ 実用新案法が保護するのは、産業上利用できる**「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定**される。したがって、**「方法」や「物質」は保護対象とならない**。

形状	● 外部から観察できる物品の外形
構造	● 物品の機械的構造を意味し、いわゆる物品の化学構造のようなものを含まない
組合せ	● 単独の物品を組み合わせて使用価値を生ぜしめたもの （例）ボルトとナットからなる締結具

特許と実用新案の違い

	特許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利化までの期間	審査請求から平均13.0か月	出願から２～３か月
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
費用 （登録から３年分）	約18万円	約２万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数 （2024年の数値）	年間約31万件	年間約4,700件

出願から実用新案権取得までの流れ

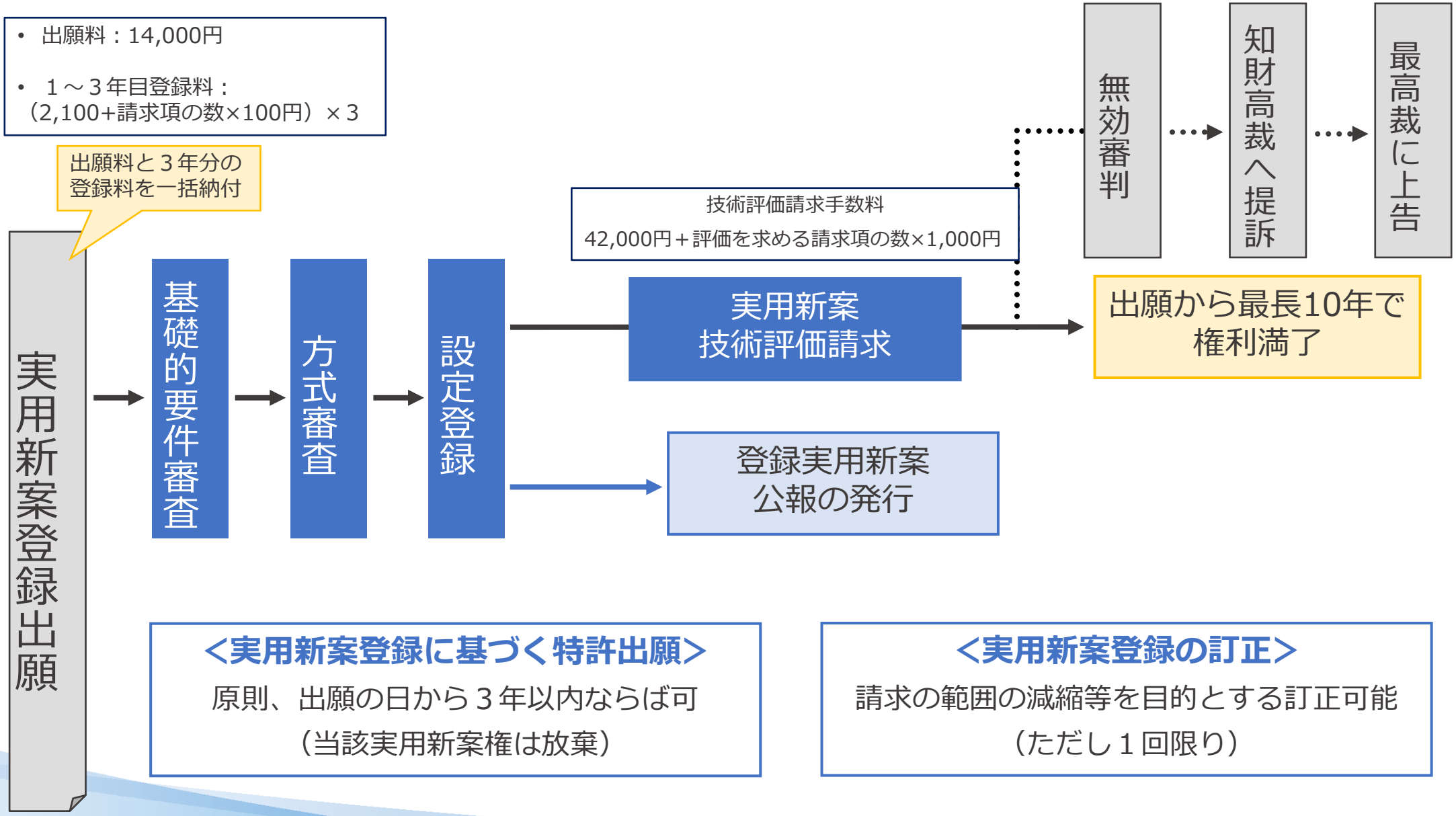

実用新案権の行使（実用新案法第29条の２、第12条）

- 実用新案権は、**実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、行使することができない**（第三者も技術評価書を請求可）。
- 実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁審査官が、出願された考案の新規性、 進歩性などに関する評価を行い、請求人に通知。

※実用新案技術評価書の評価に係る番号の意味

評価は「１」から「６」の内から該当するものが選択され、「６」以外の場合は新規性等を否定されたことになる。

１～５　省略　（詳細は、知的財産権制度入門　Ⅱ様式編「実用新案技術評価書」参照)

６．新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

＜実用新案権の特徴＞

・特許権と比較して、早期権利化が可能

・特許権に比べ、費用が安い

・特許権への変更出願が可能　等

４．意匠制度の概要

意匠制度の目的と保護対象

➢ **目的（意匠法第１条）**

この法律は、**意匠の保護及び利用**を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて**産業の発達に寄与**することを目的とする。

＜保護の対象＞

✓ 意匠法が保護するのは、工業上利用することができる**「物品」、「建築物」、「画像」のデザイン**。

乗用自動車

包装容器

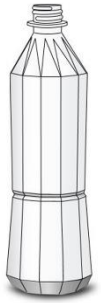

ヘッドマウントディスプレイ

博物館

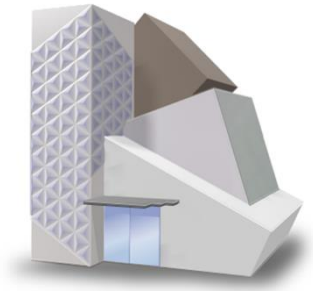

商品購入用画像

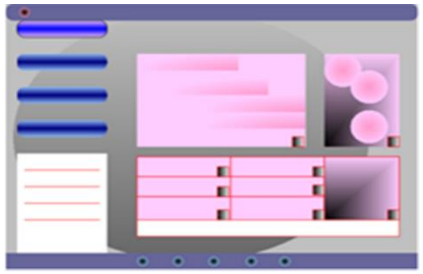

※建築物・画像の意匠は令和元年意匠法改正により新たに保護対象になりました。改正に関する情報の詳細は特設サイトを御覧ください！
（参考）特許庁HP：https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

意匠登録されたものの例

ソフトクリーム
意匠登録第1484789号

ロボット
意匠登録第1610882号

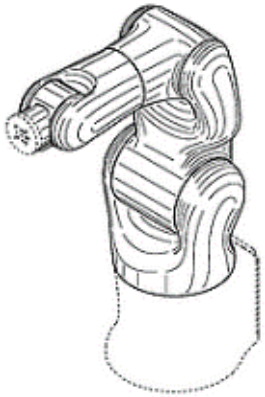

産業用ロボット
意匠登録第1507942号

（参考）エリアマーカー™
（株式会社小糸製作所提供）
（右図）意匠登録第1672383号
「車両情報表示用画像」

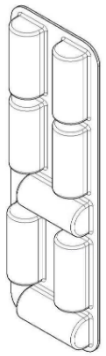

ブリスターパック
意匠登録第1464022号

包装用瓶
意匠登録第1411571号

（参考）ユニクロPARK 横浜ベイサイド店
（株式会社ファーストリテイリング提供）
（右図）意匠登録第1671773号
「商業用建築物」

（参考）蔦屋書店
（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供）
（右図）意匠登録第1671152号「書店の内装」

意匠の様々な性質と保護による効果

技術保護の補完

・形状と機能とが深い関係にある形状等
・技術によって生み出された形状等
・部品形状等

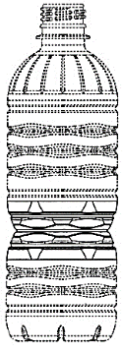

ボトル
意匠登録第1329280号

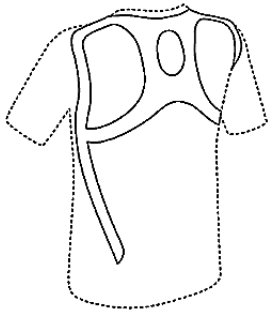

スポーツシャツ
意匠登録第1324024号

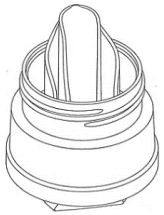

包装用容器の注ぎ口
意匠登録第1418183号

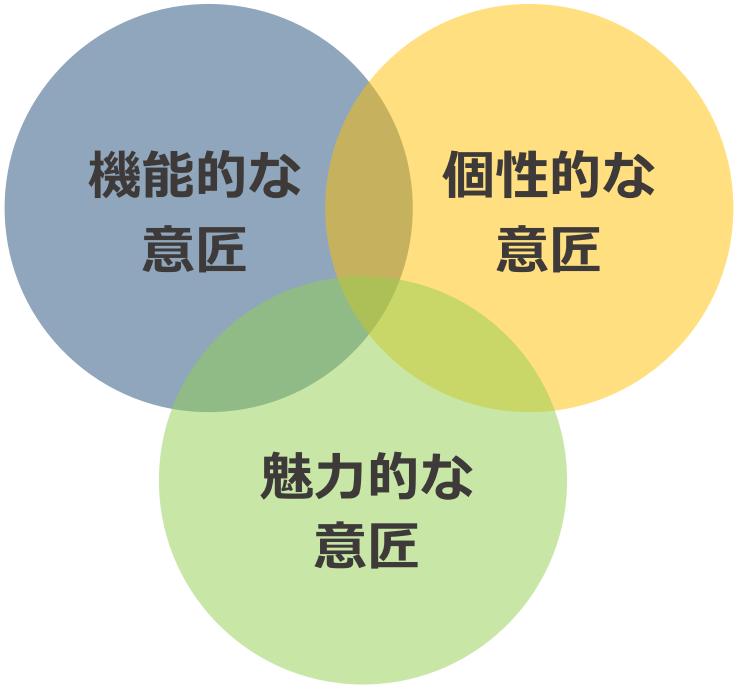

一般的な「デザイン」保護

・特に美しさを追求した形状等
・洗練された形状等

ブランドの形成

・継続的に使用する形状等
・複数製品に共通する形状等
・プロモーションアイテムの形状等

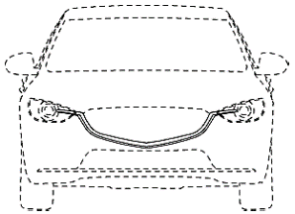

乗用自動車
意匠登録第1412277号

包装用缶
意匠登録1404027号

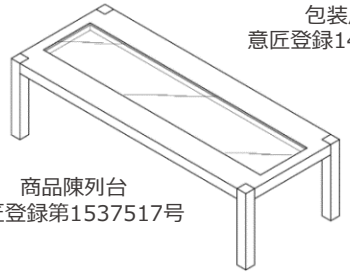

商品陳列台
意匠登録第1537517号

平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠権の取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究」を基に作成

意匠に期待される効果

ビジネスを守る

特許庁・裁判所・警察など（外国）

●外国での審査・
紛争時の優位性獲得

ライバル企業
模倣品メーカー

●他者への牽制

模倣品メーカー

裁判所・
警察（日本）

●模倣品・類似品の排除

侵害品の差止請求
（意匠法第37条）

損害賠償請求
（民法第709条）

刑事告訴

信用回復措置請求
（意匠法第41条）

ビジネスを発展させる

取引先企業

建築物・内装のユーザー
（顧客、消費者）

●信頼性向上
●オリジナリティの証明（コンペなど）
●デザイン力のアピール

協力企業、投資家など

●ライセンス機会の創出
●投資家へのアピール

創作者（意匠設計者・インテリアデザイナー等）

社内を活性化させる

●モチベーションの向上
●報奨金の支給

平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠権の取得による効果及びユーザーの多様性に着目した意匠制度の活用に関する調査研究」を基に作成

意匠権に基づく輸入差止

- 意匠権は外観の権利であるため、意匠権侵害品の発見が容易。
- 近年、**水際における意匠権による差止件数は増加傾向**。

＜税関における輸入差止事例＞

意匠権

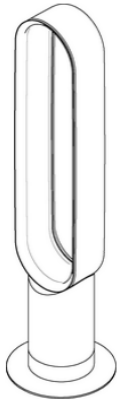

送風機
意匠登録1371412号

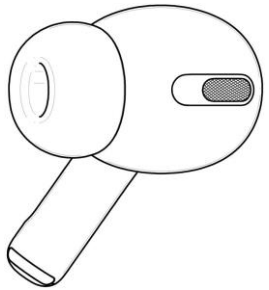

イヤホン
意匠登録第1667777号

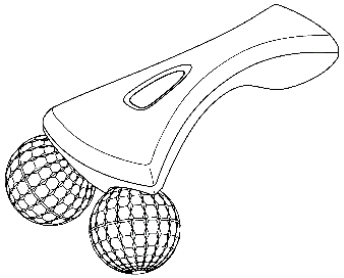

美容用ローラー
意匠登録第1387971号）

差止品

＜意匠権侵害物品の輸入差止実績（件数）＞

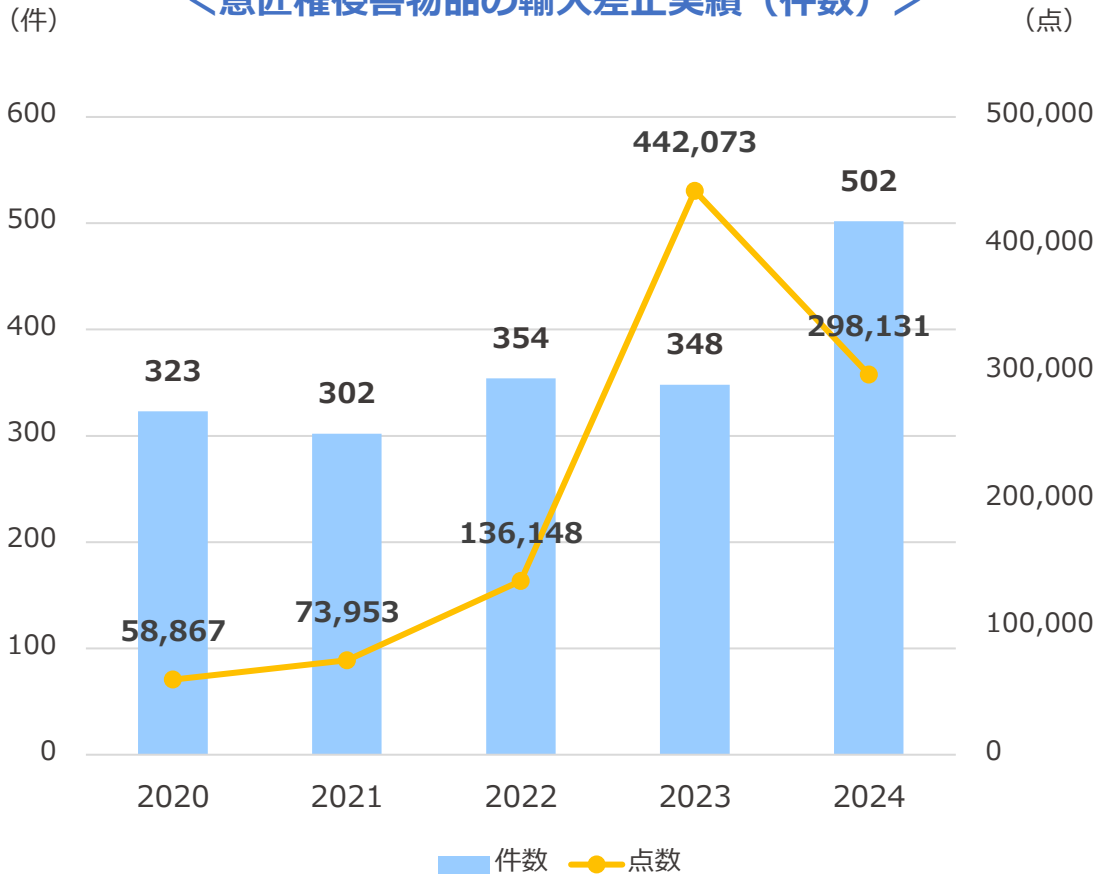

（出典）「令和６年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」（令和７年3月７日財務省）等を基に特許庁作成
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2024/20250307b.html

意匠権による模倣品対策

- 意匠権を行使する場合、**警告段階で決着**することが多い。
- 意匠権は外観の権利であり、**権利内容に解釈の余地が無く、相手側が言い逃れできない**ことが一因であると考えられる。

＜意匠権行使件数（ケース別）＞

過去5年程度で模倣品に対して意匠権の権利行使をした内訳は？（件）

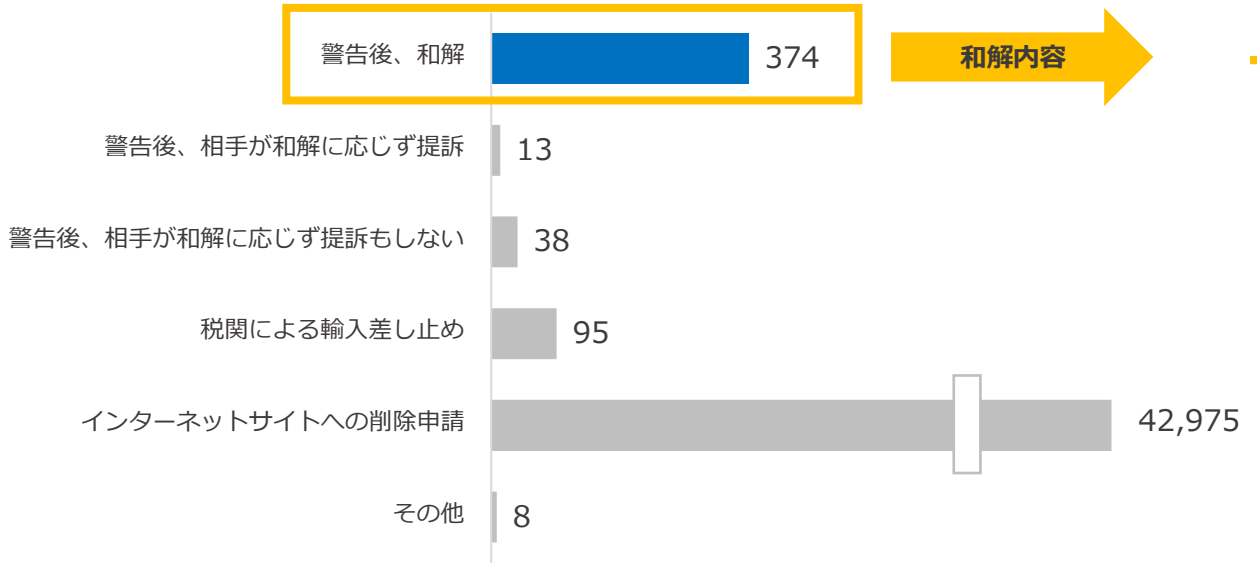

権利行使の結果は？（者）

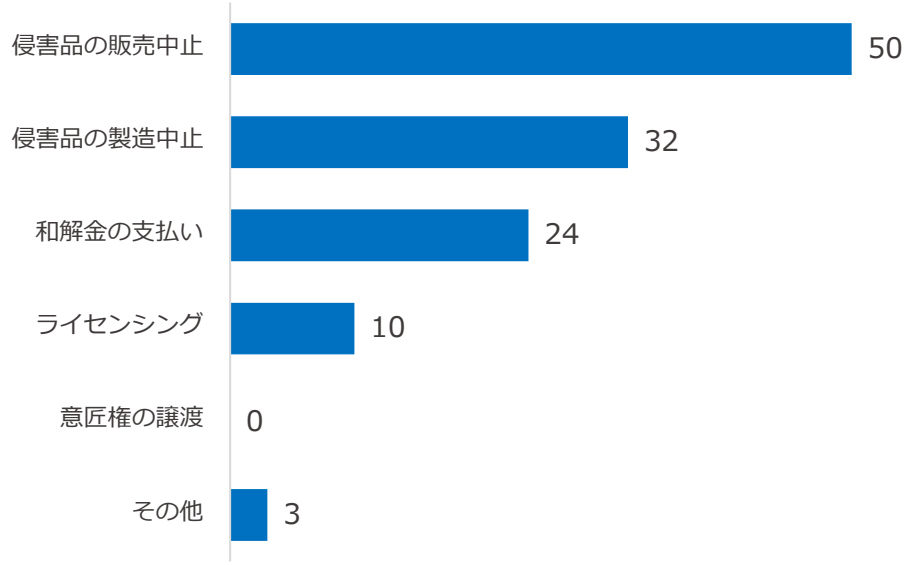

（出典）令和３年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠制度に対する認識及びその利活用のユーザーニーズに関する調査研究報告書」を基に特許庁作成。
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2021_04_zentai.pdf

注目されるデザインの動向　～ベンチャー・中小企業の意匠登録事例～

➢ デザイナーやエンジニアからなるベンチャー企業が資金調達に成功し事業化に結びつける事例や、中小企業が複数の権利の組合せで大ヒット商品を効果的に保護する事例が注目されている。

＜WHＩＬＬ（ウィル）株式会社＞

【実施品】 パーソナルモビリティ 『WHILL Model A』

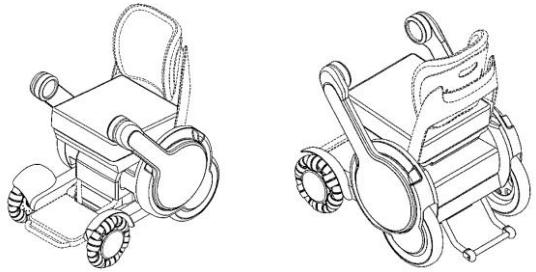

「電動四輪車」意匠登録1523614号

- 健常者、高齢者、障がい者を含めて全ての人が乗れる、乗りたいと思えるパーソナルモビリティ。
- 投資家に意匠権等の取得をアピール。
- 2015年度グッドデザイン大賞（内閣総理大臣賞）

※説明の都合上、願書の記載事項の一部及びその他の図は省略。

＜株式会社エンジニア＞

【実施品】 工具（プライヤー） 『ネジザウルスRX』

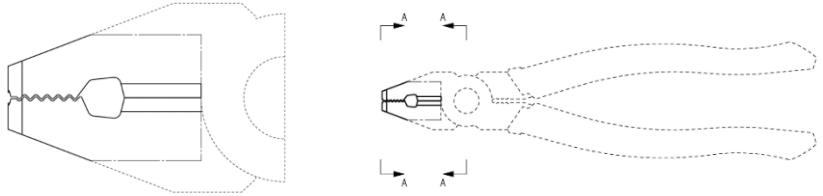

「ペンチ」意匠登録1521899号

- 頭がつぶれて通常のドライバーでは回せなくなったネジを外すことができる工具（プライヤー）。
- 大ヒット商品となる。公開前に、意匠権と特許権の組合せで強固な知財保護を行い、他者による模倣を効果的に牽制している。
- 2016年度グッドデザイン賞受賞

意匠制度活用ガイド

こちらからアクセスできます！

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

意匠登録を受けるための要件

保護対象となる要件

意匠法上の「意匠」であること
物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの（意匠法第２条第１項）

意匠の登録要件

- 工業上利用することができる
- 新しいものである（新規性）
- 容易に創作できる意匠でない（創作非容易性）
- 意匠登録を受けることができない意匠に該当していない
- 先願
- 一意匠一出願

意匠登録の主な要件

工業上利用できる	• 同一のものを複数製造（建築、作成）し得ること • 自然物を意匠の主たる要素として量産できないもの、純粋美術の分野に属する著作物などは含まれない
新しい（新規性）	• 出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が国内外において公に知られていないこと
容易に創作できる意匠でない（創作非容易性）	• その意匠の分野で通常の知識を有する者であれば容易に創作できる意匠は登録を受けられない
意匠登録を受けることができない意匠に該当していない	• 公序良俗を害する恐れがある意匠は不可 • 他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれのある意匠は不可 • 物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠等は不可

（参考）意匠審査における類否判断

- 意匠審査における意匠の類否判断は、**「形状」及び「機能・用途」の２つの観点**から行われる。
- **いずれの観点も同一又は類似の場合のみ、両意匠は類似**と判断される。

＜類否判断の原則＞

意匠審査官は、出願された意匠が新規性を有しているか否かを判断するに当たり、出願意匠と公知意匠とを対比し、以下の観点から類否判断を行う。

１．判断主体は需要者（取引者を含む）

２．直接対比観察

３．肉眼による全体観察

４．先行意匠群との対比に基づく判断

物品などの機能及び用途と形状等の関係		意匠の機能及び用途		
		同一	類似	非類似
形状等	同一	◎	○	×
	類似	○	○	×
	非類似	×	×	×

（参考）特許庁HP「意匠審査基準　第Ⅲ部第２省第１節　新規性」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-02-01.pdf

出願から意匠権取得までの流れ

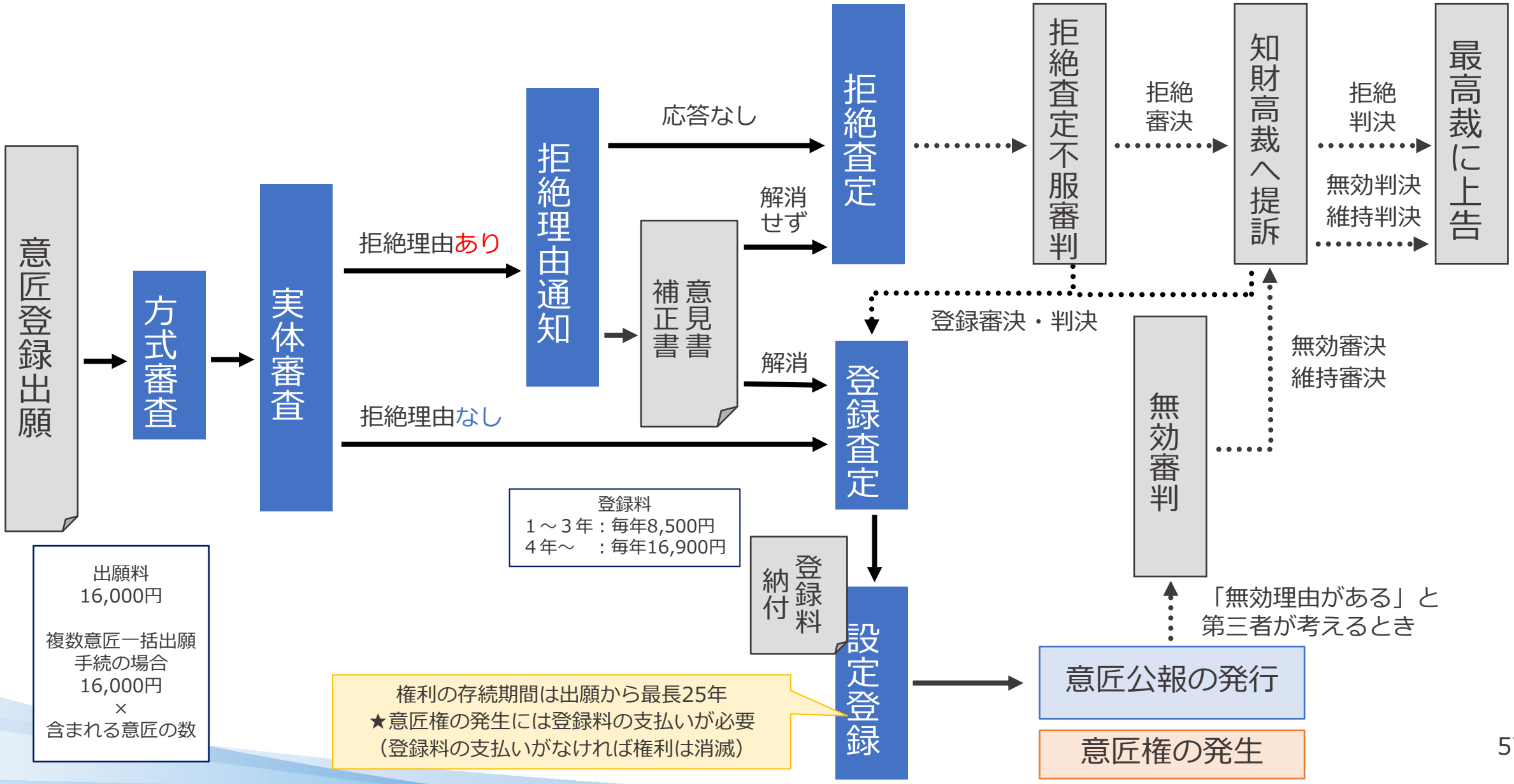

出願書類の例

＜願書（意匠登録願）＞

【書類名】　　意匠登録願
　【整理番号】　ＮＳ２５０Ｒ
（【提出日】　　令和○○年○○月○○日）
　【あて先】　　特許庁長官　殿
　【意匠に係る物品】　　潜水艦おもちゃ
　【意匠を創作した者】
　　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
　　【氏名】　　特許　太郎
　【意匠登録出願人】
　　【識別番号】　　０１２３４５６７８
　　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号
　　【氏名又は名称】　特許　太郎
　　【電話番号】　　０３－３５８１－１１０１
　【手数料の表示】
　　【予納台帳番号】　１２３４５６
　　【納付金額】　　１６０００
　【提出書類の目録】
　　【物件名】　　図面　１
（【意匠に係る物品の説明】）
　　○○○○○・・・
　【意匠の説明】
　　左側面図は右側面図と対象にあらわれる。

（参考）
図面に代えて提出するときは【物件名】を次のようにします。
★写真の場合　　【物件名】　写真　１
★見本の場合　　【物件名】　見本　１
★ひな形の場合　【物件名】　ひな形１

＜一組の図面＞

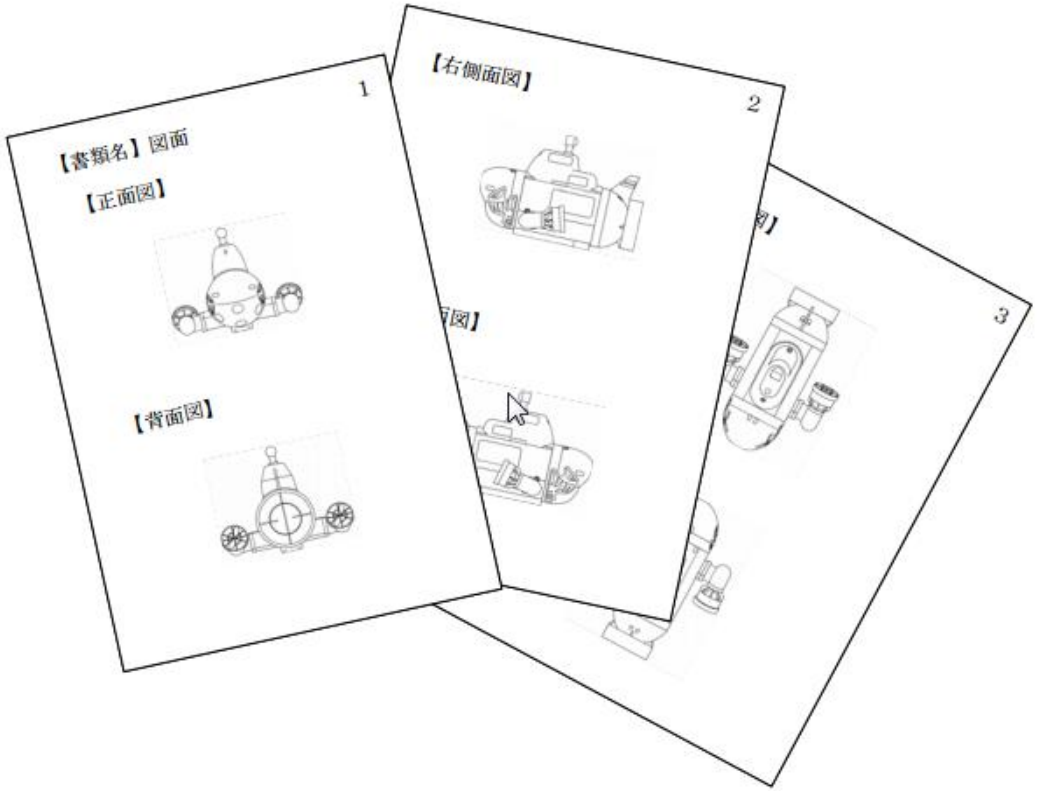

✓ 願書＋図面で表すのが基本
✓ その他、写真、CG、見本等でも出願できる
✓ １つの出願に含めることができるのは１意匠のみ（一意匠一出願）
※ 複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行うことは可能

※令和４年４月１日時点

（参考）写真での意匠登録出願

➢ 写真での意匠出願が可能。また、図面を作成せずとも、商品サンプルを撮影しそのまま出願が可能。図面の場合と同様に、一組の６面図等で形態を表す。

意匠登録第1508743号
【意匠にかかる物品】小物整理箱

※図は一部省略して掲載

【平面図】

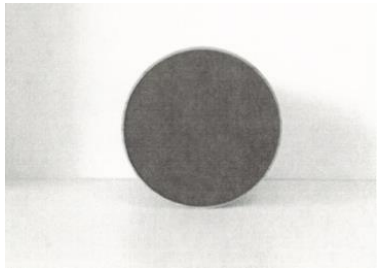

【底面図】

【斜視図】

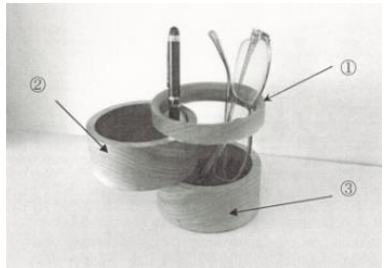

【使用状態を示す参考図】

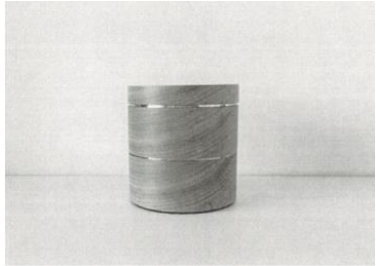

【左側面図】

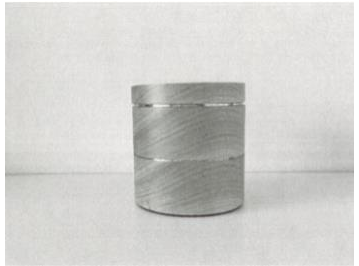

【正面図】

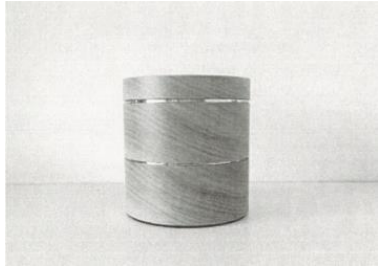

【右側面図】

【回動した状態の斜視図１】

【意匠に係る物品の説明】この小物整理箱は、円筒状の分割した部分を接合し回転させ使用することでペンや眼鏡等、立てて収納するものとクリップやアクセサリー等、置いて収納するものをマルチに収納できるようになっている。

★ここがポイント！
写真のサイズは横150 mm、縦113 mm 以下。デジタル写真の場合、ＪＰＥＧ（ジェイペグ）形式で保存してください。
① 意匠を構成しないもの（背景、鏡面状部分への写り込み等）が写っていないこと。
② 背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、意匠を構成しない模様等が写らないように撮影すること。
③ 前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影すること。
④ 断面図等の図面を組み合わせて出願することも可能。写真と図面で形態等の不一致が起きないよう注意すること。

ニーズに応じた意匠登録出願①

1．物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠

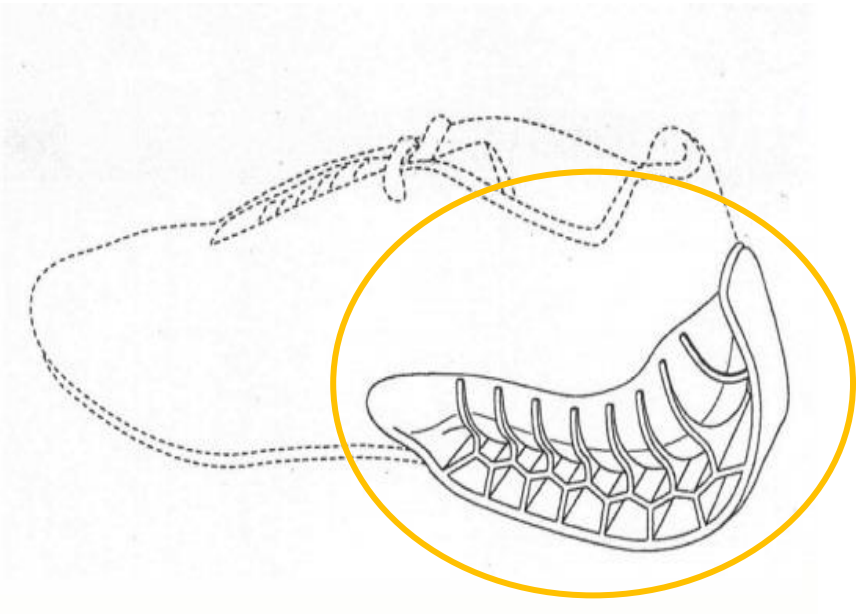

意匠登録第1303974号　運動靴

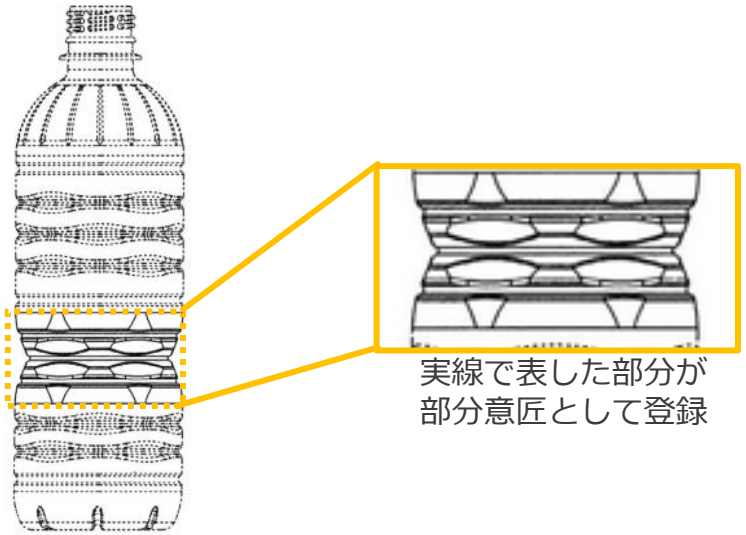

意匠登録第1329280号　ボトル

- 物品等の部分について意匠登録を受けることができる制度
- 物品等の全体から物理的に切り離せない部分にデザイン上の特徴がある形状
- 物品等を全体として出願するとその特徴的な部分の評価が埋没してしまうような形状

ニーズに応じた意匠登録出願②

2．組物の意匠

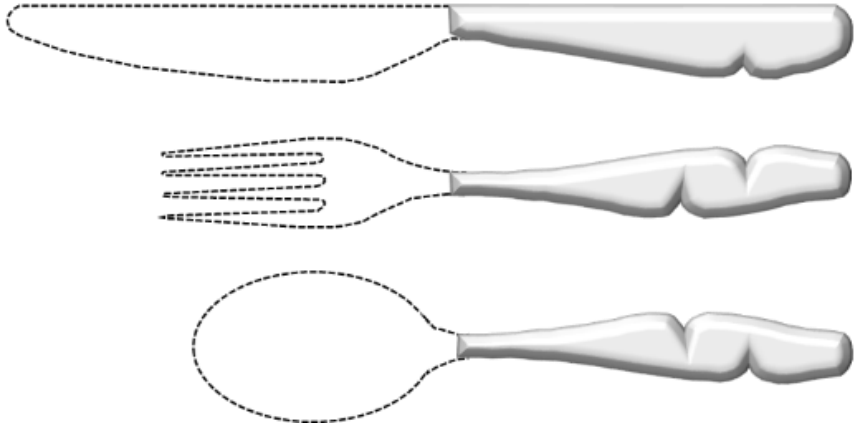

一組の飲食用具セット

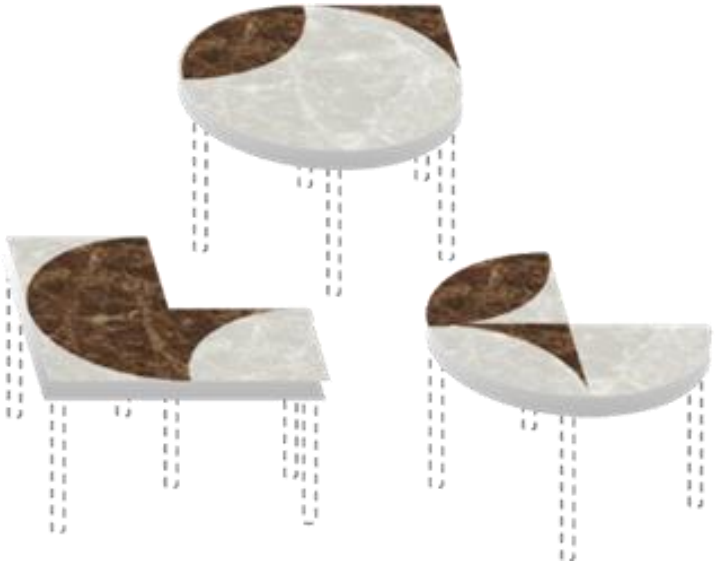

一組の家具セット

① 同時に使用される二以上の物品であって、
② 意匠法施行規則別表第二で定められたもの（組物）のうち、
③ 組物全体として統一感があるときは、組物の意匠として意匠登録可能な制度
※ なお、組物の意匠の部分について部分意匠の意匠登録を受けることもできる

ニーズに応じた意匠登録出願③

3．内装の意匠

喫茶店

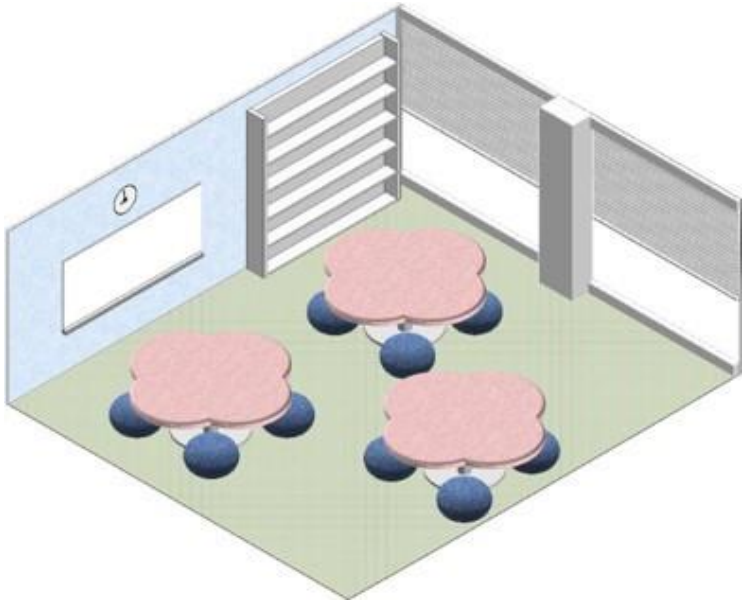

幼稚園の教室

内装のデザインについても意匠登録を受けることができる
① 店舗、事務所その他の施設の内部であること
② 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
③ 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること
内装の意匠は令和元年意匠法改正により新たに新たに保護対象になりました。改正に関する情報の詳細は特設サイトを御覧ください！
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

ニーズに応じた意匠登録出願④

4．関連意匠

■関連意匠の出願可能時期が、「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に。
（関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」）

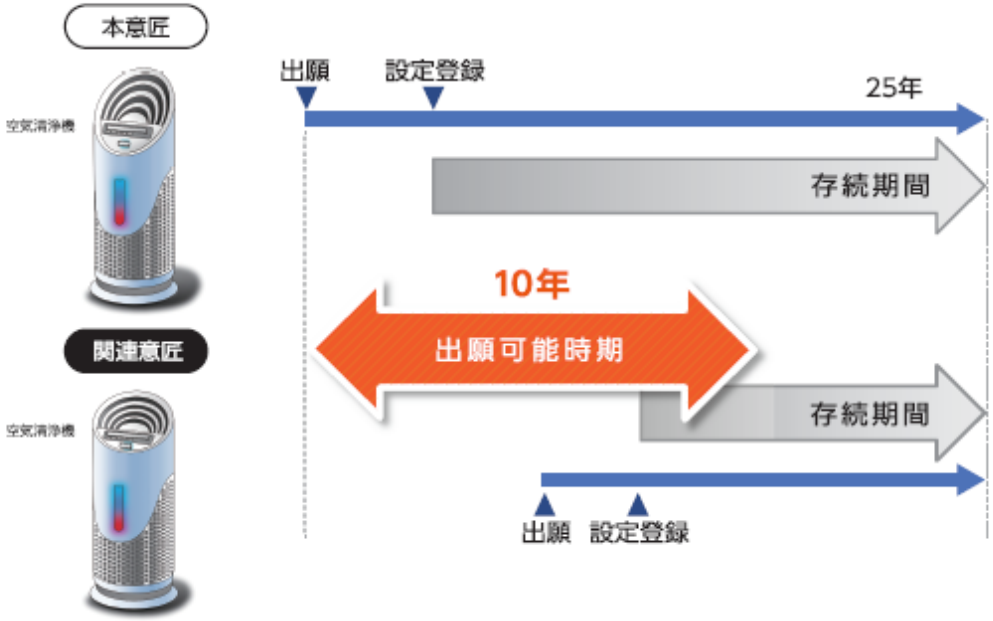

■「関連意匠を本意匠とする関連意匠」についても登録可能に。

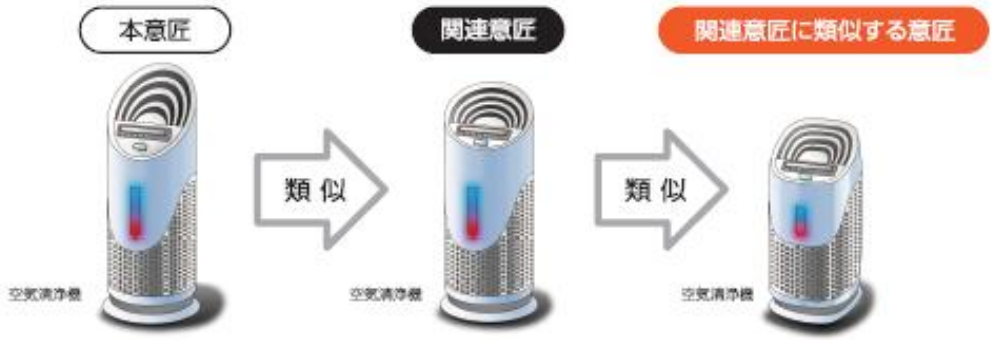

- 自己が出願した意匠に類似する複数のバリエーションの意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができる制度
- 関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利を行使することが可能
- 関連意匠にのみ類似する意匠についても登録可能

関連意匠は令和元年意匠法改正により一部改正されました。改正に関する情報の詳細は特設サイトを御覧ください！
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

ニーズに応じた意匠登録出願⑤

5．秘密意匠

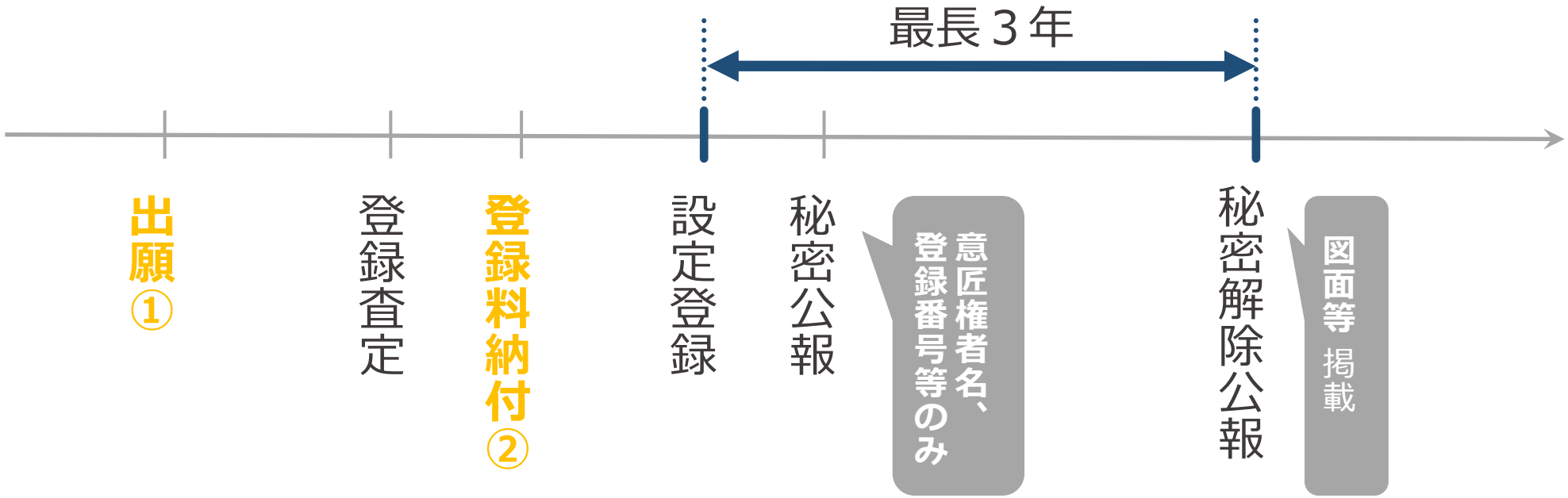

- 設定登録の日から最長３年を限度として登録意匠の内容を公表せず秘密にすることができる制度。
- 秘密意匠の請求（5,100円）は、①意匠登録出願時　及び　②意匠登録の第１年分の登録料の納付時に行うことが可能。

公開してしまった後の意匠出願（新規性喪失の例外規定）

- 意匠の公開が自己の行為によるものであっても「新規性」は失われてしまう。
- 他方、意匠登録出願の日から**１年以内に自ら公開した意匠**であれば、**新規性喪失の例外**の規定の適用を受けるための手続で、**新規性等の拒絶理由を回避することが可能**。

出願する意匠、公開されていませんか?

（参考）特許庁HP「意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（出願前にデザインを公開した場合の手続について）」
https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html

公開してしまった後の意匠出願（新規性喪失の例外規定）

- **意匠の公開から1年以内**に申出書面を添えて出願を行い（願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出すれば、**新規性喪失の例外規定**の適用を受け、権利化することが可能。
- しかし、第三者が同じような意匠について先に意匠登録出願をしていた場合や先に公開していた場合には、意匠登録を受けることができない可能性があり、**できる限り早く出願することが重要**。

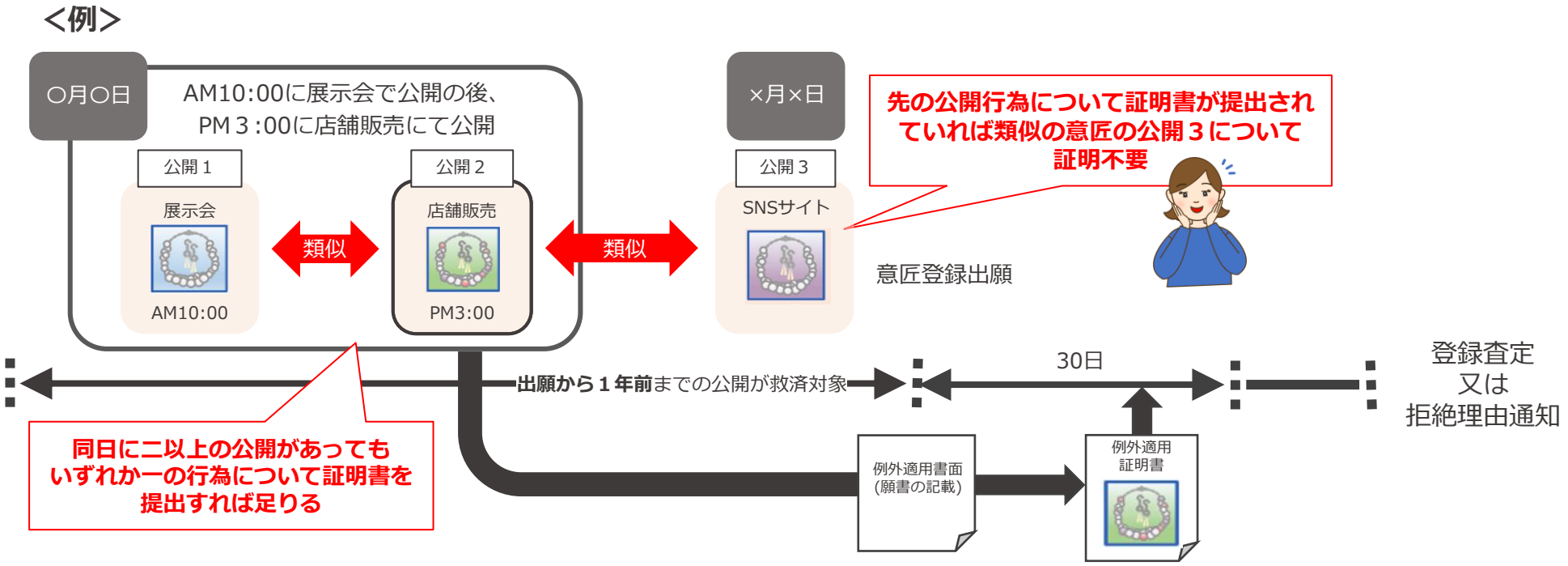

※令和６年１月１日以降、創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の証明手続が緩和されました。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度

- WIPO（世界知的所有権機関）国際事務局に対して出願手続をすることで、**複数国（締約国）に同時に意匠出願した場合と同様の効果が得られる**制度。
- 各官庁への個別出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減を図ることができ、**海外において速やかに意匠権を取得し、煩雑な権利管理を容易にすることが可能**となる。

（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願）

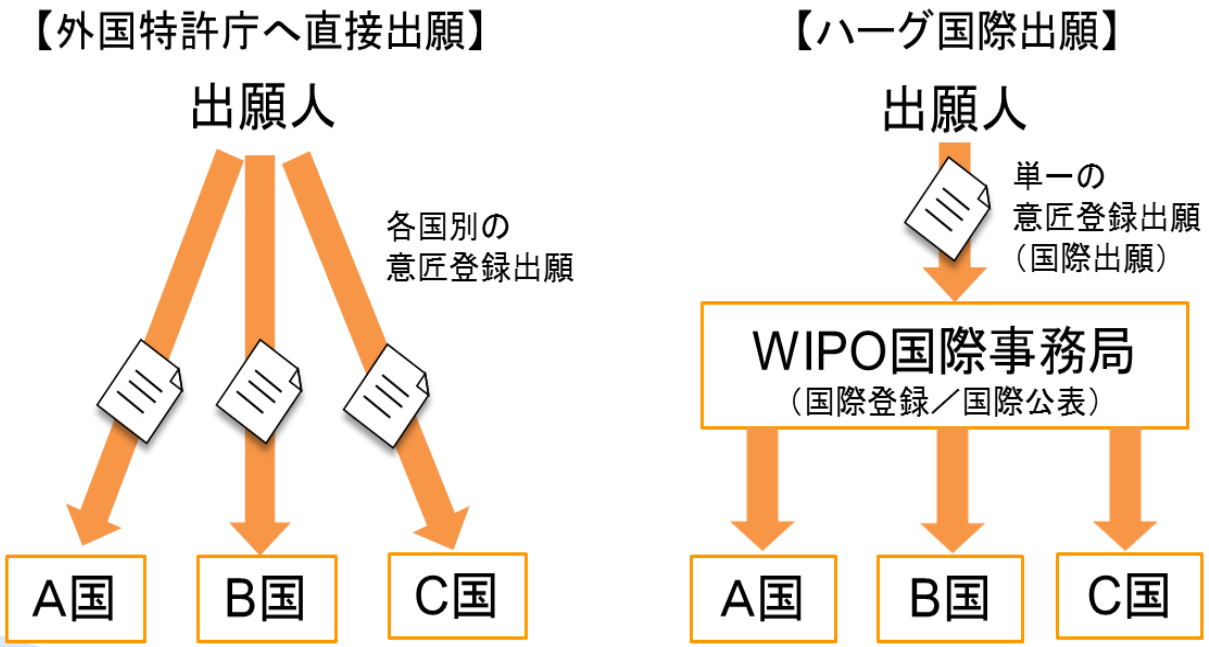

<ハーグ国際出願のメリット>

- 簡易な出願手続（１通の出願書類）
- 経費の削減
- 権利管理の一元化
- 各官庁で遅延のない審査

電子版はこちら！

（参考）特許庁「意匠の国際登録制度活用ガイド」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/hague_geneva_ishou.pdf

（参考）初心者向けガイドブック「みんなの意匠権」

- 意匠制度活用例が４コマ漫画で分かります！
- **意匠制度の基本・ビジネスに合わせた効果的な活用方法・出願手続の基本**までを１冊で紹介。
- 初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方・ほかの産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方におすすめ。

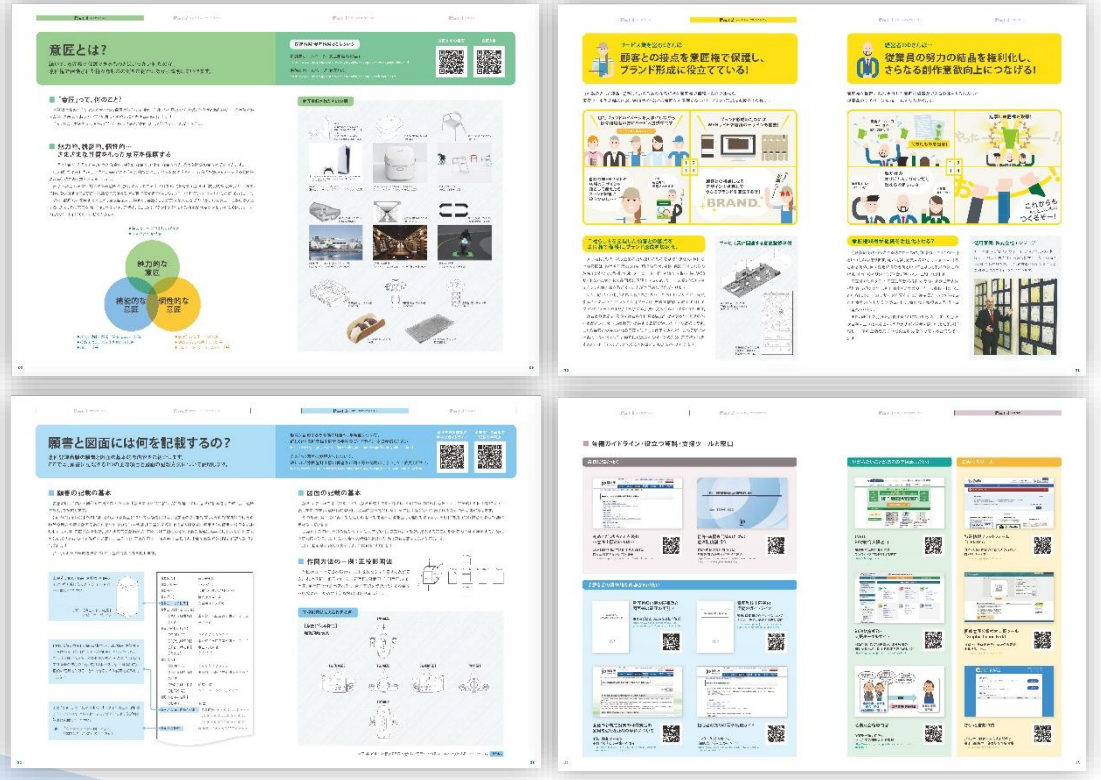

<問合せ先>
・冊子版
⇒意匠課企画調査班
PA1530@jpo.go.jp

・電子版
⇒以下の二次元コードから↓

（参考）特許庁「みんなの意匠権　十人十色のつかいかた」
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/document/minnano_ishoken/01.pdf

５．商標制度の概要

商標制度の目的と保護対象

➢ **目的（商標法第１条）**

この法律は、**商標を保護**することにより、**商標の使用をする者の業務上の信用の維持**を図り、**もつて産業の発達に寄与**し、あわせて**需要者の利益を保護**することを目的とする。

＜保護の対象＞

✓ 商標法が保護するのは、**事業者が、自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使うマーク**（すなわち「商標」）。

＜カルビー株式会社＞

登録第4413658号

Calbee

登録第4209985号

＜明治ホールディングス株式会社＞

カール

登録第840698号

meiji

登録第5522267-2号

商標の種類と登録例①

文字商標	
• 文字のみからなる商標 • 文字は、カタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等よって表される	（例） SONY 商標登録第0618689号ほか
図形商標	
• 写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標	（例） 商標登録第6478440号
記号商標	
• 暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた記号等、記号的な紋章からなる商標	（例） 商標登録第1655435号ほか
立体商標	
• 立体的形状からなる商標 • 例えば、実在又は架空の人物、動物等を人形のように立体化したもの	（例） 商標登録第4157614号

商標の種類と登録例②

結合商標	
• 文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合わせた商標	（例） 商標登録第5315304号
動き商標	
• 文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 • 例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出されて変化する文字や図形等	（例） 商標登録第5804316号
ホログラム商標	
• 文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標	（例） 商標登録第5804315号

商標の種類と登録例③

色彩のみからなる商標	
• 単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標（これまでの図形等に色彩が付されたものではない商標）であって、輪郭なく使用できるもの • 例えば、商品の包装紙や広告用の看板等の色彩を付する対象物によって形状を変えて使用する色彩	（例） （左）商標登録5930334号 （右）商標登録5933289号
音商標	
• 音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 • 例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等	（例） 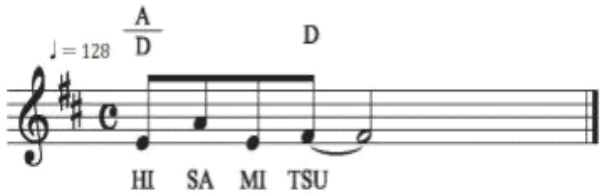 商標登録第5804299号
位置商標	
• 図形等を商品等に付す位置が特定される商標	（例） 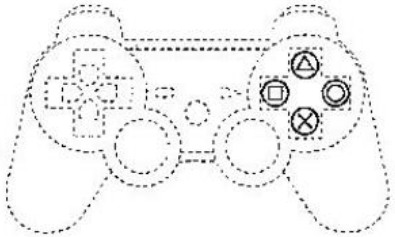 商標登録第5858802号

商標登録出願の様式、商標権の構成

【書類名】　商標登録願
【整理番号】　○○○○○○

（【提出日】　令和○○年○月○日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【商標登録を受けようとする商標】

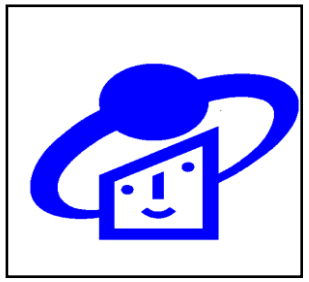

使用する商標
（１出願１商標）

使用する商品（サービス）を記載
<区分(分類)も記載>

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第１２類】
【指定商品（指定役務）】自動車
【第３７類】
【指定商品（指定役務）】自動車の修理
【商標登録出願人】
【識別番号】　０１２３４５６７８
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関３―４―３
【氏名又は名称】商標株式会社
【代表者】　商標　太郎
【電話番号】　０３（３５８１）１１０１
【手数料の表示】
【予納台帳番号】１２３４５６
【納付金額】　２０６００

出願料：3,400円＋（8,600円×区分数２）＝20,600円

◆ 商標権の権利範囲は、マークとそれを使用する商品・サービスの組合せで決まる。

商標権

マーク
（文字・図形等）

&

使用する
商品・サービス

商品：自動車
役務：自動車の修理

（参考）商品・役務の区分（国際商標分類）

第１類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第２類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第３類	洗浄剤及び化粧品
第４類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第５類	薬剤
第６類	卑金属及びその製品
第７類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第８類	手動工具
第９類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第１０類	医療用機械器具及び医療用品
第１１類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛星用の装置
第１２類	乗物その他移動用の装置
第１３類	火器及び火工品
第１４類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第１５類	楽器
第１６類	紙、紙製品及び事務用品
第１７類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第１８類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第１９類	金属製でない建築材料
第２０類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第２１類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第２２類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第２３類	織物用の糸

第２４類	織物及び家庭用の織物製カバー
第２５類	被服及び履物
第２６類	裁縫用品
第２７類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第２８類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第２９類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第３０類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第３１類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第３２類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第３３類	ビールを除くアルコール飲料
第３４類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

（役務）

第３５類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第３６類	金融、保険及び不動産の取引
第３７類	建設、設置工事及び修理
第３８類	電気通信
第３９類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第４０類	物品の加工その他の処理
第４１類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第４２類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第４３類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第４４類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第４５類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)、警備及び法律事務

商標権の効力

➢ 商標権の効力の範囲は、**商標と商品・サービスの両輪で考える**必要がある。**いずれか一方が非類似であれば、商標権の効力の範囲外である点**に留意。

商標権の効力の範囲		商品・サービス		
		同一	類似	非類似
商標	同一	◎	○	×
	類似	○	○	×
	非類似	×	×	×

◎ **専用権**（自分が登録商標を独占的に使用できる権利）

- 独占的に使用できる
- 他人にライセンスすることも可能
- 他人の後願は審査で拒絶

○ **禁止権**（他人の使用を排除できる権利）

- 他人の使用を排除できる
- 他人の後願は審査で拒絶

他人は商標登録できない
商標と商品・サービスが類似する他人の出願は審査で拒絶

模倣品の排除
警告や訴訟で排除、税関で輸入差止め、ECサイトから削除

商標を使い続けるための保険
商標権を取得しないままだと、他人に先取りされ、商標を使えなくなるリスク

取引先などからの信頼向上
商標権を取得していない商品は信用が得られず取引してもらえないことがある

（参考）特許庁HP「商標権の効力」
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/shotoha.html

商標が市場で果たす役割（商標の三大機能）

- 商標は、実際の取引において商品又は役務を識別するための標識として使用することによって、以下のような役割を果たす。

出所表示機能 （権利者にとって重要）	同一の商標を付した商品又は役務は、いつも一定の生産者、販売者又は提供者によるものであることを示す機能。
品質保証機能 （消費者にとって重要）	同一の商標を付した商品・役務は、いつも一定の品質又は質を備えているという信頼を保証する機能。
広告機能 （財産権として信用が蓄積）	商標を広告に使用することにより、その事業者の商品・役務であることを需要者に伝え、商品・役務の購買・利用を喚起させる機能。

商標は

- 権利者にとって：これまで積み重ねてきた企業努力のあらわれ
- 消費者にとって：その商品や役務がどこの企業のもので、信頼できるものなのか判断できるもの

（参考）「事例から学ぶ　商標活用ガイド」

- **ビジネスにおける活用方法や権利化に関するメリット**等を実際の事例を通じて紹介するとともに、**「商標を取っていなかったがために起きてしまったこと」**などを失敗事例として紹介。
- これから商標を活用するという方も、既に活用している方も、是非一度御覧ください！

Chapter 1　商標・商標権の活用事例
- 商標の効果・商標権の効果
- 失敗事例の紹介
- 商標・商標権の活用類型
- 商標制度活用事例：18事例
- 弁理士からのアドバイス

Chapter 2　知っておかなきゃ、商標のこと
- 商標権取得までの流れ
- 商標出願の手続
- いろいろな商標の種類
- 商品と役務
- 登録することができない商標
- 海外での商標の保護
- 早期審査のご案内
- よくある誤解
- J-PlatPatの使い方案内
- 各種の支援機関・支援制度の紹介

＜問合せ先＞
・冊子版
⇒商標課企画調査班
PA1400@jpo.go.jp

・電子版
⇒以下の二次元コードから↓

（参考）特許庁「事例から学ぶ　商標活用ガイド（2024年版）」
https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark_guide2024/guide01.pdf

商標登録を受けることができない商標

1. 自己と他人の商品・役務（サービス）とを**区別することができない**もの
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等**公益性に反する**もの
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と**紛らわしい**もの

＜その他、商標登録を受けることができない例＞

× 指定商品（指定役務）の内容・範囲が不明確な場合。

※「役務（えきむ）」とは、他人のために行う「サービス」のこと。

- 例：「デザート」

⇒ 「デザート」は複数の商品に該当する語であるため、商品の表示としては採択できない。
「洋菓子」や「果実」と記載。

× 一つの区分で指定している商品（役務）が多すぎるなど、出願人が指定商品（指定役務）の全てに商標を使用しているか、又は、使用する意思があることに疑義がある場合

・例：１区分内において、23以上の類似群にわたる商品又は役務を指定している場合

⇒ 商標の使用及び使用の意思に疑義があるとして、拒絶理由の対象となる。

1．自己と他人の商品・役務とを区別することができないもの

商品・役務の普通名称	商品「ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ」について **パソコン**
慣用されている商標	商品「清酒」について **正宗**
産地や品質等の表示	商品「肉製品」について **炭焼き**
ありふれた氏、名称	**佐藤商店**
極めて簡単かつありふれた標章	**ＡＢ**
その他、需要者が誰の業務に係る商品又は役務であるかを認識できないもの	**地模様、企業理念等を表す言葉など**

当該マークを使用した結果全国的に有名になったものは、**例外的に登録可能**

（例）

チキンラーメン

商標登録第2685160号

SUZUKI

商標登録第2083260号

Ｒ－１

商標登録第6593375号

2．公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの

■ 国旗・菊花紋章、国際機関の標章、赤十字の標章、国・地方公共団体を表示する著名な標章等

✓ 国旗、菊花紋章等

✓ 国際機関の標章等

✓ 赤十字の標章

東京都交通局

✓ 国・地方公共団体の標章等

■ 公序良俗を害するおそれがある商標

✓ 商標自体が非道徳的、卑わい、差別的なもの

✓ 国際信義に反するもの　等

■ 商品の品質、役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標

（該当する例）

✓ 指定商品「ビール」に使用する商標として「○○ウイスキー」

✓ 指定商品「菓子」に使用する商標として「パンダアーモンドチョコ」

※「アーモンド入りチョコレート」以外の「菓子」に使用した場合に、商品の品質の誤認を生じさせるおそれあり

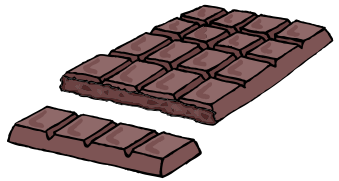

３－１．他人の登録商標と紛らわしいもの

- **他人の登録商標と、「商標」及び「商品・役務」の両方が似ているもの**は登録不可。
- ただし、先行登録商標権者の承諾があり、かつ、混同を生ずるおそれがない場合は、この限りではない（コンセント制度による登録）。

商標		商品・役務	
他人の登録商標と同一又は類似の商標	＋ かつ	他人の登録商標の指定商品・指定役務と同一又は類似の商品・役務に使用	→ 登録できない

商標が互いに類似しているどうかは、**「商標審査基準」**に基づいて、
①外観（見た目）
②称呼（呼び方・読み方）
③観念（意味合い）
それぞれの要素を総合的に判断

どのような商品・役務が互いに類似するかについては、商品・役務の「区分（第〇類）」ではなく、「類似商品・役務審査基準**（類似群コード）**に基づいて判断」

（参考）特許庁「コンセント制度の導入」
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/index.html

（参考）他人の登録商標と紛らわしいものの例

事例1

見た目が似ている
（外観）

事例2

読み方が似ている
（称呼）

デントレックス
DENTREX

デントレック
DENTREC

事例3

意味が似ている
（観念）

天使のスィーツ

エンゼルスィーツ
Angel Sweets

３－２．周知・著名商標等と紛らわしいもの

➢ たとえ商標登録されていない他人の商標、名称等であっても、以下に該当する場合は、第三者による登録はできない。

× 他人の業務に係る商品・役務を表示するものとして、**需要者の間に広く認識されている商標**であってその商品・役務又はこれらに類似する商品・役務について使用をする商標

× 他人の業務に係る商品・役務と**出所の混同を生ずるおそれがある商標**

× 他人の肖像、氏名、名称、著名な芸名、これらの略称等を含み、当該他人の承諾を得ていない商標

※ 周知でない他人の氏名を含む商標については、当該他人の承諾を得ていなくても、政令で定める要件に該当すれば、登録を受けることができる。

× 他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標

（参考）特許庁「他人の氏名を含む商標の登録要件が緩和されます」
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/shimei.html

出願から商標権取得までの流れ

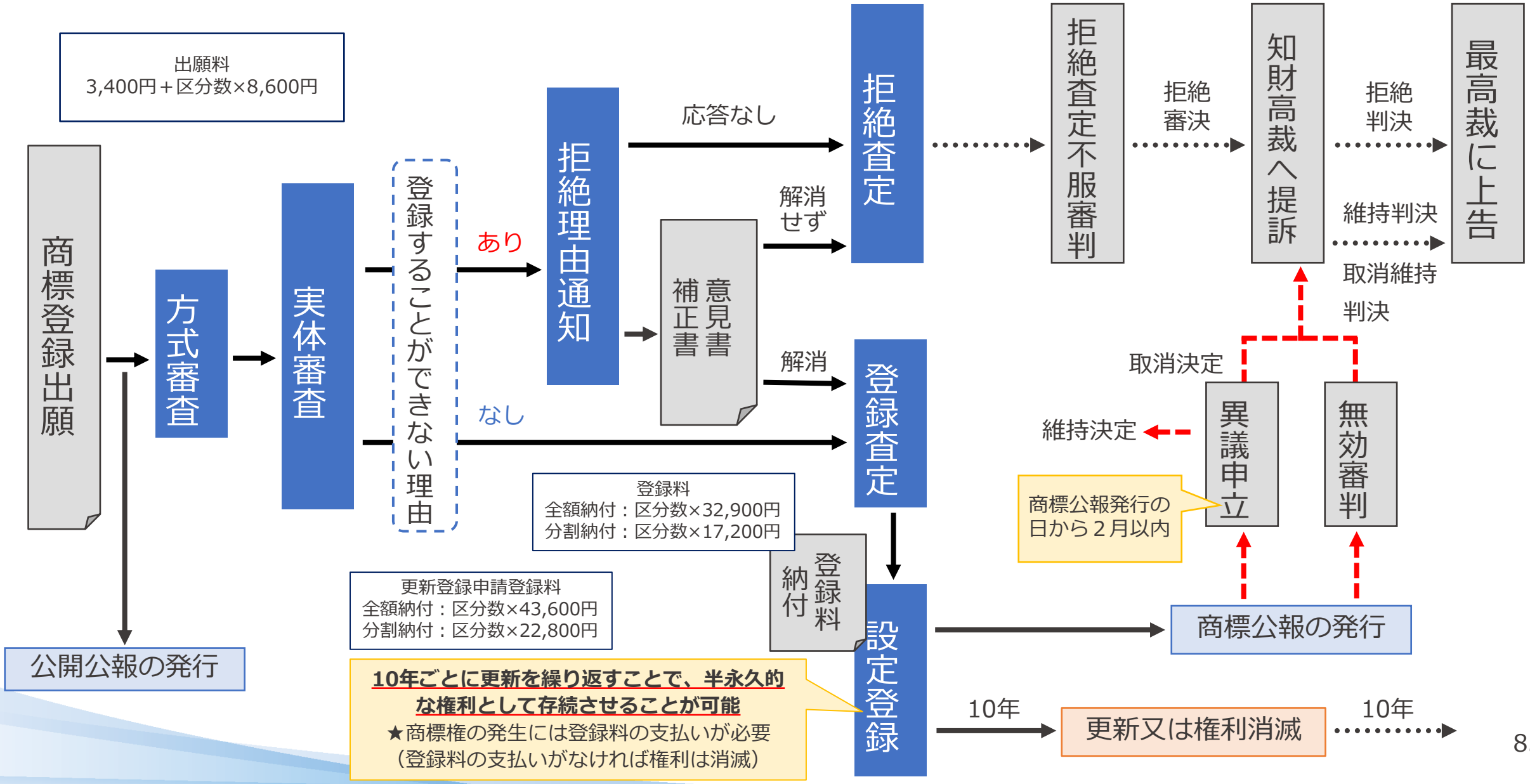

登録商標の不使用による取消審判（不使用取消審判）

- 商標特有の制度として、登録商標の不使用による取消審判（不使用取消審判）制度がある。
- 権利者（又はライセンシー）が、**継続して３年以上日本国内において登録商標**（社会通念上同一の商標と認められるものを含む）**を使用していないとき**は、当該登録商標は取消の対象となる。

＜登録商標の使用と認められる例＞

○ 書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標

永い春（明朝体） ⟺ **永い春（ゴシック体）**

○ 平仮名、片仮名、ローマ字の相互変更であって同一の読みと意味合いを生じる商標

ちゃんぴおん ⟺ チャンピオン

＜登録商標の使用と認められない例＞

× 異なる意味合いが含まれる変更

さいてん → 祭典
さいてん → 採点

※左が登録商標

⟺

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度

- 日本国特許庁を通じてWIPO国際事務局に対して出願手続をすることで、**複数国（締約国）に同時に商標出願した場合と同様の効果が得られる**制度。
- 各官庁への個別出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減を図ることができ、**海外において速やかに商標権を取得し、煩雑な権利管理を容易にすることが可能**となる。

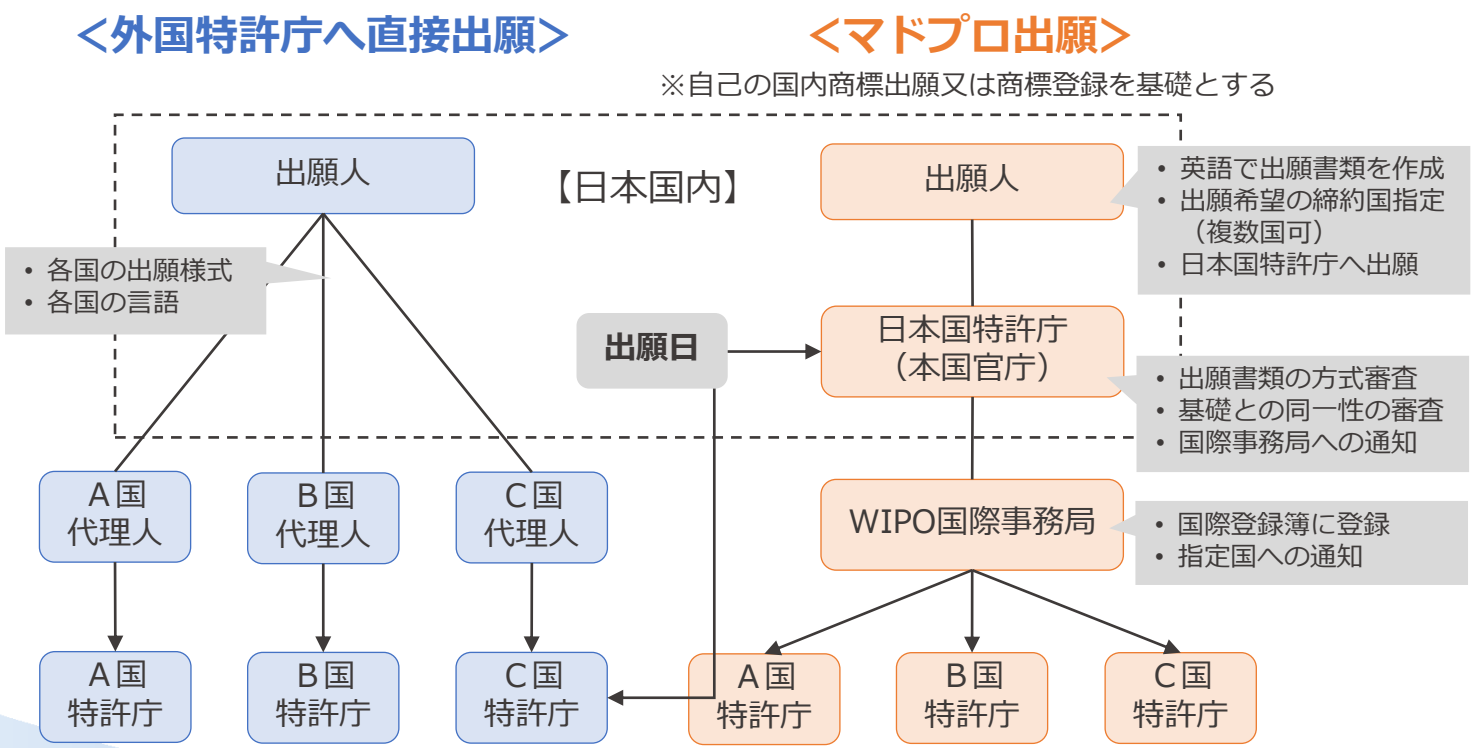

【マドプロ出願のメリット】

- 簡易な出願手続（1通の出願書類）
- 経費の削減
- 権利管理の一元化
- 各官庁で遅延のない審査
- 事後的な指定国の追加

電子版はこちら！

（参考）特許庁「商標の国際登録制度活用ガイド」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu18.pdf

地域団体商標

- 地域団体商標制度は、**「地域ブランド」を適切に保護**することにより、**信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援**することを目的とし、2006年4月に創設された。
- 同制度は、「地域ブランド」として用いられることが多い、地域の名称及び商品（サービス）名等からなる文字商標について、登録要件を緩和する（※）もの。

（※）通常、「地域名　＋　商品（サービス）名」の組合せからなる文字商標は、「全国的に周知」となっていなければ登録不可。

地域団体商標　＝　「地域の名称　＋　商品（サービス）名」

主な登録例

地域団体商標マーク

農業協同組合

＜米沢牛＞

山形おきたま農業協同組合

登録第5029824号

（参考）地域団体商標制度と地理的表示（GI）制度の違い

	農林水産物等の地理的表示制度 生産地と結び付いた特性を有する農林水産物などの名称を産品の生産方法等の基準とともに登録し、**地域の共有財産として保護する**制度	酒類の地理的表示制度 ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価など）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが**その産地名を独占的に名乗ることができる**制度	地域団体商標制度 地域ブランドの名称を商標権として登録し、**その名称を独占的に使用することができる**制度
保護対象（物）	農林水産物、飲食料品など（酒類などを除く）	酒類（ぶどう酒、蒸留酒、清酒、その他の酒類）	全ての商品・サービス
登録主体	生産・加工業者の団体（法人格のない団体も可）	酒類の産地の酒類製造業者及び酒類製造業者を主たる構成員とする団体	農協などの組合、商工会、商工会議所、NPO法人（法人格必要）
主な登録要件	• 生産地特有の自然・人的要因と結びついた特性を有すること • 確立した特性：特性を維持した状態でおおむね25年の生産実績があること（周知・定着の程度を勘案して短縮可能）	• 酒類の特性が明確であること • 酒類の特性を維持するための管理が行われていること	• 地域の名称と商品（サービス）とが関連性を有すること（商品の産地など） • 商標が需要者の間に広く認識されていること
品質管理	• 生産地と結びついた特性等の策定・登録・公開 • 生産・加工業者が生産の方法等の基準を守るよう団体が管理し、国が団体による生産の手順・体制をチェック	一定の基準を満たす管理機関を設置し、生産基準に定められた酒類の特性を維持するための管理	商品の品質などは商標権者の自主管理
規制手段	国による不正使用の取締り	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：９万円（登録免許税） 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	登録料なし 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	出願＋登録：４４,９００円（10年間） 更新：４３,６００円（10年間） ※それぞれ１区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣（農林水産省）	国税庁長官（国税庁）	特許庁長官（特許庁）

６．その他の知的財産（不正競争防止法）

不正競争防止法の概要（法律の全体構成）

法律の目的（第１条）

不正競争の定義（第２条）

- ①周知な商品等表示の混同惹起（1号）
- ②著名な商品等表示の冒用（2号）
- ③他人の商品形態を模倣した商品の提供（3号）
- ④営業秘密の侵害（4号～10号）
- ⑤限定提供データの不正取得等（11号～16号）
- ⑥技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供（17号・18号）
- ⑦ドメイン名の不正取得等（19号）
- ⑧商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示（20号）
- ⑨信用毀損行為（21号）
- ⑩代理人等の商標冒用（22号）

民事措置と刑事措置あり（①②③④⑥⑧）

民事措置のみ（⑤⑦⑨⑩）

国際約束に基づく禁止行為

- 1 外国国旗、紋章等の不正使用（16条）
- 2 国際機関の標章の不正使用（17条）
- 3 外国公務員等への贈賄（18条）

刑事措置のみ

措置の内容

民事措置

- ○ 差止請求権（第３条）
- ○ 損害賠償請求権（第４条）
- ○ 損害額・不正使用の推定等（第５条等）
- ○ 書類提出命令（第７条）
- ○ 営業秘密の民事訴訟上の保護（第10条等）
  （秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理）
- ○ 信用回復の措置（第14条）
- ○ 国際的な営業秘密侵害に係る手続（第19条の2等）
  （裁判管轄、適用範囲）

刑事措置（刑事罰）

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

○罰則（第21条）※いずれも併科あり
- ・外国公務員贈賄罪：10年以下の拘禁刑又は3000万円以下の罰金
- ・営業秘密侵害罪　：10年以下の拘禁刑又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
- ・その他　　：5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金

○法人両罰（第22条）
- ・外国公務員贈賄罪　　：10億円以下の罰金
- ・営業秘密侵害罪の一部：５億円（海外使用等は10億円）以下の罰金
- ・その他　　：３億円以下の罰金

○国外での行為に対する処罰（第21条第8項・第9項・第10項・第11項）
（営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪）

○営業秘密侵害行為による不当収益等の没収（第21条第13項等）

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言い換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

主な行為類型

①周知な商品等表示の混同惹起	
• 他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為	（例） 真正品 類似品
②著名な商品等表示の冒用	
• 他人の商品等表示として著名なものを、自己の商品等表示として使用する行為	（例） 真正品 類似品
③他人の商品形態を模倣した商品の提供	
• 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為 ※模倣：他人の商品形態に依拠して、実質的に同一形態の商品を作り出すこと。 ※日本国内における最初の販売から３年以内の商品が対象。	（例） 真正品 模倣品
④営業秘密の侵害	
• 窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等	（例）

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 不正競争防止法により、営業秘密は保護されるが、**法によって保護されるためには秘密として管理する**必要がある。
- ノウハウを**営業秘密として守るためには社内で秘密管理体制の整備**が必要。

自社のノウハウと思い込んでいる時の落とし穴＃63

効率的なロボット製造方法が実現できて御機嫌の社長。

以前、特許出願した結果、まねをされたことに懲りて今回はノウハウとして管理する方針にしましたが・・・。

突然売れ行きがピタリと止まり在庫の山。

またも模造品が出回っています。しかも安価で大量に・・・。

これは工場長が他社へノウハウを流出させたためでした。

社内規程がないなど、秘密としての管理が不十分だったためお手上げです。

営業秘密の管理について不安がありましたら知財総合支援窓口へ御相談を。

「営業秘密」として法律による保護を受けるための３つの要件

➢ 「営業秘密」とは、①**秘密として管理**されている生産方法、販売方法その他の②**事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**であって、③**公然と知られていないもの**をいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。

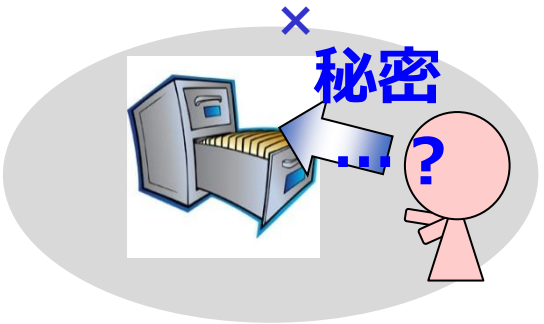

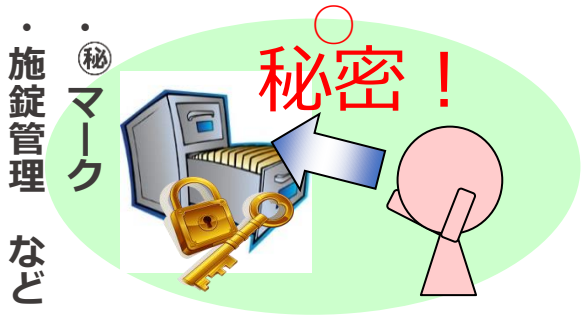

②有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

７．その他の運用

審判制度

- 拒絶査定不服審判の請求成立率は、特許・意匠は約８割、商標は約６割。
- そのほかにも、登録された特許・商標に対して、誰でも異議を申し立てることができる制度や、権利範囲について、特許庁審判部の公式見解を求める判定制度など、**審判制度を知ることは知財戦略の成否のカギ**となる。

	1	2	3	4	5	6
対象者	審査で拒絶査定を受けた方	誰でも申立て可能	利害関係人（実用新案・意匠は誰でも請求可能）	誰でも請求可能	特許権者	特許庁の見解が必要な方
こんなとき	拒絶査定に不服がある	特許・商標登録はおかしい	権利を無効にしたい	商標登録を取消したい	特許権の瑕疵を是正したい	権利範囲について特許庁の見解を聞きたい
種類	拒絶査定不服審判	異議の申立て	無効審判	取消審判	訂正審判	判定
対象範囲	特許 意匠 商標	特許 商標	特許 実用新案 意匠 商標	商標	特許	特許 実用新案 意匠 商標

特許庁審判部

＜問合せ先＞
・冊子版
⇒審判課
PA6B01@jpo.go.jp

・電子版
⇒二次元コードから↓

（参考）特許庁「特許庁　審判制度ハンドブック」
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf

情報提供制度

- 特許出願に係る**発明が新規性・進歩性を有していないこと等について、審査官等に対して誰でも（匿名も可）情報提供をすることができる**制度。
- 審査官等は、提供された情報を確認し、判断の参考とする。

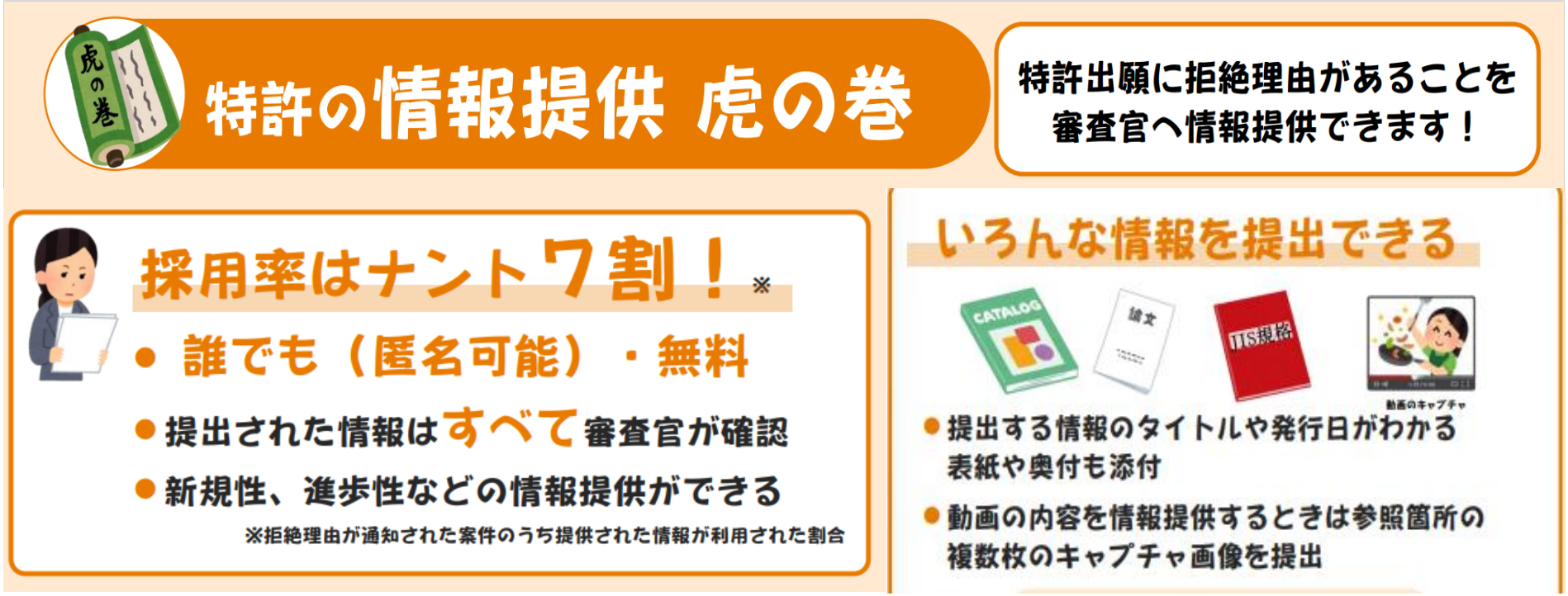

＜問合せ先＞
調整課審査基準室
PA2A10@jpo.go.jp

・電子版
⇒二次元コードから↓

（参考）
・特許庁「情報提供　虎の巻」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/document/index/toranomaki.pdf
・特許庁「情報提供の手引【特許編】」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/document/index/tebiki.pdf

特許庁への出願手続方法

➢ 特許庁への出願は、従来の**紙出願**（特許庁への持参又は郵送）と、オンラインで手続を行う**インターネット出願**の２種類。

紙出願（持参又は郵送）

- ✓ 書類がそろえばすぐ提出できる。
- ✓ 電子化手数料が必要。

（手続ごと：基本料2,400円＋（800円×枚数））

インターネット出願

- ✓ 電子証明書の取得、出願ソフトのインストール等の事前準備が必要。
- ✓ 事前準備が済んでいれば、24時間365日出願が可能。
- ✓ 支払方法の選択肢が増える。
- ✓ 電子化手数料が不要。

＜インターネット出願ソフトの機能一覧＞

出願	特許・実用新案・意匠登録・商標登録の出願、査定系不服審判請求などの手続
発送	特許庁から送られる拒絶理由通知や登録・拒絶査定等の通知書類の受領
請求	優先権証明請求書、ファイル記録事項記載書類・登録事項記載書類の交付請求や閲覧申請の請求
閲覧	請求機能で行ったファイル記録事項記載書類・登録事項記載書類の閲覧
補助	オンライン予納照会、口座振替情報照会、電子現金納付に使用する納付番号の取得・照会、クレジットカードによる納付（指定立替納付）の登録・照会、電子現金納付を用いた予納書の提出
国際出願	ＰＣＴ－ＲＯ出願（日本国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願）の手続
特殊申請	「出願」でオンライン手続できないものについて特殊申請として行う手続

＜インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関するお問合せ＞

電子出願ソフトサポートセンター

- □ 受付時間　平日9:00～18:15
  （出願ソフトの新バージョンリリース後開庁日５日間は9:00～19:00）
- □ TEL（東京）03-5744-8534
- □ TEL（大阪）06-6946-5070
- □ FAX　03-3582-0510

早期審査制度

- **出願人からの申請**（一定の要件を満たす場合）**に基づき、特許・意匠・商標審査への着手を早めることができる**制度。
- 特許出願については、中小企業の要件を満たす場合、早期審査が利用可能。

	対象となる出願	一次審査通知までの期間（2024年）
特許	• **中小企業**、個人、大学、公的研究機関等の出願 • 外国関連出願 • 実施関連出願 • 震災復興支援関連出願　など ✓早期審査事情説明書（事情と先行技術調査の開示及び対比説明を記載）を提出 ✓**中小企業・大学等の申請の場合は、先行技術調査を改めて行うことは不要**（出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要）	**平均2.3か月** （通常審査の場合：平均9.1か月）
意匠	• 権利化について緊急性を要する実施関連出願 • 外国関連出願 • **スタートアップによる実施関連出願（令和７年４月１日から）**　など	**平均2.1か月** （通常審査の場合：平均6.1か月）
商標	• 出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願 • 出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願 • 出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願	**平均1.7か月** （通常審査の場合：平均6.8か月）

面接審査

- 特許出願について、**審査請求してから審査手続が終了するまでの間、審査官との面接をいつでも無料で要請**することができる。出願人等が直接審査官に技術の内容を伝え、効率的・効果的に審査を進めることが可能となる。
- 意匠出願については、**出願から審査手続が終了するまでの間、審査官との面接をいつでも無料で要請**することができる。出願人等が直接審査官に対話ができ、意匠の内容を伝え、効率的・効果的に審査を進めることが可能となる。

※出願人は、電子メールにより補正案等を送付することが可能。

※１件の案件から、希望日程に柔軟に対応。面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

オンライン面接

- 出願人所有のPC等から、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能（「Microsoft Teams」も使用可）。

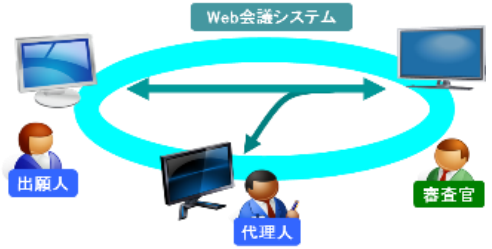

出張面接

- 出願人の所在地付近での面接が可能。
- 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- INPIT-KANSAIに面接室を設置。

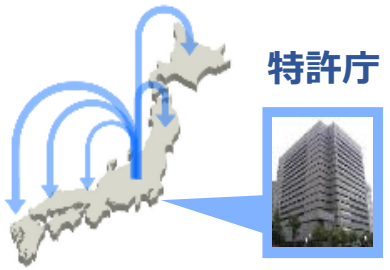

実績（2024年）

・特許：2,196件（出張面接152件、オンライン面接951件含む）
・意匠：132件（出張面接4件、オンライン面接47件含む）

ユーザーの声

- 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- 審査官の意図を把握しやすい。

特許審査ハイウェイ（PPH:Patent Prosecution Highway）

- 最初に出願した**先行審査庁で特許可能と判断された場合**、優先権を主張して出願した**後続審査庁において**、出願人の申請により、**簡易な手続で早期審査が受けられる**ようにする枠組み。
- 日本は、44の知財庁とPPHを実施（2025年４月現在）。

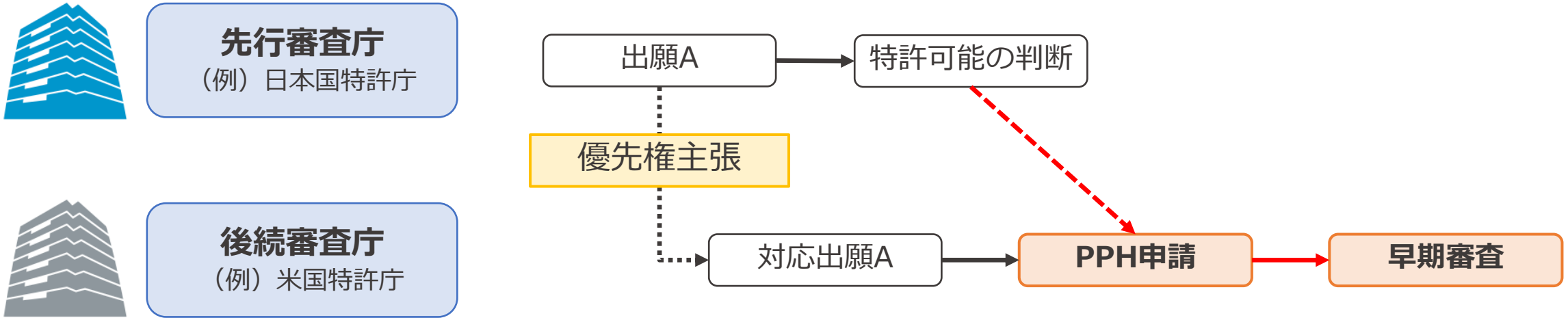

ユーザーの声

- PPHにより中国で早期に権利化し、模倣品対策に活用していく。
- アジア市場を目指す製品について、PPHにより海外で早期権利化する。

（参考）特許庁HP「特許審査ハイウェイ（PPH）について」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html

８．特許庁の中小企業支援施策

押さえておきたい！

知財の便利ツール・サイト

J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）

- J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）は、INPITが提供する**知財情報の検索サービス**。インターネットを通じて**誰でも無料で利用可能**。
- また、基本的な操作方法を実習形式で学べる**無料の講習会を開催**。

<J-PlatPatの活用>

- ✓ 権利侵害の**リスクを回避**したい
- ✓ **研究開発のヒント**がほしい
- ✓ 無駄な**出願費用を削減**したい

といった場面で**知財情報を活用**できます！

<問合せ先>
J-PlatPatヘルプデスク（平日9:00～20:00）
TEL：03-3588-2751
E-mail：helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

（参考）INPIT「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」
https://www.j-platpat.inpit.go.jp

知的財産相談・支援ポータルサイト

- 産業財産権相談窓口に寄せられる「よくある質問と回答」を掲載。
- よくある質問のほか、申請書類一覧や料金一覧ページ、書き方ガイドも閲覧可能。

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）公報閲覧・相談部
相談担当

TEL：03-3581-1101（内線2121～2123）
問合せフォーム：
https://www.inpit.go.jp/form/0004.html

（参考）INPIT HP「知的財産相談・支援ポータルサイト」
https://faq.inpit.go.jp/FAQ/

IP ePlat（知的財産 e-ラーニングサービス）

- INPITでは、知財制度に関する学習教材をインターネットを通じて無料で提供。
- **知的財産制度に関する教材を始め、営業秘密管理やスタートアップ関連など、初心者から実務者までを対象**に、150以上のコンテンツを掲載。

- ✓ ユーザー登録の有無を問わず、全ての学習教材が視聴可能。
- ✓ ユーザー登録の上ログインすると、テスト機能や受講状況の管理など充実した e-ラーニング環境が利用可能。

これから知財を学びたい初心者の方にオススメ！

スマートフォン用サイトへのアクセスはこちら！ ⇒

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財人材部 電子研修担当
TEL：03-3581-1101（内線3907）
E-mail：ip-jz01@inpit.go.jp

（参考）INPIT HP「IP ePlat」
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/

お助けサイト～通知を受け取った方へ～

➢ 特許庁からの通知に対してどのように対応するべきか、わかりやすく紹介。

コンテンツの特徴

1. 「拒絶理由通知書」「特許査定」「登録査定」に対してとり得る対応を御案内
2. 様式見本、拒絶理由の解説
   提出日や料金の簡易計算ツールなども掲載
3. スマートフォンでも使いやすい仕様
4. 一部の通知において、添付の「注意書」に本サイトへの二次元コードを貼付し、サイトへのアクセスを容易に

サイトへのアクセスはこちら！ ⇒

（参考）特許庁HP「お助けサイト～通知を受け取った方へ～」
https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/index.html

特許（登録）料支払期限通知サービス

- 2020年4月1日から、**特許料等の納付時期の徒過による権利失効の防止**を目的に「特許（登録）料支払期限通知サービス」を開始。

特許（登録）料支払期限通知サービスの流れ

（1）アカウント登録

（2）案件登録

（3）メール配信開始

特許（登録）料支払期限通知サービスの対象
設定登録後の特許料 （第４年分以降）
設定登録後の実用新案登録料 （第４年分以降）
設定登録後の意匠登録料 （第２年分以降）
設定登録後の商標登録料 （後期分）
次期商標更新申請登録料

サイトへのアクセスはこちら！ ⇒

（参考）特許庁HP「特許（登録）料支払期限通知サービスについて」
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」

- 知的財産に関する短時間（３～５分のアニメ又は実写）の動画を通じて、**中小企業が抱える様々な知的財産に関する問題・課題に対して企業の取組事例を交え、対処法や支援施策等を紹介**。
- 令和７年度は、引き続き動画の制作を行うほか、**見たい動画にすぐにアクセスできるようにHPをリデザイン**、**企業活動のどの場面でどの動画が活用できるのかをまとめたマップを作成**、「もうけ」周知・活用のためのセミナー等を実施予定。

サイトへのアクセスはこちら！　⇒

（参考）中国経済産業局HP「もうけの花道　知財戦略のススメ」
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

ビジネスに知財を生かす「もうけの羅針盤」

- 独自技術による異業種転換や脱下請けへの挑戦、資金調達など、**企業経営において知的財産を有効に活用した事例**を多数紹介。
- 中国経済産業局が運営する知財情報サイト「もうけの花道」や、YouTubeの専用チャンネルで視聴可能。

もうけの羅針盤
知的財産を活かして経営に成功!明日に使える事例をご紹介

特許情報の活用が新製品開発へのヒントに！

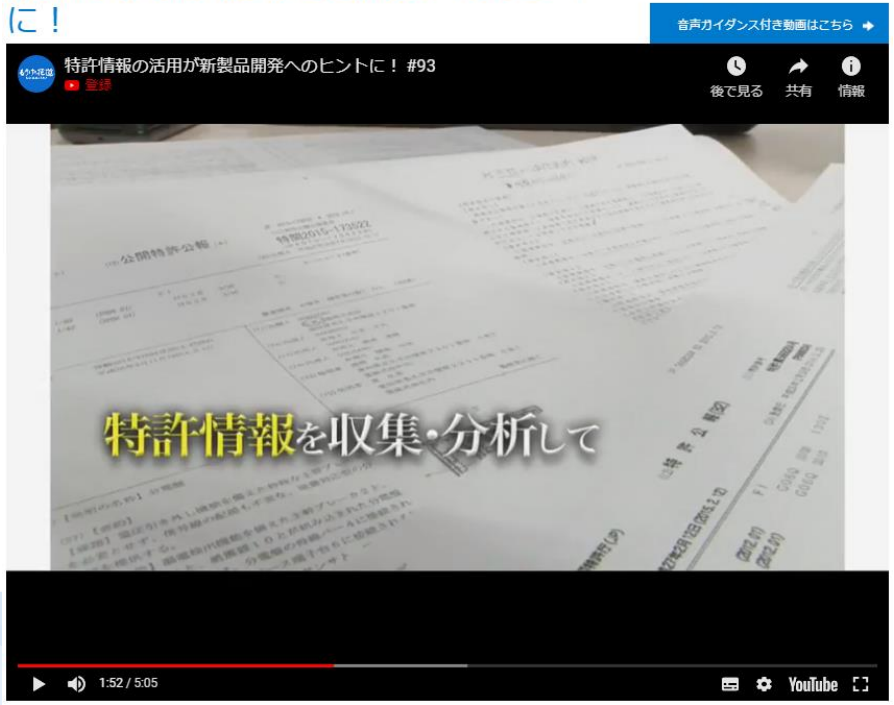

特許情報の活用が新製品開発のヒントに！＃93（テンパール工業株式会社）

開発ストーリー

地震による二次災害、震災火災を防ぐ「グラグラガード」

安全ブレーカーを主に、自動遮断機や、住宅用の分電盤、漏電火災警報機など、60年以上研究・開発を続け、ヒット商品を開発してきたテンパール工業。これまで、事業者向けの製品開発（B to B）をメインとしていました。そんな企業が、今回開発したのは一般ユーザー向けの製品（B to C）「グラグラガード」。地震の揺れを感知し電気をストップ。地震による停電の復旧時に、傷んだ配線や家電などが通電により発火し、引き起こされる震災火災を防ぐために開発した、コンセントに設置するタップ型感震ブレーカーだ。

特許情報の活用が新製品開発のヒントに！

「出願されている特許の動向や技術に関する情報を収集し、分析する事で同業他社がどのような技術に注力しているか、今後発売されてきそうな製品はどのようなものかを想定し、業界の技術動向や市場ニーズを把握することができる。」とテンパール工業の知財担当者は話す。また、業界の技術動向や市場ニーズ、さらには、今後参入してくる企業の動向も把握できるという。その情報は、開発現場へと展開。モノづくりを行う現場との連携で、市場ニーズを捉えた新たな製品開発へと繋げていく。

困ったらここに相談！

知的財産に関する各種相談窓口

INPIT知財総合支援窓口（無料相談窓口）

- **中小企業等が抱える様々な経営課題**について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの**「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口**として、**全国47都道府県に「INPIT知財総合支援窓口」を設置**。
- より専門的な内容の相談は、弁理士・弁護士・ブランド専門家・デザイナーといった**専門家及び様々な関係支援機関と連携して支援**を行い、効率的・網羅的な支援を提供。

ポイント１

✓ 相談無料、もちろん秘密厳守です！

ポイント２

✓ 経験豊富な企業ＯＢ等の支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします！

✓ 訪問、電話、Web等による支援も可能です。

ポイント３

✓ 専門家からのアドバイスも無料で受けられます！

＜問合せ先＞
INPIT知財総合支援窓口全国共通ナビダイヤル
直通：0570-082100
※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

（参考）INPIT知財総合支援窓口HP「知財ポータル」
https://chizai-portal.inpit.go.jp/

産業財産権相談窓口（無料相談窓口）

- **産業財産権の出願等手続一般**について、**無料で相談に対応する窓口**を特許庁庁舎１階に設置。
- 特許庁への特許、実用新案、意匠、商標等の出願の仕方について、どんな小さな疑問にも誠意をもってお答えします。

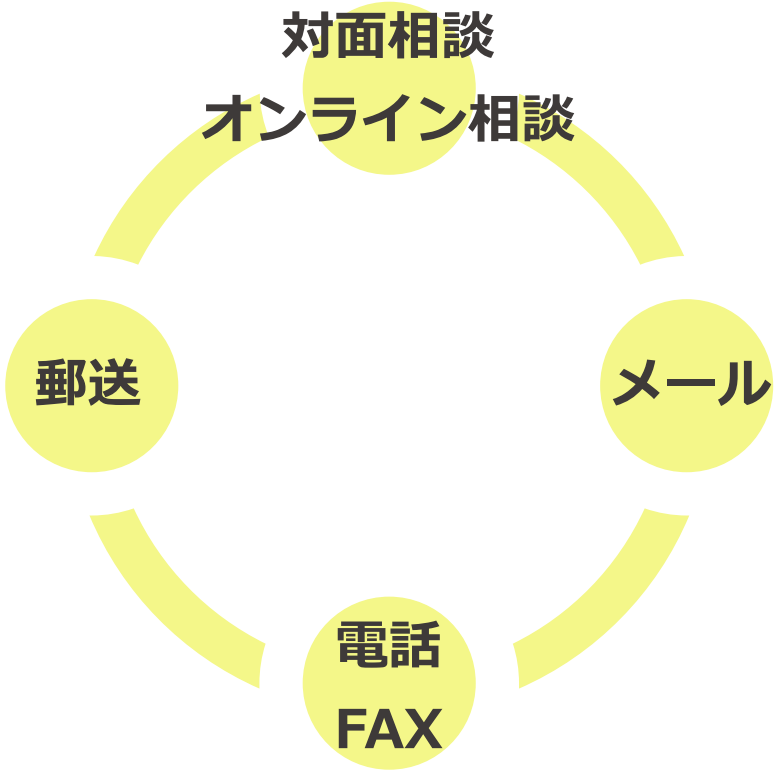

- ✓ 手続は誰でもできる？
- ✓ 登録までにかかる費用は？
- ✓ 権利を譲渡したい
- ✓ 住所・名称が変わった
- ✓ 提出書類の記載事項チェックを依頼したい

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）公報閲覧・相談部　相談担当

TEL：03-3581-1101（内線2121～2123）
問合せフォーム：
https://www.inpit.go.jp/form/0004.html

（参考）INPIT HP「産業財産権相談窓口について」
https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

知財戦略エキスパート

- 企業等における現場で培った、**知財戦略に関する高度な専門知識と豊富な知財実務経験を有する支援のスペシャリスト**。
- 知財戦略エキスパートが支援する専門窓口を設置。ユーザーから寄せられた相談や支援要請に対し、**知財課題の解決をサポート**（相談無料、全国各地へ無料で訪問可能）。
- また、全国各地のセミナー、シンポジウム、研究会等に対する知財戦略エキスパートの講師派遣を無料で実施中。

＜知財戦略エキスパート＞

✓ **５つの専門窓口**

- 海外展開知財支援窓口
- 営業秘密支援窓口
- スタートアップ支援窓口
- アカデミア知財支援窓口
- 関西知財戦略専門窓口

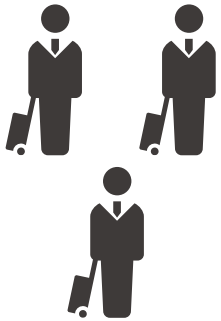

✓ **セミナー等講師派遣**

- 海外展開、営業秘密管理、スタートアップ、大学・研究者の知財戦略に関するセミナーを実施。

連携

✓ INPIT知財総合支援窓口

※ 各都道部県に設置

✓ INPITの公募採択型支援

※ IPAS、iAca、iNat、IPL

✓ 他支援機関

※ 中小機構、JETRO、IPA、NEDO　等

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財戦略部　エキスパート支援担当

TEL：03-3581-1101（内線3823）
E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp
問合せフォーム：
https://www.inpit.go.jp/form/0004.html

海外展開知財支援窓口（無料相談窓口）

- 中堅・中小企業等の**海外展開に関する知財相談**を受付（相談無料）。
- **知財戦略エキスパート**が中堅・中小企業等を訪問し、**ビジネスの海外展開に応じた知財マネジメント**をアドバイス。セミナー等の講師として派遣も可能。

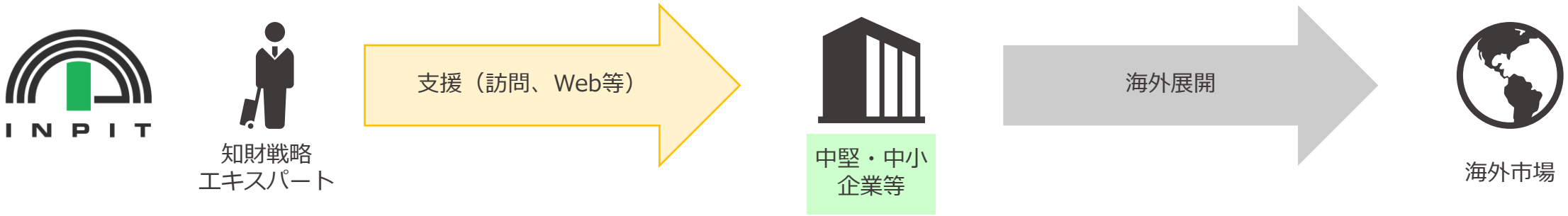

＜支援・アドバイス例＞

- ✓ 知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築を支援
- ✓ 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、展示会出展やサンプル提供等の方向性についてアドバイス
- ✓ 技術流出のリスク軽減のために社内知財管理体制を構築する支援　など

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財戦略部　エキスパート支援担当

TEL：03-3581-1101（内線3823）
E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp
問合せフォーム：
https://www.inpit.go.jp/form/0004.html

（参考）INPIT HP「海外展開支援相談窓口について」
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd_madoguchi/index.html

営業秘密支援窓口（無料相談窓口）

- 中堅・中小企業等の**営業秘密に関する相談**を受付（相談無料）。
- **知財戦略エキスパート**が中堅・中小企業等を訪問し、**営業秘密に関する各種支援**を実施。
- 講師派遣のほか、相談内容に応じて、弁護士や警察庁、情報処理推進機構（IPA）と連携。

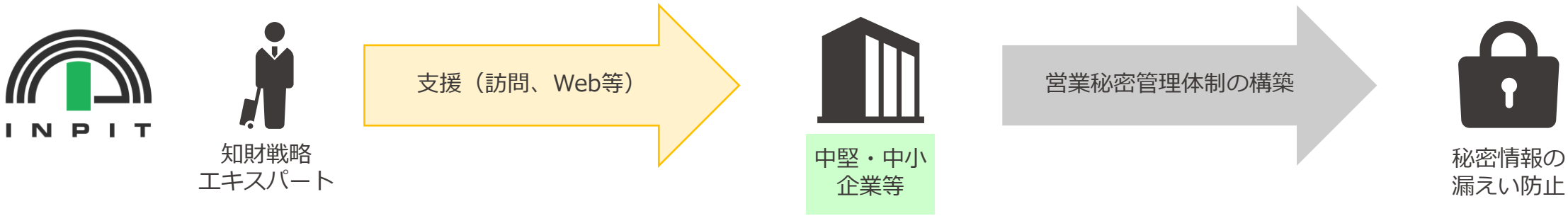

＜窓口への相談例＞

- ✓ 営業秘密に関する管理体制を構築したい。
- ✓ 営業秘密の漏えい・流出事案への対処方法を知りたい（要望に応じて警察庁と連携可能）。
- ✓ 情報セキュリティ対策を強化したい（要望に応じて情報処理推進機構（IPA）と連携可能）。
- ✓ 権利化／秘匿化の判断や、それらを組み合わせた知財戦略を知りたい。　など

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財戦略部　エキスパート支援担当

TEL：03-3581-1101（内線3823）
E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp
問合せフォーム：
https://www.inpit.go.jp/form/0004.html

（参考）INPIT HP「営業秘密相談窓口について」
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html

スタートアップ知財支援窓口（無料相談窓口）

- **スタートアップに関する知財相談**を受付（相談無料）。
- **知財戦略エキスパート**が訪問し、**VCからの資金調達、ビジネスプラン等**について知財面からアドバイス。セミナー等の講師として派遣も可能。

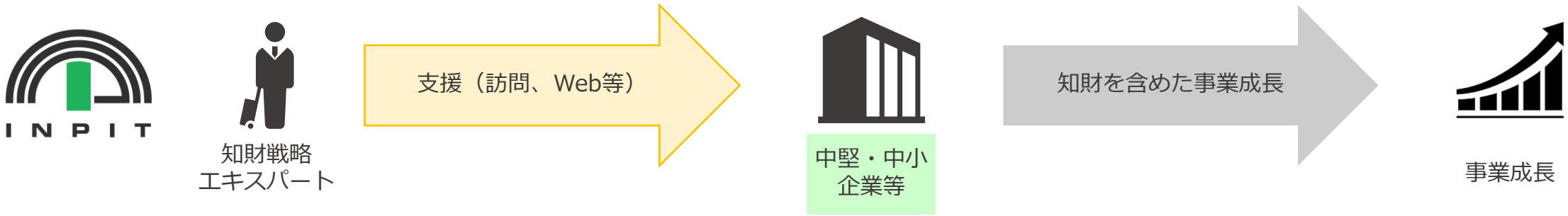

＜支援・アドバイス例＞

- ✓ VCからの資金調達に向けて、知財面のアドバイス
- ✓ ビジネスプランに必要な知財の考え方のアドバイス
- ✓ 展示会やピッチに参加する際、情報をどこまで出しても良いかアドバイス　など

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財戦略部　エキスパート支援担当

TEL：03-3581-1101（内線3823）
E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp
問合せフォーム：
https://www.inpit.go.jp/form/0004.html

（参考）INPIT HP「スタートアップ支援相談窓口について」
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_startup/index.html

押さえておきたい！

知財に関する各種支援メニュー

中小企業等の料金減免制度

➢ 中小企業等に納付いただく料金が減免される制度。証明書類の提出も不要。

料金減免・支援制度のご案内（2019年4月～）

2025年4月版

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

特許・国際出願（PCT）

中小企業等の皆様が納付いただく特許・PCTの料金について**証明書類不要の簡単な手続**で、減免※1申請できます。

特許・PCTの減免制度の対象者及び軽減率
（審査請求料・特許料は審査請求日が2019年4月1日以降の案件、PCT出願にかかる手数料は出願日が2024年1月1日以降の案件の場合）

対象者※2（詳細は中面）	審査請求料、特許料（第1年分から第10年分まで）	PCT出願に係る手数料
中小企業・研究開発型中小企業・大学・試験研究機関等	1/2に軽減	
小規模企業・中小スタートアップ企業	1/3に軽減	
福島関連中小企業	1/4に軽減	
生活保護受給者・市町村民税非課税者	免除または1/2に軽減	-
所得税非課税者、法人税非課税中小企業	1/2に軽減	-

※1 PCTについては、軽減・支援措置を実施。
※2「企業」には、個人事業主も含まれます。
※3 減免制度の改正（令和6年4月1日施行）により、特許出願の審査請求料の減免制度について、一部件数制限が設けられています。
詳細は下記二次元コードより、「審査請求料の減免制度の改正（令和6年4月1日施行）に関するお知らせ」をご確認ください。

実用新案

一定の要件を満たす個人（生活保護受給者等）を対象に、実用新案の技術評価の請求手数料、登録料（第1～3年分）について、減免・猶予措置を申請できます。
詳細については、P.5をご覧ください。

地域団体商標

地域団体商標の出願料・登録料・更新料について、以下の軽減措置を申請できます。
詳細については、P.7をご覧ください。
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく手数料等の軽減（廃止前の中小企業地域資源活用促進法に基づく軽減措置を含む。）
・福島復興再生特別措置法に基づく手数料等の軽減
・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づく手数料等の軽減
※地域団体商標として登録を受けるためには、「地域の名称」と「商品（サービス）名」等の組み合わせからなることが必要です。

詳細は特許庁ホームページでも確認できます。

特許・実用新案・PCT
（特許料等の減免制度）
（手続に関するQ&A）

地域団体商標
（減免制度について）

料金減免制度に関するご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101　内線2105
PA0260@jpo.go.jp

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料	：1/2に軽減
特許料（1~10年）	：1/2に軽減

＜PCT国際出願＞ ※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料	：1/2に軽減
予備審査手数料	：1/2に軽減
国際出願手数料	：1/2に軽減（1/2を特許庁が負担）
取扱手数料	：1/2に軽減（1/2を特許庁が負担）

出願審査請求料・特許料の減免申請方法

出願審査請求書 → 特許査定 → 特許料納付書（第１～３年分） → 特許料納付書（第４年分） → 特許料納付書（第10年分）

出願審査請求料の減免を受ける際には、【手数料に関する特記事項】に**減免を受ける旨**及び**減免申請書の提出を省略する旨**を記載します。

■特許料の減免を受ける場合
特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、【住所又は居所】又は【識別番号】、及び【氏名又は名称】を記載し、【特許料等に関する特記事項】に、**減免を受ける旨**及び**減免申請書の提出を省略する旨**を記載します。

■第１～３年分の特許料の全額免除を受ける場合
「特許料減免申請書」を提出してください（特許料納付書の提出は不要 ）。

（注意）
軽減を受ける場合は、特許料納付書に都度上記記載が必要になります。

料金減免申請時に、証明書類を提出する必要はありません。

申請人 → 出願審査請求書／特許料納付書＋特記事項への記入 → 特許庁

減免を受ける旨の記載内容、共同出願における審査請求書・納付書への記載方法など詳細な料金減免申請方法はこちら
（特許庁ホームページ）

減免制度等における対象者及び対象者別軽減・負担率

対象者	軽減・負担率	
	出願審査請求料、特許料1～10年分	国際出願に関する手数料
中小企業（※）	1/2に軽減	1/2に軽減 （1/2を特許庁が負担）
小規模・中小スタートアップ企業	1/3に軽減	1/3に軽減 （2/3を特許庁が負担）
福島特措法の認定中小企業	1/4に軽減	1/4に軽減 （3/4を特許庁が負担）
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、試験研究独立行政法人等、公設試験研究機関を設置する者、試験研究地方独立行政法人等	1/2に軽減	1/2に軽減 （1/2を特許庁が負担）
生活保護受給者、市町村民税非課税者	出願審査請求料、特許料1～3年分：免除 特許料4～10年分：1/2に軽減	軽減なし
所得税非課税者、事業税非課税者	1/2に軽減	軽減なし

※法人税非課税中小企業と研究開発型中小企業を含む。

国際出願に関する手数料の軽減・支援措置

➢ **中小企業やスタートアップ企業、大学**などが、日本語でPCT国際出願を行う場合、国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置により、**手数料負担が緩和**。

中小企業
大学
1/2

小規模企業
中小スタートアップ企業
1/3

福島浜通り地域等の
中小企業※
1/4

軽減措置

対象となる手数料
出願時：**送付手数料・調査手数料**
国際予備審査請求時：**予備審査手数料**
（手続時に手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付）

申請方法
願書又は予備審査請求書と**同時に**、軽減申請書を提出してください

※大企業の子会社は基本的に対象外

国際出願手数料等支援措置

対象となる手数料
出願時：**国際出願手数料**
国際予備審査請求時：**取扱手数料**
（手続時に手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付）

申請方法
願書又は予備審査請求書と**同時に**、軽減申請書を提出してください

※軽減申請書が添付されていることをもって本支援措置の申告があったものとして取り扱います
※大企業の子会社は基本的に対象外

証明書の提出不要

※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）

IPAS事業（スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業）

- 主に創業期のスタートアップに向けて、**ビジネスの専門家と知財の専門家からなる知財メンタリングチーム**を派遣し、**ビジネス戦略に連動した知財戦略の構築**を伴走支援。
- **INPIT内の専門家（知財戦略エキスパート）と連携**して、シナジーのあるスタートアップ支援体制を構築。

※ 2018年４月から2025年６月までで、合計122社に支援。

＜IPASの支援スキーム＞

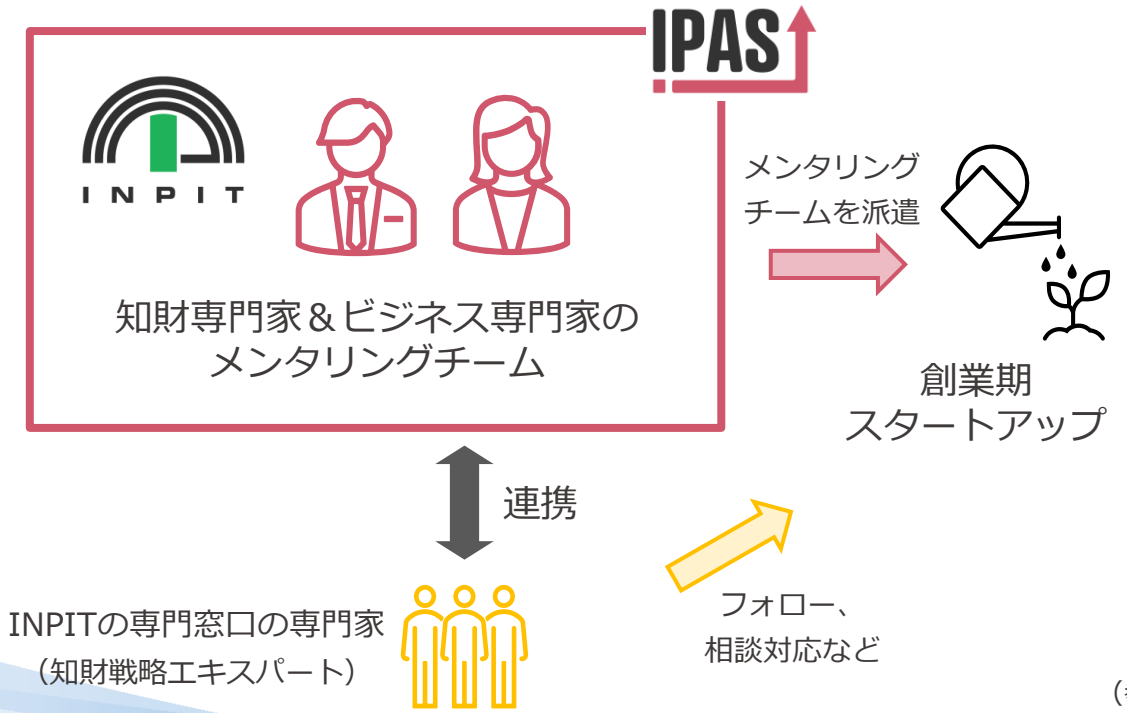

- ✓ 支援期間は**約５か月**。2時間×10回の支援を実施。
- ✓ 公募は**常時受付**に。**年２回**採択のタイミングがあるため、申請はより行いやすく。
- ✓ 成果を発表するフォーラム（Demo-Day）を開催。スタートアップ支援関係者等とのネットワーキングの場も提供。
- ✓ 年間**20社**程度を支援予定。

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）知財戦略部　スタートアップ支援担当

TEL：03-3581-1101（内線3841）
E-mail：ip-sr06@inpit.go.jp

（参考）INPIT HP「スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IPAS）」
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipas/index.html

IPランドスケープ支援事業

- 中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、**「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、強みを生かした解決策を提案**する支援。
- 公募・審査を経て採択された申請者に対し、**専門家が特許情報等の知財情報と市場情報を組み合わせた分析**を行い、**結果の報告と経営層の意思決定に資する提案**を行う。

市場や事業等の情報

◆市場情報　◆事業情報　◆自社内部情報　◆自社保有の他社情報

知財に関する情報

◆特許・意匠・商標　◆技術・無形資産（論文・ブランド等）

専門家による
分析、報告、提案

「経営」や「事業」に関する具体的な課題を解決するための戦略策定

（一例）

市場情報→市場規模の推移

検討する事業の市場規模推移

●●用肌着の市場は★★需要により**今後も安定した増加が見込まれて**おり、自社の新たな事業の柱として好適である。

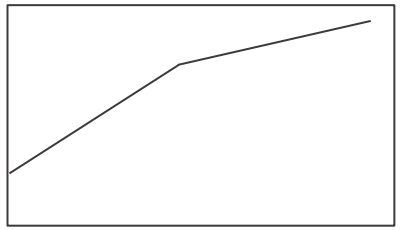

事業情報→バリューチェーン分析

検討する事業のバリューチェーン分析

●●用肌着領域では、素材の調達、加工…では**自社の既存の経営資源を活用できる**が、◆◆は不足しており**外部連携も含めて選択肢に**…。

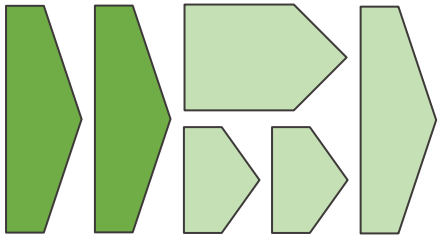

知財情報→自社・他社の技術的な強み比較

自社・競合他社の保有特許の分析

親水性と保温性の両立は自社素材**独自の特徴**であり、この強みを生かすことができる領域への参入が望まれる。

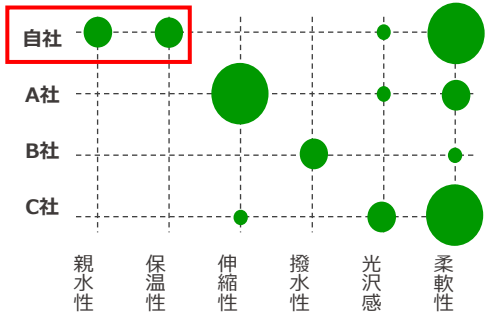

＜問合せ先＞
（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）
知財戦略部　スタートアップ支援担当

TEL：03-3581-1101（内線3841）
E-mail：ip-sr06@inpit.go.jp

（参考）INPIT HP「IPランドスケープ支援事業」
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html

知財金融事業（中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業）

- 保有する経営資源（人・もの・金・情報）が限られている中、多くの中小企業が自力で企業戦略を構築・実行し、企業価値を高めるには至っていない。
- **知財・無形資産の活用戦略を構築・実行している中小企業**の価値が向上し、更なる成長の後押しとなるような金融機関支援（ファイナンス等）につながる仕組みを構築することが重要。
- 本事業では、中小企業と金融機関との協創により、**中小企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上**を目指す。

本事業のスキーム

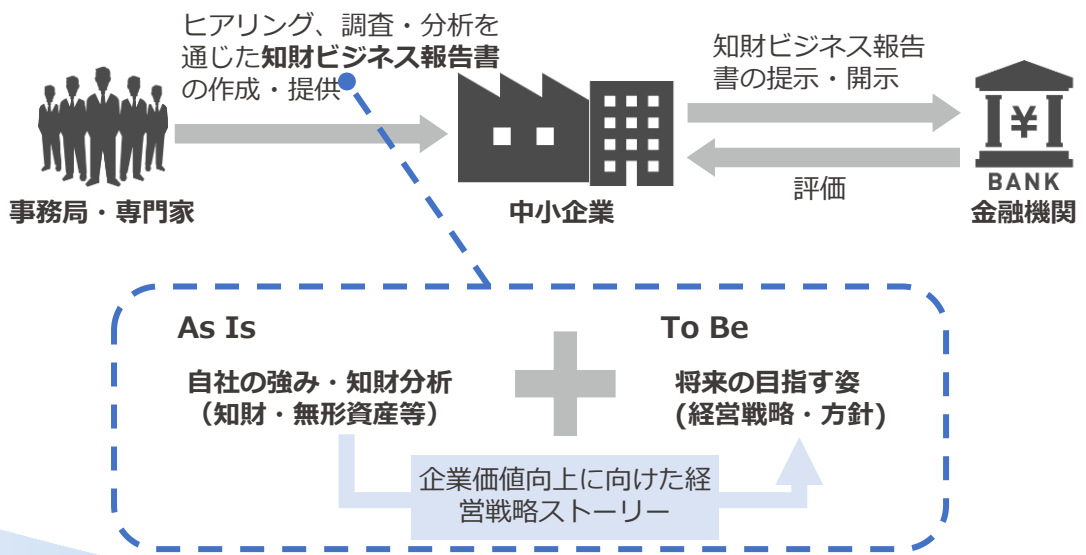

本事業が目指す仕組み

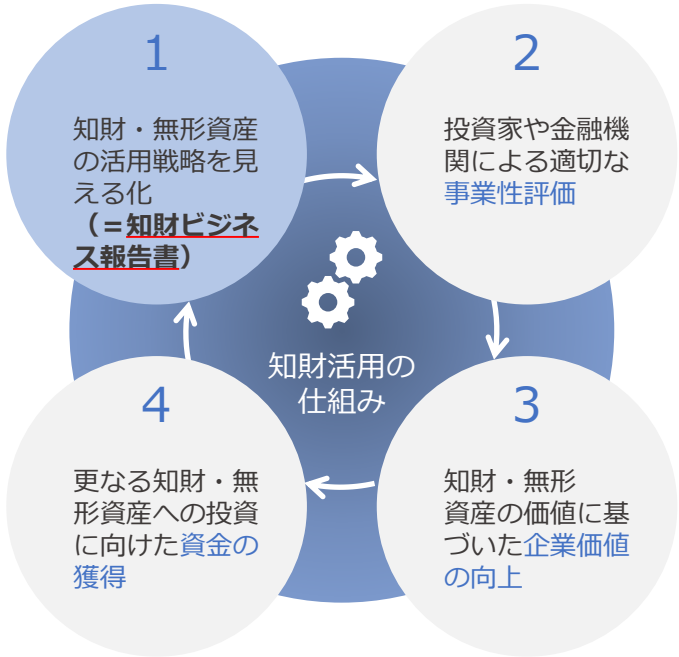

＜問合せ先＞
特許庁総務部普及支援課
支援企画班
PA02G0@jpo.go.jp

知財金融ポータルサイト
⇒二次元コードから↓

（参考）知財金融ポータルサイト
https://chizai-kinyu.go.jp/

海外出願支援事業

➢ 日本に基礎出願がある特許、実用新案、意匠、商標について、外国での出願・権利化を予定している**中小企業に対して**、都道府県等中小企業支援センター等を通じて、**外国出願に要する費用の１／２を助成**。

対象費用	①　外国特許庁への出願手数料 ②　①に対する国内代理人、現地代理人費用 ③　①に対する翻訳費用
補助率	１／２
上限額	• １企業当たり：300万円 • １案件当たり：特許　150万円 実用新案・意匠・商標　各60万円 冒認対策商標（※）　30万円 ※ 第三者による商標の抜駆け出願（冒認出願）への対策を目的とした商標出願
支援対象	中小企業等（みなし大企業を除く）
支援要件	• 応募時点で日本国特許庁に対して、特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであること。 • 採択後、指定する期限までに、国内出願を基礎に優先権主張を伴う外国出願をする予定の案件であること（商標は優先権を必ずしも要しません）。 • 技術調査等の結果から、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。　など ※ 詳細は、特許庁ホームページを御確認ください。

＜補助のイメージ＞

＜問合せ先＞
○実施機関
都道府県等中小企業支援センター等

○制度全般について
特許庁総務部国際協力課海外展開支援室
TEL：03-3581-1101（内線2577）

（参考）特許庁HP「外国出願に要する費用の半額を補助します」
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

INPIT外国出願補助金

➢ 特許、実用新案、意匠、商標について、外国での出願・権利化を予定している**中小企業・スタートアップ・大学等に対して、外国出願・審査請求・中間応答に要する費用の一部を補助**。

対象費用	① 外国特許庁への出願手数料 ② ①に対する国内代理人、現地代理人費用 ③ ①に対する翻訳費用 ④ 出願審査請求・拒絶理由通知に対する応答手続に要する費用
補助率	１／２
上限額	• １事業者当たり：300万円（大学を除く） • １案件当たり： 特許出願 150万円 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願 各60万円 商標の抜駆け対策出願 30万円
支援対象	中小企業、スタートアップ企業、小規模企業、試験研究機関、大学　等
支援要件	• 応募時点で日本国特許庁に対して、特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであること。 • 採択後、指定する期限までに、国内出願を基礎に優先権主張を伴う外国出願をする予定の案件であること（商標は優先権を必ずしも要しません）。 • 技術調査等の結果から、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。　など ※ 詳細は、INPITホームページを御確認ください。

補助金申請は jGrants（電子申請システム）で

※jGrants（電子申請システム）での申請のみ受け付けます。

GビズIDプライムアカウントの発行に1週間程度かかりますので、早めのID（GビズIDプライムアカウント）の取得をお勧めします。

＜問合せ先＞
○INPIT外国出願補助金事務局
（一般社団法人発明推進協会）

受付時間：10:00-17:00（土日祝日及び12/29-1/3を除く）
TEL：03-3502-5424
E-mail：info@gaikoku.inpit.go.jp

（参考）INPIT HP「INPIT外国出願補助金」
https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html

模倣品対策支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）

➢ 海外での模倣品被害を受けた**中小企業に対して、海外侵害調査、警告上の作成、行政摘発の実施等**に要する費用**の２／３を助成**。

対象費用	① 模倣品調査（製造元や流通経路の把握） ② 調査結果に基づく警告文作成、行政摘発、取締り ③ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求、模倣品販売サイトの削除申請 ④ 代理人費用 ※ ①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もありますので、事前に補助金申請先のJETROに御相談ください。
補助率	２／３
上限額	400万円
支援対象	中小企業、中小企業者で構成されるグループ（みなし大企業を除く） ※ 地域団体商標の登録主体も対象
支援要件	• 対象国で、特許、実用新案、意匠、商標を保有していること。 • 対象国において、権利侵害の証拠があること。 ※ 詳細は、JETROホームページを御確認ください。

＜サポート型支援＞

＜セルフ型支援＞

令和元年度から、支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェトロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援を設置。

本支援制度の詳細は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

＜問合せ先＞
日本貿易振興機構（JERTO）知的財産課
TEL：03-3582-5198
E-mail：SHINGAI@jetro.go.jp

（参考）JETRO HP「中小企業等海外侵害対策支援事業（模倣品対策支援事業）」
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

冒認商標無効・取消係争支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）

➢ 海外で現地企業から冒認商標無効・取消係争があった**中小企業に対して、異議申立てや無効審判請求等**、抜け駆け商標を取り消すための費用の**２／３を助成**。

対象費用	① 冒認商標を取り消すための、異議申立て、無効審判請求、取消審判請求に要する費用 ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まない）
補助率	２／３
上限額	500万円
支援対象	中小企業、中小企業者で構成されるグループ（みなし大企業を除く） ※ 地域団体商標の登録主体も対象
支援要件	• 取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。 • 商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。 ※ 詳細は、JETROホームページを御確認ください。

＜支援スキーム＞

＜問合せ先＞
日本貿易振興機構（JERTO）知的財産課
TEL：03-3582-5198
E-mail：SHINGAI@jetro.go.jp

（参考）JETRO HP「中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）」
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

防衛型侵害対策支援事業（中小企業等海外侵害対策支援事業）

➢ 海外企業からの警告・訴訟などの係争に巻き込まれた**中小企業に対して、対抗措置**にかかる費用の**２／３を助成**。

対象費用	弁理士・弁護士への相談等費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用等（和解金・損害賠償金は含まない）
補助率	２／３
上限額	500万円
支援対象	中小企業、中小企業者で構成されるグループ（みなし大企業を除く） ※ 地域団体商標の登録主体も対象
支援要件	海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれたりしている中小企業。 ① 冒認出願等により現地の産業財産権を海外企業に先取されている。 ② 現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。 ③ 無審査によって取得できる現地の産業財産権が海外企業との間で並存している。

＜支援スキーム＞

＜問合せ先＞
日本貿易振興機構（JERTO）知的財産課
TEL：03-3582-5198
E-mail：SHINGAI@jetro.go.jp

（参考）JETRO HP「中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）」
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

海外知財訴訟費用保険事業

➢ 中小企業を会員とする全国規模の団体に補助金を交付し、**中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛け金**の**一部を助成**。

制度概要	海外で知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟を受けた場合の応訴等でかかる弁護士費用等の補填をするもの。
対象経費	全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用 ※ 海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にお問合せください。
補助率	掛金の１／２ ※ ２年目以降の更新の場合は、掛金の１／３
支援対象 支援要件	• ①日本商工会議所、②全国商工会連合会、③全国中小企業団体中央会の会員中小企業（みなし大企業を除く） • 海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業 ※ 要件等の詳細は、「問合せ先」に記載されているウェブサイトを御確認ください。

＜制度の仕組み＞

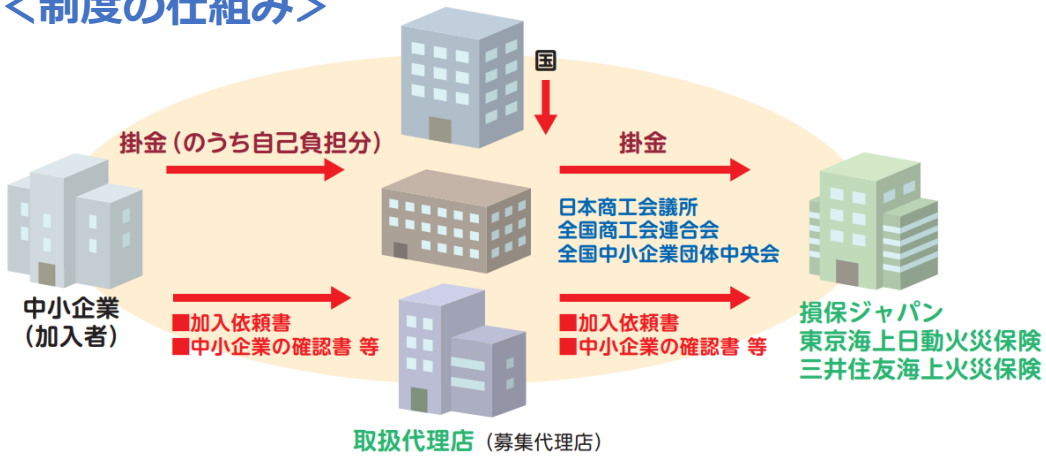

＜問合せ先＞
○保険内容や保険加入について
①TEL：03-3283-7832、②TEL：03-6206-6264、
③TEL：03-3523-4904

○制度全般について
特許庁総務部国際協力課海外展開支援室
TEL：03-3581-1101（内線2577）

（参考）特許庁HP「海外知財訴訟費用保険に対する補助」
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

（参考）支援策に関するパンフレット

➢ 各スライドで紹介した支援メニューの詳細やその他の支援メニューを紹介したパンフレット。併せて御確認ください！

＜問合せ先＞
特許庁総務部国際協力課
海外展開支援室
PA0842@jpo.go.jp

・電子版
⇒二次元コードから↓

＜問合せ先＞
特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官
PA0661@jpo.go.jp

・電子版
⇒二次元コードから↓

まずはこちらをチェック！

知的財産に関する各種情報発信

知財活用事例集「Rights　～その価値を、どう使うか～」

- 知的財産活動に取り組み、経営に生かしている中小企業20事例を紹介した事例集。
- **「社内の開発力」や「営業力の強化」といった“知財活用のメリット”に着目**し、各事例がどのようなメリットを有するかを分析し、知財に不慣れな方にもわかりやすく提示。

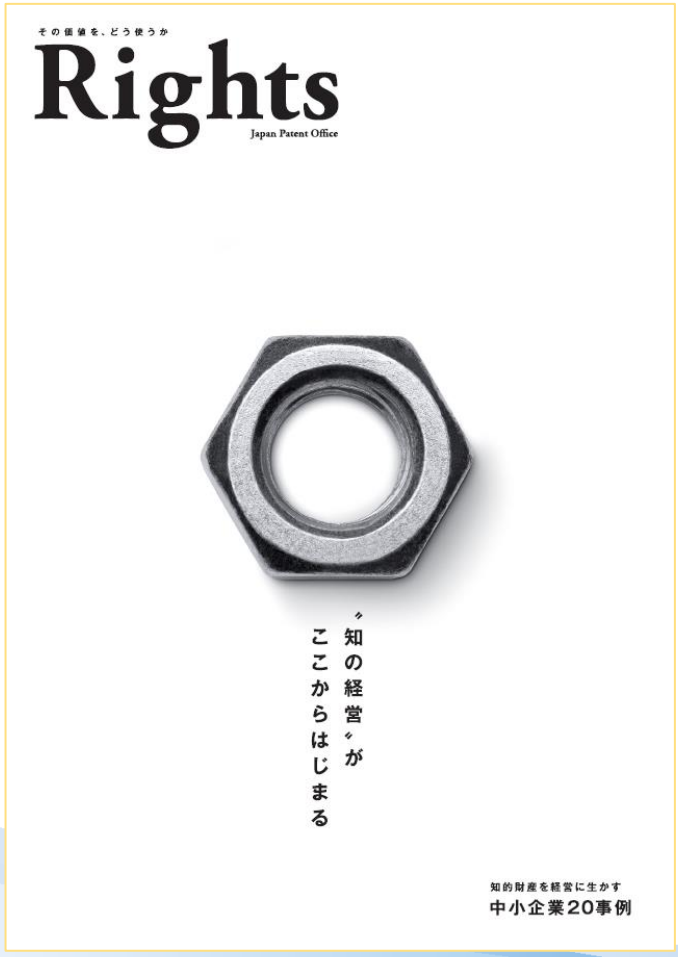

基礎からわかる、**学びから実践**へ導く具体的かつ見やすい記事

“Rights＝権利”で終わらせない、**知財経営を後押し**する入門書

＜問合せ先＞
特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官
PA0661@jpo.go.jp

・電子版
⇒二次元コードから↓

知財活動事例集「中小企業の舞台裏　14事例」

- 経営資源に限りのある**中小企業・小規模企業が知財活動に取り組んだ背景や経営者の独自の考え方を解き明かす**事例集。
- 「知財活動」を14に分類し、知財活動に取り組む全国14の中小企業・小規模企業を紹介。

目　次

はじめに …… P1
14種の知財活動 …… P2
事例1 創出の仕組み …… P8
事例2 見える化・社内共有/理解 …… P10
事例3 市場/他社分析 …… P12
事例4 考案・開発・改良 …… P14
事例5 情報管理 …… P16
事例6 権利化 …… P18
事例7 侵害対策 …… P20
事例8 リスク対策（クリアランス） …… P22
事例9 対外PR …… P24
事例10 ブランディング・価格設定 …… P26
事例11 ルールメイキング・標準化 …… P28
事例12 ライセンス …… P30
事例13 アライアンス …… P32
事例14 海外展開 …… P34
コラム ～機関連携による伴走支援事例～ …… P36
支援情報 ～知財活動に取り組みませんか？～ …… 裏表紙

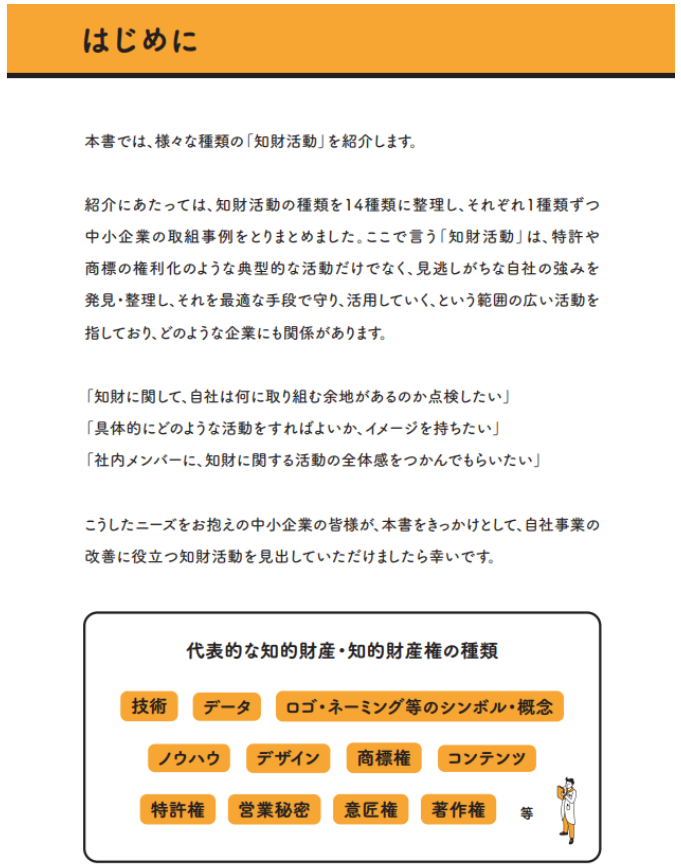

はじめに

本書では、様々な種類の「知財活動」を紹介します。

紹介にあたっては、知財活動の種類を14種類に整理し、それぞれ1種類ずつ中小企業の取組事例をとりまとめました。ここで言う「知財活動」は、特許や商標の権利化のような典型的な活動だけでなく、見逃しがちな自社の強みを発見・整理し、それを最適な手段で守り、活用していく、という範囲の広い活動を指しており、どのような企業にも関係があります。

「知財に関して、自社は何に取り組む余地があるのか点検したい」
「具体的にどのような活動をすればよいか、イメージを持ちたい」
「社内メンバーに、知財に関する活動の全体感をつかんでもらいたい」

こうしたニーズをお抱えの中小企業の皆様が、本書をきっかけとして、自社事業の改善に役立つ知財活動を見出していただけましたら幸いです。

代表的な知的財産・知的財産権の種類

技術　データ　ロゴ・ネーミング等のシンボル・概念
ノウハウ　デザイン　商標権　コンテンツ
特許権　営業秘密　意匠権　著作権　等

1

＜問合せ先＞
特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官
PA0661@jpo.go.jp

・電子版
⇒二次元コードから↓

noteコンテンツ「【特許庁公式】知財担当ってナニしてる？」

- 企業の知財活動について、これまであまり光の当たらなかった**中小企業やスタートアップの「知財人材のリアルな現状」**に焦点を当てて、産業財産権専門官がnoteにて情報発信中。

＜自己紹介記事＞
中小企業・スタートアップの知財担当者にフォーカスしたメディア「知財担当ってナニしてる？」

＜その他の記事＞
月１本程度のペースで記事を配信中！是非御覧ください。

＜問合せ先＞
特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官
メール：PA0661@jpo.go.jp

セミナー、研修の案内（INPIT開催分）

アイデア・研究開発	知財の取得・活用・海外展開
【初級】	
◆ J-PlatPat講習会（無料） ◆ （初級）特許情報活用研修（先行調査を除いてみよう！）（有料 ※中小企業等は免除規定あり・オンライン） ◆ （初級）商標調査研修（有料・オンライン）	◆ （初級）知的財産権研修（有料・オンライン） ◆ 知財マネジメント人材育成教材（国内編・海外編）普及セミナー（無料・グループワーク型（リアル・オンライン）） ◆
【中級】	
◆ 意匠調査研修（審査官の視点に近づこう！）（有料・オンライン） ◆ 特許調査実践研修（有料・オンライン）（大阪工業大学との共催） ◆ 知財活用支援セミナー等[営業秘密、知財戦略等]（無料、依頼により出張開催も可能）	◆ IPランドスケープに関する研修【仮名】（有料 ※中小企業等は免除規程あり・オンライン） ◆ グローバル知財戦略フォーラム（無料・東京） ◆ 知財活用支援セミナー等[営業秘密、知財戦略、海外展開等]（無料、依頼により出張開催も可能）
【上級】	
◆ （上級）特許調査研修（審査官の視点に近づこう！）（有料・オンライン・東京（オンラインと座学のハイブリッド）） ◆ 高度検索閲覧用機器講習会（無料・東京および大阪）	各セミナーの詳細については、以下のURL又は二次元コードから御確認いただけます。 INPIT HP「イベントカレンダー」 https://www.inpit.go.jp/event/index.html

いんぴっとONE

- **INPITが運営する「いんぴっとONE」**では、中小企業、大学、支援機関等を対象に、知財に気付き、理解を深め、互いに交流できる場を提供。
- セミナー形式で情報発信するとともに、交流会を開催してコミュニティ形成を促進。

いんぴっとONE

1．セミナーへの参加

✓ 経営や研究開発に知財を活用して成功した事例や、INPIT支援の活用事例を学ぶことができます。

2．交流会（ネットワーキング）への参加

✓ いんぴっとONEの会員（登録無料）が優先的に参加いただけます。

3．Webサイト情報の活用

✓ 経営や事業、研究開発に知財を最大限活用するための豊富な情報源です。

いんぴっとONEホームページ
https://inpitone.inpit.go.jp/

<お問合せフォーム>
https://inpitone-member.inpit.go.jp/forms/questionform_n

（参考）知的財産管理技能検定の御案内

- **企業等における知的財産マネジメントに関する知識と技能を測る国家試験**。政府の「知的財産推進計画」で推奨。
- 合格者は国家資格「知的財産管理技能士」を取得。中小企業からも多数受検。

＜社内に知的財産管理技能士がいるメリット＞

- ✓ **競争優位の構築、ブランド構築**などの知財活動の実践で事業成長を実現可能
- ✓ **他社権利侵害予防**や**自社権利の保護**などリスク回避可能
- ✓ 弁理士等専門家と**効率的なコミュニケーション**が可能
- ✓ 専任部署ではなく**兼任担当による知財マネジメント**が実現可能

試験日	第52回　2025年11月16日（日）
実施試験種	1級学科試験：特許専門業務 1級実技試験：コンテンツ専門業務 2級学科試験・実技試験 3級学科試験・実技試験
実施地区	北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、山梨、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、沖縄
申込受付期間	2025年6月23日～10月7日
結果通知日	2026年1月5日

試験日	第53回　2026年3月8日（日）
実施試験種	1級学科試験：ブランド専門業務 1級実技試験：特許専門業務 2級学科試験・実技試験 3級学科試験・実技試験
実施地区	北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、福井、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡
申込受付期間	2025年10月22日～2026年1月26日
結果通知日	2026年4月20日

（参考）国家試験　知的財産管理技能検定
https://www.kentei-info-ip-edu.org/

詳しくはこちら！

特許庁からのお知らせ

- 特許庁の最新情報は、X「**特許庁**」公式アカウント

特許庁ＨＰの更新情報と特許庁に関連するニーズの高い情報を発信！

フォローはこちらから▷

- 中小企業関連お得情報は、X「**特許庁中小企業支援チーム**」

産業財産権専門官の活動情報や、中小企業向けのお得な情報を発信！

フォローはこちらから▷

- 知財の“いま”がわかる！広報誌「**とっきょ**」

様々な特集テーマで、知財について御紹介しています。

最新号はこちらから▷

- 特許庁広報室公式YouTubeチャンネル「**JPOちゅーぶ**」

知財についてよく分からない、知らないという方に向け、知財の魅力・重要性を分かりやすくお届け！

チャンネル詳細はこちらから▷

無料でセミナー講師として伺います！

- 特許庁の産業財産権専門官が、中小企業・自治体・支援機関等向けの講師として伺います。
- 派遣にかかる旅費、謝金等は一切不要。知財経営を知るきっかけとして是非御活用ください！

1．セミナーの開催例

＜講義概要＞

・中小企業の社員研修の一貫として実施

・40名の社員が参加（少数、他社からの参加あり）

＜講義内容（90分）＞

1．知的財産・知的財産権とは？

2．中小企業・知的財産経営のススメ

3．特許庁の中小企業支援策について

講義内容、時間、開催日等は相談によりカスタマイズすることが可能です。
土日、夕方から開催のセミナーも受け付けています！

2．開催先

・中小企業、スタートアップ

・自治体、官公庁

・中小企業支援機関

・金融機関　等

3．お申込み・お問合せ

特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官
TEL：03-3581-1101
（内線2340）
E-mail：PA0661@jpo.go.jp

（参考）情報発信

＜Xでの情報発信＞

中小企業向け情報や中小企業支援の活動情報を発信中！

アカウント：**特許庁中小企業支援チーム**

＜noteでの情報発信＞

中小・SUの知財担当者にフォーカスした記事を発信中！

アカウント：**【特許庁公式】知財担当ってナニしてる？**

御清聴ありがとうございました

産業財産権専門官の派遣、本説明会の内容に関する御質問等は、
以下の宛先までお問い合わせください。

特許庁総務部普及支援課　産業財産権専門官

TEL：03-3581-1101（内線2340）

E-mail：PA0661@jpo.go.jp

特許庁